

会報

第 103 号

国立大学協会

昭和 59 年 2 月

(第34卷第1号 通卷第103号)

会報

第103号

2
月号



国立大学協会事務局

◇ 目 次 ◇

●エッセー

所見あれこれ 琉球大学長 宮城 健 5

●学長の国際交流

ニュージーランド国大学学長の来日 第5常置委員長 西川 義正 10
帯広畜産大学長

事業報告

●諸会議議事要録 (10月～12月)

理事會(10.26) 23

会務報告

(高知大学長の逝去について、宮崎大学長の逝去について、国立
大学教官等の待遇改善に関する要望書について、人事院勧告に関
する要望書について、育英奨学事業の改善と充実についての要望
書について、ニュージーランド国大学学長の招待について、オラ
ンダ国大学関係調査団との懇談会について、文部省首脳との懇談
会について、「著作権」の問題に関する意見書について、大学入
試センターの評議員について、国大協宛要望書について)

協 議

第73回総会の日程について
学長懇談会の運営について
第74回総会の日時・場所等について
委員長の交代について
各委員会委員長報告と協議

第73回総会 (11.16) 35

会務報告

協議事項

各委員会委員長報告と協議
入試改善について(第2常置委員会、入試改善特別委員会)
各地区国立大学長会議における討議事項の報告

第40回事務連絡会議 (11.17) 48

総会状況報告
大学入試センター連絡事項
文部省連絡事項

第1常置委員会 (10.17)	54
大学のあり方について(小委員会の経過報告と今後のすすめ方について)	
第1常置委員会 (12.12)	57
高等教育の計画的整備について	
大学のあり方の検討小委員会 (10.3)	62
今後の検討課題について	
大学のあり方の検討小委員会 (11.1)	66
大学の研究・教育上の問題点について	
大学のあり方の検討小委員会 (12.9)	70
大学の研究・教育上の問題点について	
第2常置委員会 (10.6)	74
共通第1次学力試験の実施期日等の繰り下げについて	
第2常置委員会 (11.15)	78
共通第1次学力試験の実施期日等の繰り下げについて	
第3常置委員会 (11.8)	80
学生の厚生補導に対する考え方について	
勤労学生の控除制度廃止の問題について	
第5常置委員会 (11.15)	85
ニュージーランド国大学長の招待について	
留学生問題について	
外国人教師・講師等の問題について	
第6常置委員会 (10.3)	87
授業料問題について	
技能・労務職員等の補充問題について	
入試改善特別委員会 (11.1)	92
今後の検討課題について	
入試改善特別委員会 (12.1)	98
共通1次試験の教科・科目について	

大学院問題特別委員会 (11.15)	102
当面の問題と小委員会の設置について	
大学院問題特別委員会小委員会 (12.7)	103
“旧設大学院”の改善について	
医学教育に関する特別委員会 (10.12)	113
国立大学附属病院の医療の問題について	
医学部学生定員の問題について	
医学部の体質改善の問題について	
図書館特別委員会 (11.15)	117
今後の大学図書館のあり方について	
教員養成制度特別委員会 (10.25)	121
大学における教員養成の問題に関する報告書のまとめについて	
教員養成制度特別委員会 (12.5)	124
今後の検討課題について	
●第73回総会国立大学協会事業報告	128
諸会合 (各委員会主要審議事項)	
要望書その他の諸活動 (対外的諸活動/各国立大学への意見照会等/ 資料・連絡強化等)	
要望書の受理	
刊行物	
●諸会合 (昭和58年10月～12月末までの開催会議)	
<u>要 望 書 等</u>	
勤労学生控除制度について (要望)	139
教員養成制度並に免許制度改正について (要望)	139
国立大学の授業料の改定について (要望)	140
共通1次試験の改革——中曽根総理に言ったこと	141
<u>そ の 他</u>	
学長等の異動	142
寄贈図書	142

所見あれこれ

琉球大学長 宮城 健

*

国大協事務局から寄稿の要請をうけたとき、無精故に困惑した。私の学長任期は今年五月で満了することになっている。多分、事務局もそのことを御承知で機会を与えて下さったものと思う。事務局の平素の御苦労をおもうとき、折角の御好意を御断りして、御迷惑をおかけしては誠に申訳ないと思い、重いペンを執ることにした。

私が学長に就任したのは、昭和五十三年六月であった。広い学長室に一人で居るとき、学長は孤独な職業だとしみじみ感じた。卒業式や入学式で只一人式服を着たとき、学長は窮屈な職業だと思った。集会等で挨拶を頼まれたり、出版物に執筆を請われるたびに、私の無精故に困惑もした。然し、今年五月の末には、これらのことから解放されることになっている。今年六回目の正月を迎えての年頭の挨拶では、ほんとに「新年あけましておめでとうございます」を実感した次第である。

学長に就任以来、大学を代表して、幾度か国大協総会等にも出席して、多くの学長先生方と懇談の機会を持つことができた。学長さん方から貴重な体験談や有益な御意見を沢山いただいたことは私にとって有難いことであった。記憶に残っていることを幾つか記して、御礼にかえたい。

一 文部省主催の学長会議でのことだったと記憶している。ある学長さんが要旨以下の発言をされた。即ち、「学術の国際化への対応のためにも、大学の若手研究者をできるだけ多く、諸外国での学術会議に派遣できる制度をつくって欲しい。若し、財政上の困難があるならば、現行の在外研究員派遣制度を廃して、その経費を若手研究者の派遣にあてることも考えてみてはどうだろう。」残念なが

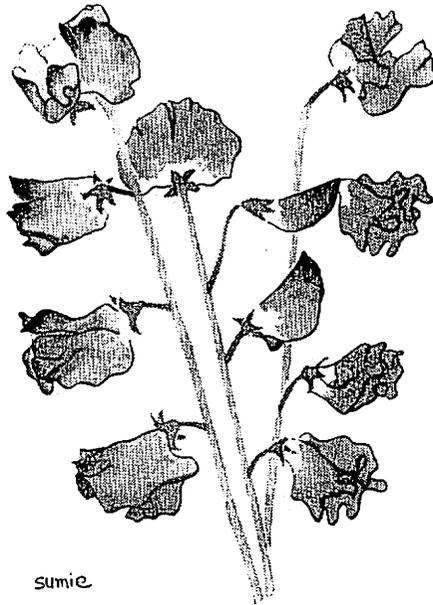
ら、この提言は今日まで実を結ばずじまいになっている。私はこの提言を将来に目を向けた素晴らしい提言だと思っている。然し、よいと思っても、現行の国立大学の予算の仕組みでは、一国立大学が若手研究員の海外派遣を実施することは不可能なことである。現行の予算の仕組みは、研究や学術国際交流を行うには、あまりにも小廻りがきかなさすぎるように思う。

この提言があったのが、丁度私の大学の創立三十周年記念事業を策定していた頃であった。幸いにも、記念事業の一つに学術国際交流基金の設定を評議会で認めて貰うことができた。寄附金は、後援財団と同窓会の協力で集められた。基金は当初の目標額には達しなかったが、今日、基金の果実で毎年八名乃至十名の研究者に対して、自費での国際学会出席等に援助を与えることができるようになっている。

二 琉球大学に医学部が設置されたのは昭和五十四年で、その翌々年から学生を受入れた。ある学長さんは、次の助言をして下さった。「琉球大学は我が国最南端の国立大学である。従って、東南アジアに近い位置にあって、気候風土も似ているのだから、入学定員の半数は東南アジア諸国からの留学生にあてたらどうだろう。」当初、乱暴な提言と思った。然し、将来をみとおした卓見とも思えてきた。

沖縄は、戦後医師不足に悩んだ。その解消のため、医学生を主とした国費学生制度をつかって貰って、医師の養成を行ってきた。然し、現在でも猶医師の数は全国平均に遠く及ばないといわれている。従って、当分の間医学部の役目は沖縄の医師不足の解消のための医師の養成になろう。

我が国では、ここ十数年来医師養成機関が急増した。近い将来、医師過剰社会が訪れるのではないだろうか最近ささやかれた。多分遠からず、医学部の入学定員削減の時期が訪れることになるだろう。その時こそ、乱暴とも思えた学長さんの助言が現実性をもった卓見として活かされることになるだろう。現在、



私の大学では、台湾やフィリピン等から僅かながら医学留学生と医学研修生を受入れている。数年後には、それらが全医学生の一割程度にまで増えることを願っている。

三 キャンパス移転問題が学部間の意見の対立で纏まらず、意見調整に苦慮していると、ある学長さんは嘆かれた。戦後の新制総合大学はその殆んどが、旧制の高等学校や高等専門学校との合体で誕生した。従って、新制の総合大学は、夫々に輝かしい立派な歴史をもった新制学部の集合体ともいえる。夫々の学部の歴史が立派であればあるほど、各学部の自己主張が強くなり、学部間に違和感が生じるのも止むを得ないことかも知れない。

沖縄には戦前高等教育機関はなかった。戦後琉球大学の創立で、医学部を除く各学部が同時に産声をあげたのである。創立以来、幾度か学部の改編はあったものの各学部は殆んど同じ歴史をもち、学部間には長幼の差はない。従って、学部間にきわだった意見の対立もなく、極めて協調的である。その結果、十数年来継続実施されてきたキャンパス移転整備事業は順調に進み、今年十月、新附属病院の開院で、移転は無事終了することになっている。学長さんの嘆きをきいて、私

の大学の良さがしみじみ感じられた次第である。この素晴らしい学部間の協調性は、今後とも大学の宝として大事にしていきたいものである。

四 ある学長さんの発意で、国大協加盟大学の学長さんのうち、希望者からなる訪中団に私も加えていただいて、中国訪問の機会をもつことができた。西安まで足をのばすことができなかつたことは残念であったが、故宫や明の十三陵の壮大さ、長江の広大さ、とてつもなく多い民衆等、中国の巨大さにふれることができた。

中国の簡略化された文字にも興味をおぼえた。文字の簡略化は、中国にとってはすべての事柄の簡素化・能率アップにつながると思うが、漢字が日・中共通の文字だけに、両国間の相互理解のためには、文字の簡略化はないほうがよかったのではないだろうか。

中国の大学生は、授業料も寮費も不要とのことであった。国が将来の繁栄のためにする人材育成という国家的事業に要する費用を国が負担することは至極もつともなことであろう。経済大国といわれる我が国では両者とも学生の負担になっている。その上、国大協の値上げ反対の要請にも拘らず、授業料と入学料が交互に増額されている。寮費は学生に限らず、社会生活上の必要経費として、食費同様実費徴収は理解できる。然し、国立大学が営利機関でないことから、授業料や入学料は課さない方がよいのではないだろうか、国立大学の人材育成は、国が国のためにする事業であり、国は受益者なのだから。

五 沖縄は、廃藩置県前はれっきとした一王国であった。沖縄は、十数年前までは米国の施政権下にあつて、ドルが通貨として流通した地域であった。沖縄は黒潮の大きな流れの中にあつて、温暖な気候・風土をもつた土地である。それらが学長先生方の好奇心をくすぐるのであろうか、毎年四名乃至五名の学長さんの御来訪がある。

御来訪下さつたある学長さんとの懇談のなかで、「どうして学長の給与が五段

階に格付けされているのだろう」ということが話題になったことがある。この五段階給与は、学長個人によるものではなく、大学が五段階に格付けされていることによるようである。その格付けが、何時、何を基準にされたかは知らないが、少なくとも、格付けがなされた当時は、共通の理解が得られたものと思う。然し、大学は時の経過と共に当然成長もし、拡大して変貌する筈である。而もその変貌は画一的でなく、夫々の大学は量的にも、質的にも異なった変貌をとげている筈である。その故に、現行の格付けが、現時点でも理解を得ることができる妥当なものであるかどうかは問題であろう。

国大協は数年前まで、「大学格差問題特別委員会」を設けて、大学間の格差問題を検討されたようである。その結果、国大協は、格差の問題で一番大きな問題は大学院問題だろうと判断して、上記委員会を「大学院問題特別委員会」に改組した。大学院問題は確かに大学にとって大きな問題である。量的拡大と質的向上は、これまで常に大学にとって大きな関心事であったのだから。

さて、前述の大学の五段階格付けは、大学間格差の最たるものではないだろうか。この問題は、国大協の検討事項としては不適當な問題かも知れない。そうであるとすれば、この格差を設けた政府が検討せねばならない問題ということになるだろう。明確な基準を設け、それに照らして猶格差が認められるのであれば、格差を設けることは理解されよう。現行の五段階格付けが、現時点でも猶妥当なものであるかどうかは、速やかに検討さるべきであろう。実態に合わない格付けであれば、速やかに修正されて、五段階の是正・縮小がなされなければならないだろう。

最後に、国大協は国立大学の共通の問題の解決に努力し、大学の発展に大きく貢献してきた。また同時に、加盟大学を代表する学長間の親交にも大きく貢献した。これらのことに感謝するとともに、今後一層の発展を祈念してペンをおく。

●学長の国際交流

ニュージーランド国大学学長の来日

第5補選委員長 西川 義正
帯広畜産大学長

昭和58年度における国大協の「学長の国際交流」事業としては、ニュージーランドから3人の学長を招へいすることとし、これについて文部省国際教育文化課を介し、人選や来日の日程などにつき相手国と種々折衝を重ねてきたが、結局次の2人の学長の来日をみた（予定された他の1人の学長は最終的には都合悪くなり訪日されなかった）。

2人の学長の名前、専門分野、学歴、職歴やその大学の概要などは以下の通りである。

Dr. Robin O.H. Irvine (オタゴ大学長, 54歳)

専門分野：医学

教 育：オタゴ大学, オタゴ大学大学院 (MD1958年)

職 歴：在ロンドンミドルセックス病院研究員, オークランド病院研究員, オタゴ大学医学部講師, 同大学助教授, 同大学教授・臨床学部長等を経て1973年から現職。

その他：アジア開発銀行コンサルタント, 厚生省薬理学・治療学委員会委員, ニュージーランド医療審議会医学教育委員会委員, カモンウェルス大学協会評議会議員, ダニエーディーン教員養成大学評議員等各種委員会委員を務めた。

大学の概要：1) 1867年創立, 在ダニエーディーン市

2) 教員474人, 学生7,121人

3) 学部等10 (美術・音楽, 理学, 法学, 医学, 歯学, 家政学, 商学, 神学, 医学部附属クリニカル・スクール——在クライストチャーチ及びウエリントン)

Dr. Donald R. Llewellyn (ワイカト大学長, 64歳)

専門分野：化学

教 育：バーミンガム大学 (Bsc 1941) (Dsc 1957)

オックスフォード大学 (PhD 1943)

職 歴：ケンブリッジ大学研究員, ノース・ウェールズ大学講師, ロンドン大学講師, オークランド大学教授・実験部長, 同大学学長補佐等を経て1964年から現職。

その他：ニュージーランド原子力委員会委員, ハミルトン教員養成大学評議会議員, ワイカト工業専門学校評議会議員等各種委員会委員を務めた。

- 大学の概要：1) 1964年創立，在ハミルトン市
 2) 教員200人，学生3,580人
 3) 学部等5（人文科学，経営学，社会科学，理学，教員養成カレッジ）

なお，両学長の滞在中の日程は次の表の通りである。

ニュージーランド国大学学長招待日程表

	月 日	行 動 計 画		宿 泊	備 考
		午 前	午 後		
1	11.25(金)		13:45 成田着 (JL71)	ホテルニューオータニ (東京)	文部省関係官出迎え
2	11.26(土)	10:00 } 文部省訪問 12:00 }	14:00 } 東京国立博物館訪問 16:00 }	"	世話機関：文 部 省
3	11.27(日)	自 由	13:36 } 東京発 (ひかり173号) 16:29 } 京都着	ロイヤルホテル (京都)	世話大学：東京大学 京都大学
4	11.28(月)	10:00 } 京都大学訪問 12:00 } 昼食	13:30 } 市内文化財等見学 17:00 }	"	世話大学：京 都 大 学
5	11.29(火)	10:41 } 京都発 (ひかり90号) 13:32 } 東京着	15:30 } 日本学術振興会訪問 16:30 } 18:30 } ニュージーランド大使館夕食会	ホテルニューオータニ (東京)	世話大学：東京大学 学術振興会 文 部 省
6	11.30(水)	10:00 } 東京大学訪問 13:30 } 昼食	希 望 訪 問 18:30 } 文部省学術国際局長主催夕食会	"	世話大学：東京大学 文 部 省
7	12. 1(木)	10:00 } 上野発(ひたち) 10:47 } 土浦着 (5号) 11:20 } 筑波大学訪問 13:00 } 昼食	13:50 } 学内施設見学 16:20 } 17:09 } 土浦発 18:04 } 上野着	"	世話大学：東京大学 筑波大学
8	12. 2(金)	10:30 } 慶応義塾大学訪問 13:30 } 昼食	16:00 } 国大協主催懇談会 (竹橋会館) 18:00 } 18:30 } 国大協会長招待レセプション(") 20:30 }	"	世話大学：慶 応 大 学 東京大学 国 大 協
9	12. 3(土)	帰国準備	20:00 成田発 (TE24)		文部省関係官見送り

文部省訪問

昭和58年11月26日(土)午前10時～12時。両学長は文部省を表敬訪問し、その後引き続き省内において日本の高等教育につき説明を受けた。

各大学の訪問

以下は両学長が各大学を訪問された際の状況を記録した各大学からの報告である。

◇京都大学

11月28日(月)

10:00—11:45 医用高分子研究センターにおいて、関係教官と懇談及び施設見学
(出席者) 井田医用高分子研究センター教授及び谷同センター助教授

12:00—13:00 昼食
(出席者) 同上

13:00—16:00 平安神宮及び京都御所見学並びにショッピング

16:00—16:30 総長表敬訪問及び懇談
(出席者) 沢田総長, 澤田事務局長, 西島教授(本学国際交流委員会委員長一工), 嶋原教授(同委員会委員一教養)

18:00—20:00 総長招待夕食会(於: 十二段家)
(出席者) 沢田総長, 澤田事務局長, 伊藤医学部長, 西島教授(同上)

11月29日(火)

9:20—10:20 二条城及び東本願寺見学

10:41 京都発 東京へ

(会談内容)

1. 総長表敬訪問では、総長から本学の沿革、研究組織等の概要について説明の後、ニュージーランド国両大学長からそれぞれの大学の概要説明が行われた。

オタゴ大学は、同国最大の規模と最も長い伝統を有するスコットランド系の大学であり、ワイカト大学は同国第3位の規模を有し、我が国から経営学の教授を招致しており、また、毎年マネジメント関係の学生5人を我が国へ派遣しているが、同大学では日本語教育を更に充実させたいとの意向がある。このほか、同国をめぐる一般的な諸問題について懇談が行われた。

2. 総長表敬訪問に先立ち、医用高分子研究センターにおいて、同センター井田教授及び谷助教授と医学及び高分子学の現状並びに高分子による医用生体材料、応用医療機器等に関し懇

談の後、同センター施設を見学した。

同センターは、昭和55年に設置され、本年10月その建物が新営となった経緯があり、医学、化学、工学が合体した新しい研究組織、施設であり、このたびの医学、化学の専門家来学の機会にこれらの関係教官と懇談及び施設見学を行ったものであるが、両学長はその研究システム及び設備について強い関心を示し、非常に賞賛していた。

◇東京大学

昭和58年11月30日(水) 午前10時～午後1時

10:00～11:00 総長及び関係教官との懇談

11:00～12:00 大型計算機センター見学

12:00～13:00 昼食(懐徳館)

午前10時より総長室で平野龍一総長、森亘総長特別補佐(医学部教授)、小宮隆太郎経済学部教授と約1時間懇談する。懇談内容は、主として東京大学の管理・運営面における諸状況を説明した後、これらについての若干の質疑応答に終始した。その後大型計算機センターを約1時間、石田晴久教授の案内で見学、昼食をキャンパス内のゲストハウス(懐徳館)にてとり、午後1時に文部省訪問のため東京大学を出発した。

◇筑波大学

12月1日(木)、午前10時45分、常磐線特急ひたち5号で、オタゴ大学長ロビン・アービン博士及びワイカト大学ドナルド・レーウェリン博士が、東京大学庶務部国際主幹室・但馬主任とともに土浦駅に到着した。本学の遠藤国際交流課長の出迎えを受け、直ちに、マイクロバスで大学に向かった。途中、研究学園都市の概要及び車窓外に展開される施設、建物等について同課長から案内があり、また、本日のスケジュールにつき説明が行われた。

11時20分、本部棟ゲストルームで、両大学長の本学学長表敬訪問が行われた。あいにく福田学長は海外出張のために、松浦副学長(総務担当)が学長代理としてこれに臨んだ。松浦副学長が代って歓迎の辞が述べられ、懇談となった。まず、松浦副学長から、本学の概要、特色、研究学園都市の概要及びその建設経緯につき、両学長に紹介があった。アービン学長からは研究学園都市の今後の展望について、レーウェリン学長からは本学の留学生についての質問があった。これを受けて、松浦副学長から、それぞれ応答があった。ここで一旦懇談を中止し、互いに記念品贈呈が行われ、引き続き大学紹介の映画鑑賞に移った。両学長は熱心に約30分間の映画を鑑賞した。上映終了後、両学長は感嘆の意を表し、さらに、二、三の質問があった。松浦副学長から他の日本の大学と異なった本学の組織・運営についての説明を受け、両学長ともに、より本学を理解した様子であった。最後に両大学長から今回の訪問受入れの謝辞が述べられ、表敬訪問を終了した。

表敬訪問終了後はマイクロバスで昼食会場である研究学園都市のレストランへ移動した。本

部棟から松浦副学長、佐藤(正)副学長(教育担当)、宍戸副学長(研究担当)、佐藤(泰正)副学長(学生担当)、中井副学長(医療担当)の5副学長及び中西事務局長が同乗し、車中で両大学長と懇談しながら会場へ向かった。車中で互いに簡単な自己紹介の後、アービン学長は専門を同じくする中井副学長と医学教育及び入試制度についての意見交換、レーウェリン学長は自分の大学の College of Teacher Education が非常に特色あるものであることを紹介された。また車窓外に移り行く田園風景を見ながら筑波大学が教育・研究に恵まれた環境にあることが話題となった。

12時半頃から昼食会に入った。昼食を共にしながら、両学長は本学側と楽しみに懇談した。懇談内容は概ね次のようなものであった。

1. EXPO '85について

両大学長から、1985年筑波研究学園都市で開催される科学万博について質問があり、簡単な万博の概要と大学の関与について説明があった。

2. 大学制度、入試制度等について

互いに両国の制度の紹介があり、本学側からは日本の大学の数及び国立大学の入試制度の説明があった。ニュージーランド側からも同国の大学数と入試制度等の紹介があり、互いに意見交換を行った。

3. スポーツについて

ニュージーランドの国技であるラグビーが話題となり、本学にラグビー専任の教官が3名いることを知って両学長とも驚いた様子であった。アービン学長からオタゴ大学のラグビー・チームは強いが、特に専任教官は採用していないとの紹介もあった。これに伴い、本学側から本学は学生のみならず教職員の間でも、スポーツが非常に盛んである旨の説明があった。

4. 大学の事務組織について

本学側から事務局の概要が説明され、教員も事務局職員もそれぞれ1,500人位であり、事務局職員は、事務局長の下に職務を行っている等、日本の国立大学の事務局の事情について説明があった。これに伴い、日本の終身雇用制度も話題となった。

5. 気候・地勢について

日本とニュージーランドは北、南半球に分かれているものの、緯度的位置、国土の面積が類似していることから、特に地勢、気候、人口比較等が話題となった。

ジョークを交えながらも、充実した懇談で、終始なごやかな雰囲気の中に昼食会は終了した。

昼食会終了後、再び大学に戻り、施設見学に移った。13時15分から大学会館を見学した。同会館の係官が約15分間、ホールと講堂を案内し、その収容能力、附帯設備、音響効果等について説明を行った。両学長とも、500人収容可能なホールと1,700人程度収容可能な講堂が併設されていることに驚いた様子であった。引き続き、学術情報処理センターの見学に移った。当日は中山センター長が海外出張のために及川講師が施設案内を行った。主計算機室では大型コン

コンピュータを前に、同講師からその処理能力、学内のどの端末装置からも入力できるシステム等について説明を受けた。特に、アービン学長はハードの面に興味を示し、質問を繰り返した。続いて、情報処理教育実習室で学生が機器を操作しているのを熱心に見学した。本学ではコンピュータを使用した情報処理教育実習が必須科目になっていること、および簡単な事務手続きで学生が課外にも利用できる等の説明に、両学長とも聞き入っていた。

予定より早めに学術情報処理センターの見学が終了したので、両学長の強い要請により、予定外であるが、隣接の外国語センターを見学した。同センターではLL教室及びテープライブラリーを、それぞれ係官が案内し、LL教室では、係官から同教室の設備、授業方法、開講されている言語等について説明した。両学長は中央の調整室をはさみ両側に位置している教室、ブースの台数の多さ、同時に指導できることなどに感心した様子であった。またテープ・ライブラリーでは、自らブース等の機器を手にとり、ことのほか興味をそそられた様子であった。両学長とも語学教育には非常に熱心であり、活発に係官に質問していた。

14時40分、外国語センターを後にし、プラズマ研究センターに移動した。同センターでは、三好センター長が案内した。まずセンターの概要及び特色を説明した後、タンデムミラーによる閉じ込めの原理を専門的に詳細に説明した。引き続き、個々の施設設備の見学に移り、ガンマ10運転統轄デスク、ガンマ10装置本体、立型電動発電機制御デスク、立型電動発電機を見学した。レーウエリン学長からはワイカト大学にもプラズマ研究センターが付設されている旨紹介があった。

プラズマ研究センター見学終了後、予定した最後の見学施設である附属病院に15時30分到着し、紀伊国副病院長の出迎えを受けた。直ちに副病院長室で懇談に入り、活発に意見交換が行われた。話題は主として日本の医療制度、医学教育、研究等であった。懇談は副病院長と同じく医学を専門とするアービン学長が質問し、副病院長が返答・説明する形となった。専門を異にするレーウエリン学長も、終始、強い興味を示していた。懇談内容は概ね次のようなものであった。

1. 日本の医療制度について

日本の制度の特徴、健保制度、病院制度、CTキャスナー導入の現状及び老人医療問題等。

2. 日本の医学教育・研究について

日本の医学教育・研究の歴史、傾向及び現状。

3. 本学の医学・研究について

本学の医学専門学群の入試の特色、医師国家試験合格率、革新的な教育方法の導入、独創的研究の奨励。

4. ニュージーランドにおける医学教育について

医学教育機関の現状、今後の医師養成に対する政府の方針等。

懇談終了後は副病院長の案内で施設見学に移った。見学場所は外来受付、薬局、放射線室、CTキャスナー、胃カメラ、ジャイロスコープであった。とくに両学長は、外来受付業務が全

てコンピュータで制御されていることに興味を示した。

16時25分はぼ予定どおり病院見学を終え、本学の訪問スケジュールを全て終了し、直ちにマイクロバスで土浦駅に向かい、17時09分、土浦発の急行で無事帰京した。なお、マイクロバス車中で、両学長共に、今回の訪問が非常に有意義であった旨、国際交流課長に感謝の意が述べられた。

◇慶応義塾大学

12月2日(金)に慶応義塾大学を訪問した。午前10時30分に三田のキャンパスに到着した両大
学長は、国際センターにおいて、深海博明所長、十川広国副所長、孫福弘事務長と約1時間懇
談した。その後、塾監局において石川忠雄塾長の出迎えを受け、同塾長と30分ほど歓談した
(国際交流担当の田村茂常任理事が同席)。この後、福沢諭吉ゆかりの演説館、新図書館等を
見学、12時から田村理事主催の昼食会が催された。

以上の各会談においては、我が国の高等教育全般の現状と、ニュージーランドにおける高等
教育制度との比較、さらには、我が国私立大学の現況及びその中での本塾大学の位置づけと概
要説明が中心的テーマであったが、石川塾長との会見において、本塾創立125年の記念事業に
関して特に熱心に質問していたのは印象的であった。

キャンパス見学においては、歴史的建造物と最新の施設とのコントラストに興味を持った様
子で、とくに新図書館の施設・設備とサービスに質問が集中した。

午後2時に本塾でのすべての日程を終え、キャンパスを離れた。

国大協主催の懇談会

日 時 昭和58年12月2日(金) 16:00~18:00

場 所 竹橋会館鳳凰の間

出席者

(ニュージーランド) R. O. H. アービン (オタゴ大学長)

D. R. レウエリン (ワイカト大学長)

(国大協) 平野 龍一 (東京大学長・国大協会長)

西川 義正 (帯広畜産大学長・第5常置委員長)

須甲 鉄也 (埼玉大学長)

鈴木 幸寿 (東京外国語大学長)

天野 慶之 (東京水産大学長)

藤巻 正生 (お茶の水女子大学長)

田中 栄 (電気通信大学長)

森 主一 (滋賀大学長)

	廣實源太郎（大阪外国語大学教授）
	藤永太一郎（奈良教育大学長）
	中西 貞夫（筑波大学事務局長）
	但馬 孝雄（東京大学外事主任）
	竹下 英夫（国大協事務局次長）
（文部省）	大崎 仁（学術国際局長）
	草場 宗春（国際教育文化課長）
	小口 浩一（大学課課長補佐）
	渡辺 順子（国際教育文化課専門員）
（外務省）	関 興一郎（大洋州課課長補佐）
（関係機関）	楠川 絢一（東京都立大学長・公立大学協会会長）
	岡 茂雄（武蔵大学長・私立大学懇話会会長）
	小谷 正雄（前東京理科大学長）
	川野 重任（日本国際教育協会理事長）
（通 訳）	南本 直子

平野会長の司会の下に開会され、初めに会長より本日の出席者の紹介があったのち、次のような挨拶があった。

国大協は毎年、外国学長招致事業として各国から3人の学長を招待し、日本の大学等を視察して貰って学術・教育・文化の国際交流を図っている。本年はニュージーランド国から3名の学長招待を計画したが、スケジュール等の都合により今回はオタゴ大学のアービン学長とワイカト大学のレウェリン学長の2名の訪日となった。また訪問期間も例年と比べ短かったが、両学長には精力的に各地の大学等を訪問視察され、いろいろと印象を持たれたことと思う。従来この懇談会では、それらの感想を中心として意見の交換を行ってきたが、今回はまずニュージーランドの大学の事情についてお話し頂き、訪日の感想についてはそのあとの懇談の際にお伺いすることにしたい。

以上の挨拶ののちアービン学長より、今回の招待事業を計画実施した文部省ならびに国大協に対し謝辞を述べられ、ついで、本日の配付資料「The New Zealand Vice Chancellor's Committee」に基づき、ニュージーランドの大学に関し概ね次のような説明があった。

わが国の大学では、副学長が日本の大学長に相当し、従ってこの副学長委員会が実質的な大学長の委員会にあたる。

ニュージーランドには、オークランド、ワイカト、マッセー、ウェリントン、カンタベリー、リンカーン（農業単科大学）、オタゴの7つの大学がある。今回来日したレウェリン学長のワイカト大学は其中で一番新しく、今から20年前に設置された大学で、彼は創設以来の学長である。また私のオタゴ大学は最も古い大学である。

わが国は人口320万人の小さな国であり、大学生数は約54,000名である。大学入学の方法

は、16歳以上で試験の合格者及び21歳以上で大学教育についていける見込みのある者（オープン・エントリー制度）の2つにより入学させている。医学・歯学・薬学・獣医学・体育・芸術学部は前者による入学が多い。なお、教員養成、高等専門学校は文部省直轄機関で実施している。

次に、わが国の入学者年齢は少しずつ上昇しており、1981年ではその4分の1が25歳以上であり、特にマッセー大学の通信コースは3分の2以上が25歳以上である。また女子学生の割合も1972年の33%から1982年には44%に増加している。その学部別内訳（1972年と1982年の割合）は、農学部（7%→25%）、商学部（13%→28%）、法学部（16%→39%）、医学部（15%→39%）等となっている。しかし、工学部は男子が圧倒的に多い。なお、わが国の人口の15%はマオリ族（ポリネシア系）の人たちだが、それらの人々の大学進学率は15%に達していない。しかし、今後10年間ぐらいで、彼らの生活条件等の大学入学の諸条件も備わると考えられるので、相当、学生も増加するであろう。

次に大学の財政だが、わが国の大学は中央政府の財源により運営されており、私立大学ではない。従って、大学は国民の大学に対する態度や、その経済状態によって左右される面もある。また、政府からの予算は、一括してユニバーシティ・グラント・コミッティー（UGC）に配賦され、その決定に基づいて各大学に配分されるシステムになっている。

この報告書には、以上の他に、今後の学生数の見通し、大学入試制度、卒業生の雇用、教員の待遇、大学の施設・設備、大学図書館、奨学金制度等についても説明してあるので、詳細についてはこれをご覧いただきたい。

最後に、報告書の結論として、わが国では今後10年間、大学は若干の拡大はあろうが、余り大きな拡大はなかろう、また現在は財政的に厳しい状況下にあるが、政府からの補助金は引き続きあるので、大学はその効率的運用を図り、大学の役割を十分果たすよう努力する、と述べている。

概ね以上のような説明があったのち、次のような意見の交換が行われた。

（○はニュージーランド、◎は日本側の出席者の発言を示す。）

- ◎ ただ今の説明で、貴国では企業の研究者の数が少ないとのことだが、それは貴国が第1次産業が主で、従って政府雇用の研究者で足りるということか。
- わが国は第1次産業、特に農業・園芸を主としており、従って研究者も農林省で働いている者が多い。しかし、この分野は民間の人とも係わっているのであるから、今後は民間にも研究者が雇用され研究に従事することを望んでいる。
- ◎ 学部別定員のことだが、日本ではエンジニアリングの方がサイエンスより多いが、貴国ではサイエンスの方が倍ほど多い。これは卒業生の需要によるものか、それともサイエンスの中に工学関係の基礎的分野が含まれているからなのであろうか。
- わが国には、エンジニアリングはオークランドとカンタベリーの大学に設置されているだ

けで、卒業生も少ない。これは、ご指摘の通り、企業数が少なく、就職先が限られていることに関連している。なお、サイエンスにはエレクトロニクスも含まれている。

- ◎ 貴国では一般教育と専門教育を区別して実施しているか。
- 理系、文系別に年間のプレパラトリー・イヤーはあるが、一般と専門という2つのレベルには分れていない。
- ◎ 貴国の人口は、戦後（1945年）と比較すると現在は2倍になっているが、戦後からの学生数及びその割合の推移、ならびに今後の見通しを伺いたい。
- 人口増に伴い学生数は増加しているが、学生の対人口比は1950、1960年代から現在まで余り変化していない。なお、7大学のうち、2大学は戦後新設された大学で、また他の大学も少しずつ規模も拡大しているが、これも人口と比例して拡大しているのであって、学生の割合が増加したからではない。
- ◎ 7大学の学生数はどのくらいか。
- 総数は54,000名で、内訳はオークランド大学13,000名、ワイカト大学4,000名、マッセー大学11,000名(通信コースを含む)、ビクトリア大学・カンタベリー大学・オタゴ大学各7,000名、リンカーン大学2,000名である。
- ◎ 貴国ではUGCが政府から配賦された予算を配分しており、それが有機的に機能しているとのことだが、それについての所見を伺いたい。また、研究教育の機器は自国でどのくらい賄い、不足のものはどこから入手しているのであろうか。
- UGCは文部省から独立していて、アドバンテージも持っている。この委員長は専任の人で、文部大臣と同等の関係の人である。この制度については、日本の方々も興味を抱かれたように思うし、私はこの制度の方が日本の制度よりよいと考える。
また、わが国の各大学で研究に使用する機器は、基本的には自国製品で賄っている。しかし、高度に発達した機器は、生産国を問わず品質的に優れているものを購入している。例えば、スキャン・エレクトロニクスとかNR等、日本から購入している。なお、エレクトロニクス・マイクロ・スコープ等、保守が大変なものについては、アフター・ケアも重視している。
- ◎ 日本の場合、学生数に占める海外留学生の割合は1%以下である。貴国ではその割合が7~8%と高いが、どこの国からの留学生が多いのか、またその専攻の分野も伺いたい。
- 学部留学生は、中国系マレーシア人、大平洋系の人が多く、その専攻は商・経済が多いが、優秀な者は工・化学を専攻している。また大学院レベルは、東南アジア、インド、北米、イギリスからの留学生もきている。
- ◎ 卒業生のうち、海外への留学生はどこの国に行く者が多いか、またその専攻についても伺いたい。
- 伝統的にイギリスが多い。一時、北米も多かったが、最近の傾向としてイギリスの他オーストラリアへの留学も増加している。しかし日本へ留学して工学等を勉強したいという希望

者も増加しており、また大太平洋文化圏への興味を抱く学生も増加しているので、今後、この傾向は変化すると思う。

- ◎ 貴国では留学生の受入れと派遣の数はどちらが多いか。
- 派遣の方が多い。
- ◎ それは、海外で教育を受けた方が、帰国後、雇用面で有利となるからなのか。
- 海外に出る理由は2つある。第1に、現在はそのようなことはないが、過去においてはわが国での高等教育に対する援助が十分でなかったこと、第2に、わが国の若者は旅行好きで世界を見たいという希望を強く持っていることによると考える。
- ◎ 先程、学生増は人口増に比例していると説明されたが、この傾向は今後当分の間続くのであろうか。また、それでよいとお考えなのか。
- 卒業後の就職口に限度があるので、大学進学率は今後も10%くらいで推移すると考える。仮に、その割合が増加するとするなら、マオリ族等の入学者の増加によろう。現在、オープン・エントリー制度にもかかわらず進学率が10%であるというのは、わが国が農業国であり、農業や園芸に従事するのに必ずしも大学教育を必要としないという事情があるからである。
- ◎ 日本の場合、女性は家政科等への進学が多いが、貴国はそうではない。貴国での、女性の就職後の、組織における活動及び地位について説明ねがいたい。
- 家政学部はオタゴ大学にあるのみである。例えば、1982年現在、農学部は4分の1は女子学生であり、卒業後多くは農林省に就職する。また他学部なら、医者、歯科医、弁護士、判事等になる者も相当いる。概して、プロフェッショナルな仕事に就いても女性の故による差別はない。
- ◎ 貴国では女性の大学教育は何名か。
- 現在、4～5名である。
- ◎ 私は2回ほど貴国を訪問し、大学等の研究機関のほか農家をも訪ね、貴国の生活も視察したが、貴国は天国のような国であると感じた。それというのは、わが国は狭い国土に1億1千万人も住んでいるが、貴国は日本の全面積から北海道を除いた広さの国土にわずか320万人しか住んでない（人口密度は1平方キロ当り11人）。貴国の人々はゆったりとして生活を楽しんでいるようで羨ましく感じた。
- 短期間の訪問で実情を判断するのは困難なことであるが、わが国がパラダイスのようであり、人々が生活を楽しんでいるのは事実である。しかし、労働について余り熱心でなく、また生産の面でも十分でないことも事実である。生活は楽しんでいるが、仕事をするのは余り楽しんでいない。日本の成功の原因は、仕事を楽しみながらするという点で、これが大切であり、この点、みならうべきだと思っている。
- ◎ 欧米人は、日本人は兎小屋に住み蜂のように働くと言うが、貴国は豊かな国土がありその必要がない。日本人は生きるためにやむを得ず働かざるを得ない。日本で高等教育の進学率

が40%あるのに対し貴国は10%であるというのは、そのような背景の違いも一因であろう。

- 現在、ニュージーランドドル（NZドル）は150円の価値しかない。このようにNZドルは強くないので海外で生活する場合困難を来たすし、また国内的にも貨幣価値は高い方が望ましい。そのためには、工業を発展させ貿易面も充実させる必要があると思っている。
- ◎ 大学院は各大学、各学部設置されているのであろうか。どの程度の学生がおり、その卒業後の待遇はどのようになっているのであろうか。
- 大学院は各大学にある。美術・理・商等、各大学とも設置しているが、エンジニアリングはオークランドとカンタベリーの2大学、また医学部はオークランドとオタゴの2大学に設置されているのみである。なお、大学院生の割合は10%程度である。
- ◎ 今年2月に貴国で開催された大太平洋科学会議に出席したが、その折、町でマオリ族の学生デモを見た。貴国にはマオリ族と白人の学生がいるわけだが、その間で問題はないか。また学生の取扱いで困っている点はないか。
- 大学により若干事情は異なるが、ワイカト大学はマオリ族の多い地域だが問題はない。マオリ族の人たちと共同で集会所等の施設も使用しているし、彼等に各誉博士号も与えている。またワイカト大学の名前は、ハミルトンを流れる川の名（マオリ族の言葉）より命名しているし、お互いに他の民族・文化等を尊重しつつ生活しているので、うまくいっている。ただ今お話のあったデモの件は、マオリ族の学生の集会所の使用優先順位が高くないので、その改善を要求するデモだと思う。これはマオリ族と非マオリ族の問題というよりは学生と行政側（大学側）の問題と考える。
- ◎ 貴国の大学進学率は10%程度で、これは、その教育目標がエリート養成にあることを示すと思うが、日本の場合は大学は大衆化されていて、大学数も学生数も貴国と比較できぬくらい多い。配付資料によると、貴国では1990年を目途とした高等教育の長期計画があるようだが、財政上の原因等によりなかなか進展していない。この件に関して、現状のままがよいと考えるか、日本のように大衆化されることを望んでいるのか、お考えを伺いたい。

次に、冒頭の説明で、一度企業に就職した高年齢の者が大学に入学すると述べられたが、これは一種の生涯教育の現れと思うが、このような生涯教育に対し将来の希望を持っておられるのかご意見を伺いたい。なお、先程日本人は仕事を楽しみにしていると言われたが、それは高度成長期のことであって、今の若者はそうではなくなっているようである。
- わが国の大学はまだ大衆化されていないし、将来拡大の経済的余裕があるかどうか疑問である。また生涯教育については、高年齢の人がパートタイムで長期間かけ教育を受けられるというのは、経済的にも教育の機会という意味でも、大学教育にこれを含めることは大切と考える。なお、現在、大学は勉学の意思のある人は入学できるというオープン・エントリーの制度をとっているため、この制度下では、入学定員の増を凶とするなら、このような意思のある人を増やすことが肝要であると思われる。
- ◎ 大学進学者は政府高官の子弟が主であるのか、農業従事者の子弟でも入学してくるのか。

- 傾向としては、親が大学卒の場合、子供も大学に入れたがるが、親の気持次第である。
- ◎ 貴国の大学の授業料はどのくらいか。
- 年間 200 NZドル（約 3 万円）である。なお、学生に対し政府から生活費の援助（1 年間で 15,000～20,000 NZドル）もあり、従って経済的理由で進学を断念するということはない。

概ね以上のような意見交換が行われたのち、平野会長より次のように述べられた。

今まで、両国間で教官個々の交流はあったが、大学間の交流は今回が初めてと考える。これを機会に両国の大学間の交流が益々盛んになることを希望する。

最後に、レウェリン学長より、今回の招待事業の関係者の配慮に対し謝辞が述べられ、閉会した。

事業報告

諸会議事要録

理事会

日時 昭和58年10月26日(水) 14:00~17:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 平野会長

沢田, 松田各副会長

有江, 牧野, 野村, 猪, 柳田, 金子, 飯島, 山村,
堯天, 山田, 大藤, 山川, 石神各理事

世良(第3), 諸星(第4), 各常置委員会委員長
吉田監事

(特別出席) 須甲(教養課程), 井沢(教員養成制
度), 松山(図書館)各特別委員会委員長

(大学入試センター) 小坂所長, 木村管理部長

平野会長主宰のもとに開会。

初めに会長から次のように挨拶があった。

本日は、来る11月総会の日程その他について
ご審議願うためお集まりいただいた。

なお、このたび宮沢理事(一橋大学長)に代
り種瀬一橋大学長が新たに理事に就任されたの
でご紹介する。

また本日は、須甲埼玉大学長(教養課程に関
する特別委員会委員長), 井沢三重大学長(教員
養成制度特別委員会委員長), 松山熊本大学長
(図書館特別委員会委員長)の3委員長がそれ
ぞれ担当事項について説明のため出席されたの
で、ご了承いただきたい。

そのほか、共通入試関係事項についての説明
のため、小坂大学入試センター所長および木村
管理部長が後刻出席されるので、ご了承いた
だきたい。

ついで竹下事務局次長より配付資料の説明が
あったのち、議事に入った。

I 会務報告

会長より、会務報告についてはお手許に「理
事会会務報告」(資料4)が配付されているの
で簡単にご報告したいと述べられ、その要点に
ついて説明があった。(資料4の内容は下記の
とおり)

(1) 高知大学長の逝去について

西沢高知大学長には、去る6月22日不慮の事
故により急逝された。その大学葬が去る7月26
日に行われたので、森本高知医科大学長に会長
の弔辞を代読して頂いた。ここに謹んで哀悼の
意を表し、ご冥福をお祈りする次第である。

(2) 宮崎大学長の逝去について

三善宮崎大学長には、去る10月16日病氣(脳
内出血)のため逝去された。ここに謹んで哀悼
の意を表し、ご冥福をお祈りする次第である。

(3) 要望書の提出について

1) 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書に
ついて

去る6月総会において決議された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」については、去る6月29日、石塚事務局長が文部省および人事院を訪れ、関係官に面接のうえこれを提出して配慮方を要望した。

2) 人事院勧告に関する要望書について

昨年度の人事院勧告の実施見送りに引続き、本年度の勧告もその完全実施が危ぶまれる状況にあるのに鑑み、人事院の給与勧告制度の本旨と国家公務員の士気に及ぼす影響の見地より、これの完全実施を政府に要望することとし、去る10月4日、文部大臣始め総理府総務長官、行政管理庁長官、大蔵大臣、人事院総裁等にそれぞれ要望書を提出した。

3) 育英奨学事業の改善と充実についての要望書について

第2臨調の答申において育英奨学事業の見直しが提言されたのを受けて、文部省の「育英奨学事業に関する調査研究会」ではこの程“今後における育英奨学事業の在り方について”の報告をまとめたが、大学教育における育英奨学制度の重要性に鑑み、同報告に対する意見と要望を取りまとめ、去る10月5日、これを文部大臣宛提出した。

4) ニュージーランド国大学学長の招待について

本年度の外国学長招致事業として、予定計画を進めていたニュージーランド国大学学長の招待については、その後先方との折衝を重ね、第5常置委員会で検討のうえ、「資料13」のとおり招待日程を決定したので、ご了承いただきたい。

5) オランダ大学関係調査団との懇談会について

このたび、日本の大学の管理・運営について

調査のため、オランダから「オランダ大学学長協議会」会長ほか16名が来日されたので、この機会に日蘭両国大学間の交流と親善を深めたいと思い、去る10月5日、本協会の関係者（東京近辺の7大学長）との懇談会を開催した。

6) 文部省首脳との懇談会について

特別会計制度協議会の開催に代え、去る10月17日、同協議会の委員等と文部省主脳とで昭和59年度概算要求の問題を中心に当面の大学の諸問題について懇談を行った。

7) 「著作権」の問題に関する意見書について

複写機器の発達・普及に伴う著作物の複写に関する著作権問題について、文化庁より意見の照会があったので、この問題に関係の深い図書館特別委員会にその検討方を依頼し、去る9月14日、同特別委員会の意見として「資料14」のような意見書を提出した。これの詳細については、後刻松山委員長よりご報告いただきたいと思う。

8) 大学入試センターの評議員について

大学入試センター所長より、同センター評議員の任期満了（8月31日）に伴う次期評議員候補者の推薦方の依頼があったので、従来の推薦方式に基づき推薦した結果、「資料8」のとおり決定されたのでご了承いただきたい。

9) 国大協宛要望書について

前回理事会に報告した以後の当協会宛提出された要望書は「資料9」のとおりであり、関係委員会に回付したのでご報告する。

ついで会長より、吉田監事（東京医科歯科大学学長）からこのたびの東京医科歯科大学の事件に関連し監事ならびに「医学教育に関する特別委員会」委員を辞任したい旨の申出であったことに対する処置について諮られ、協議の結

果、監事の辞任は了承し、特別委員会の委員については留任を求めることとした。

II 協 議

1. 第73回総会の日程について

このことについて会長より次のように述べられ、了承された。

来る11月16日開催の第73回総会の日程を「資料5」のとおりとしてよろしいかと諮りする。

なお今回は、従来の2日間の日程を1日に短縮し、午前中を総会に当て、午後は「学長懇談会」に当てることとしているが、今回の総会は入試問題等審議事項も多いため午前中だけでは少し無理であるように思われるので、総会を午後3時までとし、引続き「学長懇談会」を開くということにしたい。

なお、当日行われる「各委員会委員長報告」については、前回同様に、委員会の審議状況の概要を各委員長にお取りまとめたいただき、会議資料として配付することにいたしたいので、ご面倒でも11月8日（火）までに原稿を事務局宛ご送付願いたい。

また、総会の機会に各地区国立大学長会議の討議事項等について各地区当番大学長よりご報告頂きたいと思うので、前回総会以降に地区学長会議が開催された地区の当番大学長におかれは、よろしくご配慮の程お願いする。

2. 学長懇談会の運営について

会長より、午後に行われる「学長懇談会」の運営については、前例により司会を会長・副会長において取り行うこととし、当面する大学の諸問題について、文部省関係官を交え自由討議を行うことにしたい、と諮られ、了承された。

3. 第74回総会の日時・場所等について

会長より、第74回総会の日時・場所等について、会場借用の都合もあるので、「資料6」のとおり予定してよろしいかと諮られ、了承された。

昭和59年6月19日(火)総会第1日 国立教育会館
20日(水) " 第2日 "
22日(金)事務連絡会議 "

4. 委員の交代について

会長より、第2常置委員会丸井文男委員（名古屋大学教授）および第5常置委員会関田英里（高知大学教授）が、それぞれ愛知教育大学長、高知大学長に就任されたのに伴う教員委員の補充ならびに学長退任に伴う特別委員会の委員補充について「資料7」のとおりとしてよろしいかと諮られ、異議なく承認された。

5. 各委員会委員長報告と協議

各委員長からそれぞれ次のとおり報告があり、協議が行われた。

(1) 第1常置委員会（山村委員長）

去る10月17日に委員会を開催し、「大学のあり方の検討小委員会」が7月20日以降3回に亘って審議された内容についての報告を受け、それを基に以下の問題について検討した。

- ①社会における大学の果す役割
- ②大学の設置形態
- ③研究と教育の体制

この中の③では、研究と教育の結びつきとその配分ということがテーマとなっている。よい研究者でないといよい教育者になれないと言われているが、研究と教育の結びつきがうまく行わ

れているかどうかという点については、各大学によって差があるように思う。例えば修士課程も設置されていない大学があるように、組織の上では研究からほど遠い大学もある。しかし、そのような大学にあっても、大切なことは研究に対する意欲であると思われる。国立大学離れ、あるいは地方大学離れというような現象が起きないためにも、研究と教育の結びつきと配分ということをよく検討する必要がある。

次に、放送大学の設置に関わることであるが、放送大学が発足すれば大学教育に対して非常に大きなインパクトを与えることになる。特に教養課程や非実験系学部に大きな影響が及ぶであろうし、放送大学が全国的規模になった場合には地方大学への影響も大きいと思われる。しかし一方、教育の原点として、教官と学生、あるいは学生同士の人間関係ということが重要である。その点に配慮して教育の画一化を避け、個性を持たせることが必要であろう。

第2の問題は大学の特色とその評価という問題である。各大学はそれぞれ特色を持つべきであるということが取り上げられたが、その特色と評価は何によって決まるかという点、一つには教官によって決まるのではないかと思うが、それと同時に各大学が有する独特な色彩をもった研究所、研究施設あるいは種々のセンター等を持つことによるものではないかと思われる。また、研究者個人や研究所、センター等の特色ある研究業績、あるいは地域性に基づく特色ある研究業績というようなものも大学を特色づけるものになるが、その特色に対する評価と対応も必要であろう。

第3の問題は学部、研究所などの特色に関する問題である。「小委員会」では“大学のあり方”を検討するに当たって、学問の各エリア毎

にそれぞれの特色があり、その抱える問題も異なるということから、目下その分野毎に問題点を出し合って検討を進めている。

第4の問題は教養部に関する問題である。この教養部のあり方という問題については、本質的に大改革をするか、あるいは改善のみに止めておくことにするかという問題があると思う。

教養部のあり方については、総合大学では、東京大学方式(教養学部)、あるいは大阪大学方式(教養部、言語文化部、健康体育部の三部制)などがあるが、どのような形が適当であるのか、また単科大学では今後どのようにしてゆけばよいのかという問題がある。この教養部の問題はまだ問題点指摘の段階である。

最後に放送大学の設置による大学への影響の問題である。これについては先程、研究と教育の体制に関連して一言触れたが、通信システムが発達し、練られた番組ができると、既存の大学、特に教養課程や非実験学部への影響は極めて大きいものがあるので、重大な関心をもって対処してゆきたいと思う。

以上の報告について、次のような意見の交換があった。

- 大学の当面する問題として、18歳人口のピーク時に当たる67年度を境とした大学の対処の問題、それから21世紀に向けての自然科学と人文社会科学とのバランスの問題等があると思われるので、これらについてもご検討願いたい。また、教養部に大学院を置くという問題についてもご検討いただきたい。
- 教養部に大学院を設置するという問題については、まず教養学という学問があるのかということが疑問であるが、これは総合科学ということで考えられることになるものである

う。ところで、教養部に大学院を設置するについては建前と本音があって、建前ということになると教養部の大改革ということになり、大改革という問題はこれまでも何回となく提案されているが、結局案倒れに終わっている状況である。これでは仕方がないので、近い将来に実行可能なことと、遠い将来に焦点を合わせたものに分けて検討したいと考えている。

なお、自然科学と人文社会科学のバランスの問題であるが、これの予測は種々のファクターが絡むのでなかなか困難な問題である。

- 教養部のあり方の問題であるが、自然科学、人文社会科学共に含めた広い視野をもった学問を身につけるということが必要である。

その点から言えば、現在の人文、自然、社会という3系列に分けた機械的、画一的な教養課程における教育の内容というのは問題ではなからうか。これについて、各大学で個性はあってもよいから、全体として一つの体系ができるような教育内容を整えるべきである。

なお、現在大学設置審議会基準分科会では、学部別研究教育の特色ということに関連して、大学の修業年限を各学部一律に4年間に決めておく必要がないのではないかという議論がかなり強まっている。しかし、これについては具体的問題になると一般教育をどう位置づけるかという問題が必ず出てくるので、このことについて検討しておく必要がある。

- 第2次ベビーブームによる大学の入学定員増の問題であるが、大学設置計画分科会高等教育計画専門委員会では、昭和75年度までの

15年間の展望を踏まえつつ、当面は61年度から18歳人口のピーク時の67年度までの7年間の対応について検討している。それによると、恒常的な増員42,000人と臨時増員44,000人ということを考えているようである。

しかし、これを具体的に国・公・私立どのように振り分けるかという問題については、明らかにしていない。これは一つには、現在の国の財政状態からみて果して国立大学に対して増員する見通しがあるかどうかという問題、それから私立大学には私学助成費との絡みという関係もあり、今の段階で国・公・私立の比率を定めるには、技術的にも政治的にもむずかしい問題があるということであろう。

ただし、この臨時増員の44,000人というのは、全国おしなべて平均的に配分するのではなくて、多分18歳人口の急増が著しく大学進学率が高い地域と思われる関東圏、関西圏、中京圏の圏内にある大学に重点的に配分されることになることであろう。

もしも、この計画が決定されると、まず臨時増に対する設置基準の検討が行われるが、設置基準のポイントとしては、大都市圏への学生分布の問題、校地校舎の物理的な基準等、また教員についてはレベルダウンをしないで確保でき、しかもそれが臨時的であるという問題を解決しなければならない。

そこで、国大協としてもこれと併行してこのような問題についてどう対応するかについて検討しておく必要があるのではないかと。

以上のような意見の交換があったのち、会長より次のように述べられた。国大協としても18歳人口増のピーク時に当たる67年度頃に向けて

の対策、また放送大学の設置に伴う大学の教育との関係というような問題についても検討しなければならないと思う。これについては第1常置委員会の中に小委員会を設けるか、あるいは独立した特別委員会を設けるかということを考えなければならないが、これについてはいずれ総会までに検討するというにしたい。

(2) 入試改善特別委員会（松田委員長）

当委員会は去る6月総会で設置が認められてから、これまでに2回委員会を開催した。

最初の7月12日の委員会では飯島、小野両委員より、共通1次試験導入当時の事情およびその理念等についてお話を伺い、これらについて、ブレインストーミング的に意見の交換を行った。

第2回目（9.28）も、ブレインストーミング的に、現行入試制度の問題点を復習しながら忌憚のない意見の交換を行った。それらの議論の中から感じたことをまとめれば、おおむね次のようである。

その1つは、入試制度というボックスの中には共通1次試験と大学独自が行う2次試験があるが、その中身をどうすればよいかという問題がある。これについては、インプットとしての高校教育あるいは受験教育というものの実態を究める必要があると同時に、アウトプットとして、試験合格者が大学の一般教育に堪えるかどうかということの両面を考える必要があると思う。なお、高校に関する問題については、どのようなチャンネルを通して実情を把握するかの問題がある。建前と本音の違いや、いわゆる受験校とそうでないところとの事情の相違等の点をどう整理するかということがある。

それから、当委員会と第2常置委員会の守備

範囲についてであるが、第2常置委員会では現行方式の枠内での具体的、技術的な問題を取り上げ、当委員会では基本的、原理的な問題を取り上げて検討するという大まかな取り組みは決められるものの、どこにその線引をするか、あるいはある問題をどちらで取り上げて検討するかというようなかなりむずかしい問題が現実としてあると思う。しかし、お互いに守備範囲を狭くして中間にギャップができてはいけないので、双方とも守備範囲を互いに広く取って重なり合いを作っていく方がよいと考えている。

なお、次回（11.1）からは、少し具体的な問題に入ることにして「共通1次と2次試験の基本的性格」というテーマを掲げて論ずるつもりであるが、第2常置委員会とは常に連携を保ちながら現実離れの議論にならないように留意しながら進めていきたいと考えている。

(3) 第2常置委員会（猪委員長）

大学入試の改善に関する具体的、現実的な問題の一つとして、共通第1次学力試験の実施期日繰り下げの問題がある。この問題は、予てからの高校側の要望であるが、最近国会でもこれが取り上げられ、早期実施を迫られているので、国大協としても何時までも放置しておくわけにもいかない事情となった。それで、9月27日に拡大小委員会を開き、10月6日には第2常置委員会を開催してこの問題について検討した。その結果まとまった案が配付の資料10「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の実施期日等の繰り下げ案」である。

ここでは、まず試験実施期日の繰り下げを必要とする理由を述べ、ついでこの繰り下げ案検討に当たっての前提条件を示したうえで、3つの試案を提示している。

その第1案は、共通第1次学力試験の実施期日を1月26日から2月2日までの間の土曜、日曜とする、というものであり、第2案は、この実施期日を、現行の要項に定める期日より1週間繰り下げる、というものであり、第3案は、この実施期日を1月24日から1月31日までの間の土曜、日曜とする、というものである。

そして、この3案についてそれぞれのメリット、デメリットを摘記しているが、高校側の事情、私立大学の入試との関係、試験問題の作題、全国平均点等の公表等の諸点を勘案して、第2常置委員会としては、第3案を最善のものと考えているので、よろしくご審議をお願いしたい。

次いで、小坂入試センター所長より、この件について次のように説明があった。

入試期日を1月26日、27日頃を中心にして考えると、年によっては2月に入ることになるので、2月に入らないようにするには26、27日より前にするということを考えなければならない。現在考えられる3案のうち、第1案では2月に入ることになるが、第3案では大体2月に入るという心配はない。第2案の場合は1月10日から19日の間の土、日ということであるが、これでは共通1次試験の出願受付期間を1カ月程度繰り下げるといふ高校側の要望には応えられないし、また試験問題の各大学への送付が、大部分の大学では年内となり、試験問題の保管期間の短縮ができない。なお、受験生が自己採点の参考としている共通1次試験の実施結果の概要（全国平均点、標準偏差等）の公表については、第3案の場合には、比較的精度の高い推定値による中間発表ができるので、受験生や進路指導にあたる高校側の希望に沿うことができ

る。（第1案の場合にはこれは難しい。）

以上のような説明があったのち、次のような意見の交換が行われた。

○ この入試期日の繰り下げによる大学側の入試事務への影響は余り問題はないと思われるが、高校側がこの繰り下げ案に対しどう反応するかは捉えにくいので、理事会の意見がまとまったら高校側の意見をききたいと思っている。

○ この入試期日の繰り下げを昭和60年度から実施するとすると、決定までの諸手続きの面からして、国大協としては12月半ば頃までに結論を出す必要があると思われる。それで、来る11月総会にこの件を諮り、その2～3週後に最終決定をしなければならないが、これを総会に提案する際にこの3つの案をそのまま提出するか、あるいはいずれかの案に絞って提案する方がよいか。

○ 第2常置委員会としては当初、第3案について詳しい説明資料をつけて各大学にアンケート調査をしようと考えていたのであるが、それは時間的に間に合わないので、本日の理事会で第3案がよろしいという合意が得られれば、今総会には3案とも提出したうえ、特に第3案について詳しい説明をして議論していただくことにしたいと考えている。そして、その間に公立大学側、高校側の意見も徴しておき、総会終了後直ちに各大学へのアンケート調査を行い、その結果に基づく決定は、総会は開かずに理事会の判断によって処理してもらうようにしてはどうかと考えている。このようにしておけば来年1月に開かれる入試改善会議（文部省）への提案に間に合うのではないかと考えられる。

- 総会の席で一応議論した上で、各大学にアンケート調査をするのがよいと思う。なお、高等学校の方では、自己採点ができるようにしてほしいという要求が非常に強いようであるが、試験期日はできるだけ繰り下げるべきであるということ、これをどう調整するかということがある。そのような事情もあり、この入試期日の繰り下げ案を60年度だけとするか“60年度以降”とするかのことも検討の要があろう。
- 雪害の多い地方の大学のことを考えると、試験期日を現在よりも繰り下げることは益々条件が悪くなるのではなからうか。
- 降雪の状況については大学入試センターの方でも調査しているが、その年によって状況が違ふ。資料を提出して検討していただくことにしたい。
- 試験実施日を現在のように土、日とせず期日を一定してはどうかとの意見もあるが、これには高校や予備校を試験場として借用するには土、日でないと難しいという事情があって難しい。
- 試験期日を第3案のように繰り下げると、追試験や再試験は一部私立大学の入試期日と重なることになるが、その辺のことについてはどのように考えておられるのか。
- これについては止むを得ないのではないかと思っている。なお、近年追試験を受験する者は100名程度の数であって、余り大きな影響はないものと思う。

概ね以上のような意見交換があったのち、会長より次のように述べられ、了承された。

この入試期日の繰り下げの問題については、第3案に絞り、これに関する資料を付して總會

で説明のうえ、各大学にアンケート調査を行うことにしたい。

ついで、入試問題に関連して、共通1次試験受験地の地域割りの問題について次のような提言があり、これについて意見交換があった。

- 共通1次試験の受験地の地域割りの問題であるが、栃木県の県南地区（佐野、足利地区）の受験者達が県南地区にも試験場を設けてほしいということで、1万名以上の署名を集め、県知事や県会議長等の連名で要望書を提出してきた。
これについての対処であるが、第2常置委員会のガイドラインによれば、大学・学部の所在地（都・市・町）でなければ試験場を設けることができないことになっているが、どのように扱えばよいかお考えいただきたい。
- その問題と同じ問題が鹿児島地方にもある。鹿児島地方では、昨年は離島の与論と沖永良部の一部を県境を越えて琉球大学で受験するようにした例はあるのであるが、今回は奄美大島の問題で、同島に試験場を設置してほしいということである。この問題も栃木県の場合と同じように考えていただきたい。
- この問題は、入試センターが関与すべき問題ではなく国大協で定めるべき問題である。共通1次試験の試験場は各国立大学が責任をもって設定することになっている。ただ、この受験地の地域割りの問題については、「受験生の受験のための移動に著しく支障がある場合」および「大学の過度の負担の軽減に資する場合」は、受入れ大学の管理能力の範囲内で、受験生の都道府県間の最小限の移動を、隣県の大学同士の相談で行うことができることになっており、そのような事例が数箇所ある。

このように、まず大学間で試験場を定めて、その指示に従って入試センターは共通1次試験が受験できるように作業を進めているのである。

- 奄美大島の問題は、琉球大学が宮古島、石垣島に試験場を設定しているのを例として、奄美大島にも試験場を設定してほしいという要望である。試験場問題のガイドラインの第1項にある「大学・学部の所在地（都・市・町）以外に今後試験場の設定はしない。」という原則はどの程度の拘束力を持つのか。
- 共通1次試験は出身地受験ということで原則的に都、道、府、県を単位として当該地区所在の国立大学の管理の下に試験を実施してきたが、その地域の特殊事情等から試験場の増設や受験生の他府県移動等の要望が出てきた。それで、試験場問題に関するガイドラインが設定されたわけであるが、先程提起された栃木県と鹿児島県の問題については、第2常置委員会で一度検討することにしたい。

最後に小坂入試センター所長より、今回刊行された「国公立大学ガイドブック」に対する各大学の協力についての謝辞と59年度の共通第1次学力試験の願書の受付状況についての報告があった。

(4) 第3常置委員会（世良委員長）

去る6月総会後に常置委員会と小委員会を各2回開催し、育英奨学事業についての意見・要望の取りまとめを行った。これは、第2臨調が育英奨学事業について「外部資金の導入による有利子制度への転換、返還免除制度の廃止」を提言したことを受けて、文部省が「育英奨学事業に関する調査研究会」を設け“今後における

育英奨学事業の在り方について”の報告を取りまとめたので、これについて検討し、意見・要望を取りまとめたものである。その内容は配付の「資料11」のとおりであるが、その要点についてご説明する。

① 有利子貸与制度について

有利子貸与制度は、育英奨学事業の拡充を図るためには受け入れざるを得ないであろうということであるが、返還に困難を来たさないためできるだけ長期低利の処置で扱ってもらいたい旨要望した。

② 無利子貸与制度について

調査研究会の「報告」でも、無利子貸与制度は育英奨学事業の根幹であり、有利子貸与制度はこれの補充の役割を果たすものである旨が述べられているが、この方針を堅持するよう強く要望した。

③ 返還免除制度について

「報告」でも、教育職および研究職に従事するものについての返還免除制度は存続させると述べられているので、今後ともこれを維持するよう要望した。

④ 奨学生の選考について

家庭の収入状況は奨学生の選考における重要な要素であるが、現在、給与所得者とその他の所得者との間の不公平が問題視されているので、このような不公平感が解消されるよう関係方面において適切な処置を早急に採ってもらいたい旨要望した。

なお、この要望書案をまとめるに当たっては、全体として、これまで主張してきた国大協の意見と、今回まとめた要望書案の趣旨とが相違しないよう、その整合性を保つことに意を用いた。

以上で当面の育英奨学事業の問題についての

検討が一段落したので、今後は「学生の生活指導・相談」の問題について検討することにしていくが、その前提として、学生の生活指導の基本となる「学生の厚生補導の考え方」の問題から取り組みたいと考えている。

以上の報告に関し次のような意見があった。

現在、小学校教員に就職した者は奨学金の返還免除の対象とされていないが、小学校教員もその中に含まれるよう要望したい。

(5) 第4常置委員会（諸星委員長）

6月総会以降、小委員会を含め委員会を3回開催したが、その状況は次のとおりである。

7月18日に小委員会を開催し、教官等の待遇改善の要望書について検討した後、文部省より込山人事課給与班主査を迎え、文部省が人事院に要望している給与改善の内容および国大協が要望している研究技術専門官制度の進行状況について説明を受けた。

第2回目は8月28日に同じく小委員会を開催し、当日も文部省より込山人事課主査の出席を願い、最近人事院より行われた給与勧告の進展状況について説明を伺った。そのうち、国大協としての人事院勧告に対する処置について検討し、要望書案をまとめようということになり、その作成を高梨委員に依頼した。

第3回目は9月21日に第4常置委員会を開催した。その際は、高梨委員に依頼した人事院勧告に対する要望書案の検討を行って原案を取りまとめた。そして、この要望書案を各理事宛に送付し承認を得て、去る10月4日に関係各省庁へこれを提出した。

なお、このほか教官の退職期日の問題について協議した。これは、昭和60年度より国家公務員の定年制が実施されるに伴って国家公務員の

うち事務系の職員は、現在の退職期日4月1日付が年度末の3月31日付に改められるが、国立大学の教官の退職期日については、各大学の管理機関によって定められるものであるので、その学内規定を改正して、できれば60年度より一般国家公務員と同じく3月31日付とするよう統一してはどうであろうかということである。この旨を総会で提言したいがいかかであろうか。

そのほか、今後検討すべき問題としては助手の問題、事務職員の待遇改善の問題等を考えている。

以上の報告について次のような意見があった。

教官の定年の問題は、各大学が自主的に決める問題であって国大協として拘束すべき事柄ではないので、総会で提言するとすれば、その事情を説明する程度に止めるべきであろう。

(6) 第5常置委員会（西川委員長）

西川委員長欠席のため、委員長に代って竹下事務局次長より次のように委員会の経過報告があった。

9月8日に委員会を開催して、次の3つの議題について審議した。

① 留学生問題について

当日の主要議題として、最近頃に社会的関心が高まってきた「留学生問題」を取り上げることにし、最初に文部省の関係官から「21世紀への留学生政策懇談会」がまとめた「提言」についての経緯と内容、および「留学生関係の来年度の概算要求」について説明をきき、これを基に協議した。そのあと、留学生問題の本格的検討を行うため「留学生問題検討小委員会」を設けることについて協議し、その結果、6人の委

員をもって構成する小委員会の設置を決定した（委員長は鈴木東京外国語大学長）。なお、この小委員会は10月17日に第1回の会議を開催し、今後の検討課題について検討した。

② 外国学長の招待について

本年度の外国学長招致事業はニュージーランドからオタゴ大学とワイカト大学の二人の学長を招待することになったが、来日両学長の経歴およびその大学の概要ならびに滞日日程等は「資料13」のとおりである。

③ 外国人教師、講師及び在外研究員制度に関する検討事項について

このことについて十文字高等教育計画課長より、文部省では、最近各国立大学の国際的な活躍の場が拡まってきたこと、その一方で国の財政事情が厳しい状況にある点に鑑み、予算の有効な運用を図り、改善の実を挙げるため、外国人教師、講師制度及び在外研究員制度の弾力化について検討中である旨の説明があり、その検討事項について国大協としての意見を求められた。なお、この問題については次回（11.15）の委員会において更に審議することにした。

(7) 第6常置委員会（有江委員長）

去る6月の総会時に開催した委員会において当委員会の中に大学財政問題に関する小委員会および定員問題に関する小委員会の2つの小委員会を設けることとしたが、現在は大学財政小委員会だけを設け、定員問題小委員会についてはもう少し時機を見てから設置することとした。

委員会の状況については、大学財政小委員会を8月17日に開催し、次の議題を中心に検討した。

① 国立大学の授業料値上げに対する対応に

ついて

授業料値上げの問題については、これまでも値上げの動きがある都度要望書を提出してきているが、いつも同じような内容ではその効果も薄いであろうということから、何か新機軸でも加える方法はないものかと各委員に諮り、よい考えを出してもらおうようにしている。

② 若手教官の活性化について

この問題については、先ず助手の問題を考えなければならないが、この問題は第1常置委員会および第4常置委員会にも関係がある問題であるので、これらの委員会とよく連携を保ちながら検討を進めたいと考えている。

③ 定員削減の問題について

この問題は、まだ目立った動きがあるというわけではないが、そろそろ第7次の定員削減問題も出てくるのではないかということから、前に国大協から出している報告書「国立大学における定員削減の現状と問題点」を読み直して、その対策を考えておこうと思っている。

ついで10月3日に委員会を開催し、小委員会では検討した授業料値上げに関する要望書案に対して何か新機軸を加えられないかということについて各委員の意見を求めたが、全体としては要望書に新しい柱を加えるということは困難なようであった。

また、当日は文部省より斎藤・植木両審議官および井上学生課長にも出席を願い、予算関係の資料についても説明を伺ったが、授業料問題については国立大学の授業料値上げは避けられない情勢のようである。そこで、当委員会では取り敢えず授業料値上げに対する対応として、4人の委員（種瀬、大石、松村、阿部各委員）をお願いして今総会までに要望書（案）を作成したいと考えている。

なお、国立大学の授業料問題を取り上げるについては、国立大学の使命、役割を明確にする必要があるとの意見もあったので、今後大学財政小委員会で国立大学の存在意義を踏まえた授業料問題についての見解を取りまとめたいと思っている。

(8) 図書館特別委員会(松山委員長)

① 著作権の問題について

この問題について文化庁より、本年6月に作成された「著作権の集中的処理に関する調査研究協力者会議中間まとめ一複写問題一」に対する国大協としての意見を求めてきたので、図書館協議会の意見も徴して「資料14」のような意見書を提出した。その要旨は、この問題は大学図書館ばかりでなく図書館の相互協力によって文献情報の入手に多くの便益を受けてきた研究者にとってゆるがせにできない関心事であるので、今後の検討に際しては大学関係者の意見をも徴しつつ慎重に対処されたいというものである。

② 今後の大学図書館のあり方について

学術情報センターの実働化に伴う大学図書館のあり方について討議し、今後の図書館のあり方について総合的なビジョンを確立することを当面の課題として、6月総会報告後も引き続き審議中である。

(9) 医学教育に関する特別委員会(猪委員長)

医師過剰問題が生起している状況を踏まえ、現行の医学教育水準を維持、向上させるために必要な教官数、適当な学生定員等についての意見交換を行った。

また、医学部附属病院の診療について、医療費抑制の見地から、これに何らかの抑制を加え

るべきであるとの意見が出されているので、この問題についても討議した。

以上の報告に関連し、大学の保険管理センターの機能、今後のあり方に関し、意見の交換があった。

(10) 教養課程に関する特別委員会(須甲委員長)

① 教養課程教育の内容と改善に関するアンケート調査案について

この調査案については、前回の理事会後引き続き検討を重ね設問等について若干修正を加え「資料15」のようなアンケート調査案を作成した。これについて本日の理事会でご承認が得られれば総会后直ちに当委員会の所属する各大学にこの調査票を送付して調査対象者(各学部の卒業生——卒業後5年の者と10年の者)への発送をお願いする作業に入りたいと考えているので、よろしくご審議願いたい。(承認)

② 一般教養に関して今後検討すべき問題点について

次に、アンケート調査と並行して教養課程における問題点についての検討を進めたいと考えている。教養課程に関する問題点は、各大学や各地区の集会で審議された報告書や提案された要望書等によって一通り出揃っているもので、これらの資料を参考として、今後充実すべき、また改革すべき問題点の柱を立て、順次検討とすることとした。

以上の報告に関連し、新高校教育課程修了者が入学する昭和60年度以降の大学教育、特に一般教育のあり方の問題等について意見の交換があった。

(11) 教員養成制度特別委員会（井沢委員長）

① 「大学における教員養成」（調査報告書案）について

前回の総会で「大学における教員養成——教員養成制度充実のための課題——」という調査研究の報告書案を提出、報告したのち、この報告書案の中の重要な事項について各大学に意見照会を行った。その結果、賛否非常に意見の分かれる事項もあるので、各大学の意見も組み入れて、来春を目標に再検討してまとめることとした。なお、今総会に、これら各大学からの意見の集約を文書にして報告するつもりである。

② 教育職員養成審議会への要望について

次に、現在「教員の養成および免許制度の改善について」の答申を審議中の教育職員養成審議会（教養審）に対して国大協の意向を反映すべきではないかという意見も多いので、今回のアンケート調査による意見の集約を添付して、審議の資とされたい旨要望したいと思うので、ご承認を得たい。（承認）

(12) 大学院問題特別委員会（金子委員長）

去る7月7日に大学院問題調査研究会議との懇談を行い、当委員会からは4名の委員（金子、小野、野村、大藤）、それに平野会長も出席され意見交換を行った。その際話題になった事項は、①大学院の必要性和効果、②大学院設置の場合の問題点、③留学生への影響、など具体的なことから理念、国際交流に至るまで、広い視野に亘って隔意なく意見の交換をした。

9月5日には、委員会を開催し、7月7日に行われた大学院問題調査研究会議との懇談情況について報告し、大学院の新設と既設大学院の充実について意見の交換を行った。

なお、今回は11月15日に開催し、新設国立大学の博士課程大学院の設置促進、また既設の博士課程大学院の充実等に関し、少し具体的に問題を絞って検討していきたいと考えている。

以上をもって、本日の議事を終了した。

第73回 総 会

日 時 昭和58年11月16日(水) 10:00~14:30
場 所 学士会館(神田)210号室
出席者 各国立大学長

平野会長から、開会の挨拶ののち、今回の総会の日程について次のように述べられた。

去る10月26日開催の理事会において、今回の総会の日程について協議した結果、別紙(資料3)の日程により会議を取り運ぶことになったので、ご了承のうえご協力をお願いしたい。

なお、今回は、従来の2日間の日程を1日に短縮し、午前10時より午後2時30分頃までを総会に当て、午後3時より5時までを恒例の「学長懇談会」に当てることにしたので、ご了承いただきたい。審議議題が多いが重点的に処理し

ていきたいので、よろしくご協力願いたい。

ついで事務局から、配付資料について説明があり、続いて会長から、前回総会以後の学長の交代について、次のとおり紹介があった。

(大学名)	(前任)	(新任)
北海道教育大学	岡路 市郎	石井 久
図書館情報大学	松田 智雄	町田 貞
一橋大学	宮沢 健一	種瀬 茂
長岡技術科学大学	斎藤 信義	斎藤 進六
愛知教育大学	橋爪 貞雄	丸井 文男
滋賀大学	川崎 源 森	主一

大阪教育大学 阪田 卷蔵 田中 敏隆
奈良教育大学 小林 章 藤永太一郎
高知大学 西川 弘順 関田 英里
宮崎大学 三喜 正一 木村 正雄
(事務取扱)

また、前回総会以後に再任された学長について、次のとおり紹介があった。

東京医科歯科大学 吉田 久
東京学芸大学 阿部 猛
東京水産大学 天野 慶之
新潟大学 猪 初男
金沢大学 金子 曾政
大阪大学 山村 雄一

I 会務報告

会長から、前総会以後の会務に関し、「資料13」を基に次の事項について報告があった。(詳細は、10月26日開催の理事会議事要録を参照)

- (1) 高知大学長の逝去について
- (2) 宮崎大学長の逝去について
- (3) 要望書の提出について
 - 1) 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について
 - 2) 人事院勧告に関する要望書について
 - 3) 育英奨学事業の改善と充実についての要望書について
- (4) ニュージーランド国大学学長の招待について
- (5) オランダ国大学関係調査団との懇談会について
- (6) 文部省首脳との懇談会について
- (7) 「著作権」の問題に関する意見書について
- (8) 日教組との会見について

なお、その他の事項については資料14「第73

回総会国立大学協会事業報告」を参照されたい旨、付言があった。

II 協議事項

1. 各委員会委員長報告と協議

会長より、各委員会の状況報告については、各委員長がまとめられた「委員会報告要旨」(資料15)がお手許に配付されているので、それをご参照願いたい、また第2常置委員会の入試問題の報告は別議題とし取扱いたい旨述べられたのち、各委員長の報告に移った。(各委員長の報告は、10月26日開催の理事会での報告と重複するので、詳細は理事会議事要録によることとし、ここでは各委員長がまとめた「委員会報告」に則り簡略にまとめることにした。)

(1) 第1常置委員会(山村委員長)

10月17日開催：「大学のあり方の検討小委員会」(藤巻委員長)が7月20日、9月9日、10月3日の3回にわたって開催され、その内容を基に以下の問題について検討された。

1 研究と教育の結びつきとその配分

大学において研究と教育が融合しながら行われるのが理想であるが、現実はずしも円滑に行われていない。研究に対して十分な制度と組織を持たない大学も存在している。教育についてはその画一化を避けながら、教官と学生、学生相互間の人間関係に十分な配慮が必要である。

2 大学の特色とその評価

大学の特色は教官、研究施設やセンター、大学院、地域性などによって定まるのであるが、その特色に対する評価と対応も必要である。

- 3 学部、研究所などの特色
- 4 教養部の改革または改善
- 5 放送大学の設置による大学への影響

以上の報告に関連して会長から、第2次ベビーブームに関連する「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備」についての大学設置審議会大学設置計画分科会高等教育計画専門委員会の中間報告に対する検討を第1常置委員会で担当されるかどうかとの質問があり、これに対して山村委員長から、飯島委員（名古屋大学長）を小委員長とする小委員会を設け検討していきたい旨答弁があった。

(2) 第3常置委員会（世良委員長）

本委員会が審議した事項は、次のとおりである。

- ① 「育英奨学事業の改善と充実について」の要望書（資料7）を作成した。育英奨学事業について、第2次臨時行政調査会は「外部資金の導入による有利子制度への転換、返還免除制度の廃止」を提言した。文部省は「育英奨学事業に関する調査研究会」を組織して、この問題の検討を進めてきたが、本年6月28日、この調査研究会の最終報告書が提出された。本委員会はこの最終報告書を検討し、意見をとりまとめたしだいである。なお、この要望書は、理事会の承認をえて、会長名ですでに文部大臣に提出されている。
- ② 勤労学生控除制度についての要望書案を作成した。税制調査会所得税・住民税部会が、10月17日、中間報告の形で、勤労学生控除の廃止の方針を打ち出したのに対して、勤労学生は今日なお困難な経済的条件下におかれているので、この控除制度を改善すべきことを要望する趣旨である。
- ③ 学生の生活指導については、「厚生補導」についての考え方の洗い直しの仕事を開始したところである。
- ④ 大学卒業予定者の就職事務開始時期等の問題——いわゆる「就職協定」の問題について、昨日就職問題懇談会が開催され、各大学・高専団体代表者による協議が行われた。今年は昨年度に比べ就職活動の開始が早まる傾向がみられ、このまま放置すると「協定」が形骸化する恐れがある。このような状況を踏まえ、来年度の就職協定をどうするかについて討議したが、差し当り大学側の代表と企業側の代表との懇談会で検討することとした。

以上の報告に関し、会長から次のとおり述べられた。

勤労学生控除制度に関する要望書は、本日ご了承が得られたら、一両日中にもでも早速関係各方面に提出することにした。

就職問題については、私立大学においては学生に対し、夏休みに先輩を訪問することを奨励しているとの風評があるが、就職活動解禁前に学生が企業側と接触することには問題があるのではないかと。

以上の意見に対し、委員長より次のとおり述べられた。

このOB訪問のことは昨日の会議でも問題になった。一部の私立大学ではこれを積極的に奨励しているが、国立大学の中にもこれを黙認しているケースがあるようである。このOB訪問が純然たる企業研究であるならば問題はないが、現実には採用人事がこれにからみ合っ「就職協定」を乱す因となる。昨日の議論では、これをやめろと言ってもやまないであろうから、むしろこのOB訪問の性格づけと期間設定を行って、就職協定の中に織り込むようにし

てはどうかとの意見もあった。

(3) 第4常置委員会(諸星委員長)

6月の総会後第4常置委員会としては、次の4回の会合を開いた。

○ 7月18日(13:00~15:00)

第4小委員会を開き、待遇改善の要望書について検討した後、文部省から込山主査を迎え、文部省が人事院に要望している給与改善について検討した。なお、当方から要望している技術専門官制度の内容について説明があった。

○ 8月29日(13:30~15:30)

文部省から込山主査を迎え、最近の給与の進展状況についての話を聞いた。その後、国立大学協会として人事院の勧告に対する処置を検討した。その結果、来る9月21日(水)第4常置委員会を開いて人事院勧告に対する要望書をまとめることとした。なお、事務系職員の待遇改善についても引き続き検討することとした。

○ 9月21日(13:30~15:00)

第4常置委員会を開き、人事院勧告について高梨委員から、要望書の草案を作っていただき、それについて検討を加えた。若干の修正の後、清書して各理事に配り、9月中に承認を得、10月5日頃に関係省庁の所属長に配ることとした。関係省庁は、文部省、大蔵省、総理府、行政管理庁、労働省、人事院の6省庁。

○ 11月7日(14:30~16:00)

上記のように人事院の勧告に対する要望書に関係方面に提出したが、結局政府は2%のベースアップを決定したので、政府のとったこの処置に対する今後の対応について小委員会において検討した。

なお、昭和60年度から国家公務員の定年制が実施されるに伴い、事務系職員の退職日付は年度末の3月31日付となるので、大学教官の退職期日(現在4月1日付)についても、この際再検討の要があるのではないかと思われる。大学教官の退職期日は各大学の管理機関が定める事柄であるが、国家公務員(事務系職員)全体が3月31日付となるので、各大学ともこれに歩調を合わせる方向で対応されることが望ましいのではないかと思われる。以上の報告と提言に関連し、会長より次のように述べられた。

人事院勧告の問題については、昨年は、勧告凍結の閣議決定後に遺憾の意を表明する会長声明を出したが、今年は、勧告に対する政府の態度が決定される前に要望書を出し、昨年よりも強い意思表示をしたつもりである。しかし、結果としては、勧告を下回る2%という低率のベースアップとなった。これに対して今後どう対処するかという問題もあるが、毎年このような事態が起きて同じような要望を繰り返すというのも不本意なことであるので、来年からは、もっとすっきりした方法で実施してほしいということを本日の学長懇談会の際に文部省側に申し入れることにしてはどうかと考える。

次に教官の定年退職期日の問題は、国立大学協会からお願いする筋の問題ではなく、情報を各大学に伝えて、決定は各大学におまかせするというものであるが、時勢を勘案すれば3月末日に戻すことも止むを得ないのではないかと思われる。

これに対して、この教官の退職期日が各大学まちまちとなつては具合が悪いので、統一を図る必要があるのではないかとの意見があったが、この問題は大学の管理機関が決定すべき事

項であるので、大学の自主的判断に任すということにした。

なお以上のほか、大学教職員の待遇改善に関連して、技術系職員の上位等級の定数が非常に少なく、これが勤労意欲にも影響を及ぼすので、その対策として技術部のような組織をつくる等で、待遇改善を図ることを検討中である旨の意見があり、この問題については第4常置委員会で引き続き検討することになった。

(4) 第5常置委員会（西川委員長）

去る9月8日と11月15日の2回委員会を開催し、次の3つの議題について協議した。

1 留学生問題について

当日の主要議題として、最近頃に社会的関心が高まってきた「留学生問題」を取り上げることにし、最初に文部省の留学生課長より、中曽根首相の提唱に基づいて文部省に設置された「21世紀への留学生政策懇談会」が最近まとめた“提言”の内容と、「留学生関係の来年度概算要求」の内容について説明をきき、これを基に協議を行った。

そのあと、この留学生問題の本格的検討を行うため「留学生問題検討小委員会」を設置することについて協議し、その結果、6人の委員をもって構成する小委員会の設置を決定した（委員長は鈴木東京外国語大学長）。なお、この小委員会は去る10月17日に第1回の会合を開き、今後の検討課題について協議した。

2 外国学長の招待について

本年度の外国学長招致事業はニュージーランドから学長を招待することに決定されていたが、その後文部省を通じ先方と折衝を重ねた結果、オタゴ大学とワイカト大学の二人の

学長が来日することになり、その滞在日程は11月25日から12月3日までの9日間ということになった。

なお、来日両学長の経歴および両大学の概要、ならびに滞日日程は配付の「資料6」のとおりであるので、ご了承いただきたい。

3 外国人教師、講師及び在外研究員制度に関する検討事項について

このことについて文部省の十文字高等教育計画課長より、最近各国立大学の国際的な活躍の場が拡まってきたこと、一方では国の財政事情が厳しい状況にある点に鑑み、文部省では、予算の有効な運用を図り改善の実を挙げるため、外国人教師、講師制度及び在外研究員制度の弾力化について検討中である旨の説明があり国大協としての意見を求められた。なお、その検討項目は次のようなものであった。

1 外国人教師・講師制度について

- (1) 語学及びその関連分野を含めた拡充要請への対応
- (2) 韓国語、中国語、アセアン諸国語等の開設への配慮
- (3) 外国人教師の給与のあり方
- (4) 外国人講師制度の運用

2 在外研究員制度について

- (1) 派遣期間の弾力的運用
- (2) グループ派遣の活用
- (3) 若手研究者に対する特別枠の設定

なお、留学生問題の報告に関連して鈴木小委員長より、次のような補足説明があった。

これまで小委員会を3回開き、留学生問題について検討した。第1回は座談的に問題点について話し合い、2回目からは具体的検討に入った。留学生問題は多種多様であるのでこれを整

理するため、各大学が抱えている問題について調査を行うこととし、その調査票の作成を行った。その素案ができたので、理事会の承認を得て来年3月までに調査票を各大学にお送りしたいと考えている。

以上の報告について次のような意見交換があった。

- 在外研究員の若手研究者枠については、日本学術振興会の若手研究者を対象とした海外派遣制度があるが、これの強化も考慮すべきである。
- この若手研究者に対する在外研究員の特別枠の設定というのは、各大学から文部省に在外研究員の申請をする場合、どうしても若手研究者の順位が下位になるので、特別枠を設定しようというものである。
- 国際交流を促進するについては、大学に「国際交流部」を設置するというような体制を整えるのが先決問題と思うので、午後の学長懇談会で提言したい。
- 最近のような日本の国際的地位や経済状況からすると、大学において内国旅費と外国旅費との間における流用が認められるように、また手続の簡素化を考慮すべきであると思う。ドルは余っているのだから、これを使うようにすべきである。一度関係委員会で検討してほしい。
- いまの意見に同感である。内国旅費と外国旅費の流用をある枠内で認めるべきである。それと緊急に外国に行くこともできるようにすべきである。海外から研究者を呼んだり、学内から海外派遣する場合の経費の支出については、学長の裁量によってある程度処理できるように、文部省に希望として伝えて

いるが、どこにネックがあるのであろうか。

(5) 第6常置委員会（有江委員長）

（主要審議事項）6月22日開催の委員会において、財政問題と定員問題に関わる二つの小委員会を設置することとしたが、定員小委員会は今暫く時期を勘案してから設置することとし、財政小委員会のみを発足した。

近年、国立大学における授業料と学生納付金（検定料・入学金）とがそれぞれ交互に隔年ごとに改定される傾向があり、明年度は授業料の値上げが行われるのではないかという報道が散見されるので、この件に関する対応策について協議検討を重ねた。

この結果、①昭和54年12月18日、昭和56年12月21日に提出した「国立大学の授業料の改定」に関する国立大学協会としての要望書を必要あれば補強してタイミングよく準備しておくこと、②昭和53年5月に国立大学協会がまとめた「国立大学の財政と問題点」作成の際にも話題となりながら割愛された経緯のある“国立大学の使命と役割”というような観点に立って抜本的な視点を定める必要が認められ、財政小委員会が中心となって長期的（約2年を目標）に検討することになった。

この他、図書購入費増、若手教官の活性化、技能・労務職員等の欠員不補充などについて意見交換を行った。

（委員会開催状況）

58. 8. 17（水）財政小委員会

10. 3（月）常置委員会

11. 14（月）財政小委員会

以上の報告について、次のような意見が述べられた。

- 技能・労務職員の欠員不補充、当該業務の

民間への委託については、演習林、農場等には民間への委託が不可能な分野がある。この問題については過日国立農水産学部長協議会から、国大協としてもこの問題について関係機関に対して働きかけてほしい旨の要望書が出されている。また文部省で作っている民間へ委託しようとする業務の選択基準にも問題があるのではないかと。

- 医学系の技能職員についても、農水産系と同じような問題がある。

(6) 図書館特別委員会（松山委員長）

学術情報センターの実働化等に伴う大学図書館の対応について討議し、今後の図書館のあり方について総合的なビジョンを確立する、という課題について、前回報告後も引き続き検討中である。

「学術情報センター」構想は財政上の事情から実現までにもう少し時間がかかりそうであるが、東京大学に設置された文献情報センターでは、昭和60年度には、東京工業大学、名古屋大学、大阪大学等を結んで目録作成、データバンク作成ができる見込みである。

次に著作権の問題について、文化庁から「著作権の集中的処理に関する調査研究協力者会議中間まとめ——複写問題——」が出された。これには、国立大学図書館も深い関係があるので、最終的ガイドラインが作られる前に国立大学協会としても意見を言う必要があると考え、配付資料「著作権の集中的処理に関する調査研究協力者会議中間まとめ——複写問題——について」のような意見書をまとめ、これを文化庁に提出した。

(7) 医学教育に関する特別委員会(猪委員長)

1 医学部学生定員について

人口の高齢化・医療水準の高度化、医療需要の多様化等の今後の医療動向の変化に応え得るすぐれた医師の養成を目指して、その質的充実を図ることが急務とされているが、現行の医学教育水準を維持、向上させるために必要な教官数、適当な学生定員について意見を交換した。また、全国国立大学医学部長会議がまとめたアンケート資料を参考にこの問題について検討した。

2 大学医学部附属病院における診療

皆保険下における医学部附属病院の診療について、医療費抑制の見地から、これに何らかの抑制を加えるべきであるという意見が出されている。そこで大学附属病院における診療の実態、問題点、附属病院の役割等について論じた。

3 医学部、附属病院における管理、運営のあり方

医学者、教育者の倫理について論じた。

なお、これらの問題については、小委員会ですらに検討していくことにしたい。

(8) 教養課程に関する特別委員会

(須甲委員長)

去る10月25日に特別委員会を開催し、次の事項について審議した。

1 教養課程に関するアンケート調査について

大学卒業後の社会人を対象としてのアンケート調査の内容については、理事会その他の意見があつて決定を見なかったが、その後、項目の取捨選択、修正を重ねた結果、配付の「資料11」に示す案に決定した。このように決定までに難航したことは、一般教育に多く

の問題点を含んでいることに他ならないと考えられた。

この最終案は、前案（会報 101 号に説明）に比べて、設問数もやや少なくなり、設問内容も平易で、しかも簡単になっていて、現在、教養課程で問題になっている核心について聞き出すには十分でないとの意見もあったが、予備調査なのでこの程度で一応、決着することとなった。

このアンケートは、まず当委員会の委員が所属する大学、学部の卒業生（卒業後 5 年、10 年）に対して実施し、その結果を統計、整理して、さらに適切な問題点を絞って、新しいアンケート案を作成し、次は国大協の全体の大学・学部の卒業生を対象として調査を行う予定である。

2 一般教育に関して今後検討すべき問題点について

一般教育の今後検討すべき問題点に関しては、今までに各大学および各地区の集会で審議された報告書や提案された要望書を調べてみると、一通り出揃ったと判断される。そこで、今後実施されるアンケート調査の結果を待たずして、これらの資料を参考として、今後充実すべき、また改革すべき問題点の柱を立て、前回の委員会に引き続いて順次検討することとした。

結局、一般教育が不要だという意見は、二、三を除いてほとんどなく、要は一般教育をどのような組織・体系で、どのような授業形態で行うべきかの意見が殆どを占めていた。

検討すべき柱と項目の概要を挙げると配付の「資料 11-2」のとおりである。

以上の報告に関して会長から、教養課程のあ

り方の問題は大学の根幹にふれる問題であり、国大協として十分検討の要があると述べられるとともに、放送大学と既設大学との関係については第 1 常置委員会でも検討事項とされているが、特に教養課程が密接な関連を持つので、第 1 常置とも連携して検討してほしい旨、述べられた。

(9) 教員養成制度特別委員会（井沢委員長）

① 6 月の総会において「大学における教員養成」(案)を提出し、案文中の重要事項について各大学のご意見をアンケート調査し、78 大学より貴重なご意見をいただいた。委員会としてはアンケート結果の大要を集約して各大学にご通知することとし、またこれらのご意見をふまえて、原案を再検討することとした。

② 現在「教員養成および免許制度の改善」の審議が行われている教育職員養成審議会に対しては、慎重審議されるよう、このアンケート結果の集約を添えて要望書を提出したい。

以上の報告に関し会長から、教員養成制度について現在どのような点が問題となっているか、もう少し具体的に説明願いたい旨述べられ、井沢委員長から、アンケート結果と関連させつつ次のとおり説明があった。

教育職員養成審議会では、「上級免許」の設置、教育実習期間の延長も検討されているが、前者については、アンケートでは「反対」という意見が大多数であるが、「設置すべし」という意見も多少ある。また後者については、まず、実習校の確保、附属学校の充実を図るべきであり、「原則的には延長すべきでない」という意見もあるが、「延長すべし」という意見もある。

そのほか、審議会では触れられていないが、教員の「専門性」や「資格認定」という問題についても、アンケートでは、それぞれ「賛成意見」「反対意見」がある。

(10) 大学院問題特別委員会（金子委員長）

1 大学院問題調査研究会議との懇談について (58.7.7)

委員会から4名出席、会長も特別参加された。大学院の必要性和その効果、設置の場合の問題点、留学生への影響など、具体的なことから、理念、国際交流に至るまで、広い視野にわたって隔意ない意見の交換が行われた。

2 委員会の開催について

去る9月5日に委員会を開催し、前記懇談についての報告のあと、大学院の新設と既設大学院の充実について意見の交換を行った。

また、昨11月15日に委員会を開催し、引続き大学院の新設と既設の博士課程大学院の充実について具体的な方策を協議し、既設大学院の問題については小委員会を設置して検討を進めることとした。

以上で各委員会（入試関係委員会を除く）の委員長報告を終わり、最後に会長から、先程委員長から提案のあった「勤労学生控除制度について(要望)」及び「教員養成制度並に免許制度改正について(要望)」を会長名で提出することについてご了承願いたい旨諮られ、異議なく承認された。

ついで会長から人事に関する問題について、吉田東京医科歯科大学長から一身上の都合により監事を辞任したい旨の申出があり、理事会での意見はそれを受理する方向にあるが、それではよろしいかどうかお諮りしたい、と述べられ、

異議なく承認された。なお、その後任には天野東京水産大学長が選任された。

以上で午前の部を終了し、昼食休憩後、午後1時より松田副会長司会の下に議事を再開した。

2. 入試改善について

初めに議長から次のように述べられた。

先程、委員長報告に入る際に平野会長より述べられたように、第2常置委員会では入試改善の問題について特にお諮りする事項があるので、この件についてこれからご協議願いたい。

なお、この件についての協議が終わったのち、今般新たに設置された「入試改善特別委員会」の審議状況についてご報告したい。

(1) 第2常置委員会（猪委員長）

去る5月に第2常置委員長名で各国立大学長宛に「国公立大学の入学者選抜方法等の再検討について」というアンケートを実施したところ、貴重なお意見をお寄せ頂き感謝に堪えない。なお、この結果の個々の内容については、第2常置委員会の検討資料とさせて頂き、公表はしないのでご了承いただきたい。

ところで、入試改善のための検討課題としては“輪切り”現象への対策、出題教科・科目数の削減、試験実施期日の繰り下げ等の問題があるが、この中の試験実施期日の繰り下げ問題の処理を優先的に考え、去る10月6日の委員会で3案併記の資料をまとめ、これを10月26日の理事会に提出した。それが「[昭和60年度以降の共通第1次学力試験の実施期日等の繰り下げ]（案）の検討について」(資料12)である。以下これの内容についてご説明したい。

まず、共通第1次学力試験の実施期日の繰り下げを必要とする理由について述べているが、

その要点は次のとおりである。

① 昭和57年度から高等学校の教育課程が変わり、第1学年で必修科目を、第2、第3学年で選択科目を履修するが、各科目の履修の順序、履修単位の配置等は、各高等学校の判断に委ねられている。

また、共通1次試験の出題に当たって、適切な内容の問題を作成するためには、各教科・科目のそれぞれの内容の全体を出題の対象とすることが必要である。

さらに、上述の履修状況の差異によっておこる有利、不利をなくするためにも、共通1次試験の試験期日は、高等学校第3学年の学習がおおむね完了する1月末頃以降にすることが望ましい。

② 予てから高等学校側より、第3学年第3学期の授業を完了させるために、共通第1次学力試験期日の繰り下げについて強い要望がなされていた。

次にこの試験実施期日の繰り下げ案を検討するに当たっての「前提条件」として次の5項目を想定した。

① 共通第1次学力試験と第2次試験を併せて入学者の選抜を行うという現行制度は変えない。

② 共通第1次学力試験期日を繰り下げても、第2次試験の出願期間、試験期日、合格者発表等の日程はおおむね現行どおりとして変更はしない。

③ 共通第1次学力試験の実施期日が私立大学の入試期日と重ならないように配慮する。

④ 共通第1次学力試験の実施期日を、高校第3学年第3学期の授業がおおむね完了する1月下旬頃の土曜日と日曜日とする。

⑤ 共通第1次学力試験の出願受付期間を、高

校側の要望に応え1か月程度繰り下げる。

以上の前提条件を踏まえて検討の結果、次の3つの案が作成された。

第1案：1月26日から2月2日までの間の土曜、日曜とする。

第2案：現行（1月10日から1月19日までの間の土曜、日曜）より1週間後の土曜、日曜とする。

第3案：1月24日から1月31日までの間の土曜、日曜とする。

以上3案について10月26日の理事会に諮った結果、第3案が最善のものであろうということになったが、公立大学協会および高等学校側の意見をも徴する必要があるであろうとのことであった。それで、去る10月9日、公立大学協会および全国高等学校長協会の関係者とそれぞれ個別に話し合ったが、この第3案に対し公大協側は賛成であったが、高校側は第3学期の授業完了のため1月31日まで授業を行いたいので、試験期日は2月初旬にしてほしいという希望であった。この2月初旬実施ということについては、これに伴う種々な難点があるのでその点について話し合ったが、明確な答えは得られなかった。それで、高校側との意見調整はなお残されているが、現在のところ最善の案と考えられる第3案について、詳しい解説をした資料を作成したのでそれについてご説明したい。

以上のように述べられたのち配付の「共通第1次学力試験の実施期日等の繰り下げ(案)について」を基に、昭和60年度の入試日程およびこれによって実施した場合の改善点と問題点について説明があった。

ついで、小坂入試センター所長から、この第3案の問題点とされている「共通1次試験の実施結果の概要（全国平均点、標準偏差等）の発

表」「共通1次試験成績の各大学への提供開始期日」等に関し、またこの第3案実施の際の大学入試センターの主要業務処理日程について、説明があった。

このあと会長から、次のように提言があり、了承された。

共通第1次学力試験の改善については、このたび入試改善特別委員会を設けて検討を始めたところであるので、その進展状況をみながら昭和61年度から改正に着手しようと考えていたが、国会審議の動向もあり、この試験期日の問題だけ先に検討するという状況となった。この試験実施期日の繰り下げについては、雪害による危惧の点を除けば大学側としては余り問題はないと思われるが、高校側は共通1次試験の実施結果の概要（全国平均点、標準偏差等）の発表を希望しており、これを従来のような最終確定値で示すとなると、試験実施期日は現行よりせいぜい1週間くらいしか繰り下げられない。これをもし、かなりの精度を持つ中間推定値に代えるとすれば、試験実施期日を1月下旬まで繰り下げることができるが、もし、高等学校側が共通1次試験期日を2月初旬に繰り下げてほしいというのであれば、試験結果の概要を第2次試験出願期日前に発表することは出来ないと云わざるを得ないであろう。この試験実施期日の繰り下げの理由の一つは、高校教育の正常化に資することにあるので、もう少し高等学校側と話し合ったうえ、高等学校側の了解が得られた段階で繰り下げ(案)について各大学にアンケートを行い、その結果を踏まえて理事会で結論を出すことにしたい。

以上で第2常置委員会関係の「共通1次試験の実施期日等の繰り下げ(案)」についての審議

を終わり、ついで、入試方法について根本より再検討するため本年6月設置された入試改善特別委員会の報告に移った。

(2) 入試改善特別委員会（松田委員長）

本委員会は本年6月の総会で設置されたが、委員会の構成については、各地区が代表され、かつ同種の大学に偏らないことのほか、第2常置委員会との連携の重要性に鑑み、委員のほぼ3分の1を同委員会委員を以て充て、また共通第1次学力試験導入の経緯にくわしい学長、および大学入試の問題に造詣の深い教員の参加を配慮した。

委員会の任務として、第2常置委員会が国立大学入試の現行方式の枠内での改善を志向するのに対して、本委員会は、大学入試システムの根本にさかのぼってその基本理念の検討を基にした改善策を提案することを目指すべきであると考えた。そして、第2常置委員会とは、相互の分担を確認し合いながら、検討に遺漏のないよう、双方の守備範囲がオーバーラップ気味となるようにすることを確認した。また、大学入試センターとの緊密な連携を図り、入試の実態、学生の入学後の追跡、高等学校側の事情等に関する諸情報について、随時協力を求めることとした。

本委員会は現在までに3回会議を開催し、種々論議を交したが、共通入試に関して当面問題となっている主な問題点として次のようなものがあると思われる。

- 5教科7科目という出題教科・科目の範囲は適当であろうか。これに対して受験生に負担過重との批判がある。
- 共通1次試験が用いているマークシート方式には限界があり、思考力、記述力、表現力

をみるには不十分との批判がある。

- 共通1次試験の実施期日をいつにするかは、高等学校第3学年第3学期の授業の終了時期とのからみで、高等学校側にとっては重要な問題であるが、高校関係者の意見は必ずしも一致していないようである。しかし、高校教育の正常化に資するよう配慮が必要である。
- 自己採点方式は共通入試導入に際し国立大学の一期校、二期校という制度がなくなり受験の機会が1回に減ったことの代償的措置として考えられたものであるが、結果的にはこの方式の導入によって、進路指導に対する受験産業の介入が予想以上に進んで、受験生は志望校の選択に当たって自分の希望する大学というよりは自分の学力に見合ったところを選ぼうとする傾向が現れ、このため勉学意欲に欠けた学生がふえたといわれている。
- 共通第1次学力試験は、現在、国公立大学の選抜試験であるが、これを“資格試験化”してはどうかとの意見がある。しかし、これは現行共通入試制度の理念に反するばかりでなく、法令上からも問題がある。
- 共通1次試験では、各教科間で評価の配点を変える“傾斜配点”が認められているが、これが余り極端になると共通1次試験本来の意義が没却されることになる。この傾斜配点は、学部の特徴との結びつきに資する反面、受験生に志望校の変更を難しくするという問題がある。これは、出題形式をア・ラ・カルト方式や文系・理系に分けるコース別方式をとった場合も同様なことがいえる。
- 第2次試験は共通1次試験では測れない学力や資質・能力を測定しようとするもので、その際できるだけ面接・小論文・実技などの

方法を取り入れて多面的な角度から選考を行っているが、しかしこれには評価の客観性という点に問題があり、また多人数を対象としての実施に困難を伴うといった問題もある。

- そのほか、第2次試験の受験機会を複数回にしてはどうかとの意見、2段階選抜の可否、推薦入学の枠の拡大といったような問題もある。

共通入試制度に関して概ね以上のようなことが問題とされているが、このような状況を踏まえて本委員会では次のように審議を進め、再来年の6月総会までには意見の取りまとめをしたいと考えている。

第1回（7月12日）は、主として共通1次導入および一期校・二期校制撤廃前後の事情の学習に当て、当時の関係した委員から詳細な説明を受けた。第2回（9月28日）は、現行入試制度の持つ問題点を復習し、これらについてプレーン・ストーミング的に意見の交換を行った。第3回（11月1日）は、共通1次と2次それぞれの基本的性格について、やはりプレーン・ストーミング的に意見交換を行い、その結果、次回（12月1日）は、共通1次におけるいわゆるア・ラ・カルト方式について、種々可能なパターンを考えて、それぞれのメリット、デメリットの考察を行うことを申し合せた。

3. 各地区学長会議討議事項の報告

前回総会以降に開かれた各地区国立大学学長会議における討議事項について、各地区当番大学学長からそれぞれ次のように報告があった。

(1) 北海道地区（北海道大学有江学長）

北海道地区学長会議は11月4日に開催され、特に協議事項というものもなかったが、次のような問題について討議した。

- ① 国際交流の推進について：文部省の「21世紀への留学生政策懇談会」が“21世紀への留学生政策に関する提言”というものを出したが、これに対して北海道地区としてどう対応してゆくかについて討議した。
- ② 北海道大学放送講座について：北海道大学が実施している放送講座について説明し、各大学の協力を求めた。
- ③ 国立大学協会の各委員会の審議状況について：各学長より所属委員会の状況についてそれぞれ報告があった。
- (2) 東北地区（宮城教育大学大塚学長）
東北地区では9月26～27両日学長会議を開催し、次の二つの事項について協議した。
- ① 入試改善について：共通1次試験の実施期日の繰り下げ問題について検討した。
- ② 各大学の国際化への対応について：国際交流における大学の役割、従来の留学生対策の是非、地区内大学間の連携等について協議した。
- (3) 関東・甲信越地区（上越教育大学辰野学長）
10月13日に学長会議を開催し、以下の事項について協議した。
- ① 入試改善について：共通第1次学力試験実施期日の繰り下げ、配点の問題、第2次試験のあり方等について討議した。
- ② 学生の二重在籍について：特に放送大学との関係について協議した。
- ③ 入学定員の確保について：合格者の入学辞退が多いので、定員の確保にどのような方法、手段があるかについて討議した。
- (4) 中部地区（名古屋工業大学武藤学長）
10月21日に学長会議を開催し、次の二つの事項について協議した。

- ① 国際交流に関する諸問題について：大学間交流、日本語教育等について論議した。
- ② 留学生及び外国人研究者の受入れ体制について：特に留学生の受入れについて宿舎整備等の他に、担当事務職員の資質向上などについて論議した。
- (5) 近畿地区（大阪大学山村学長）
近畿地区の学長会議は10月27日に開催し、以下の事項について協議した。
- 報告事項
国立大学協会の入試改善特別委員会における審議状況について（和歌山大学池田学長）
- 協議事項
- ① 大学の研究・教育機構の改革について（京都大学提出）
最近の社会の変化や教育・研究上の要請に応じて、各大学において実施され、あるいは検討されている研究・教育機構の改革について、情報及び意見の交換が行われた。最近の生命科学の進展に対応した医学関係研究施設の再編や医学系大学院の改組、帰国子女及び社会人の受入れ、事務処理や事務組織の合理化等について発言があり、協議が行われた。
- ② 大学と地域社会とのかかわりについて（大阪大学提出）
各大学における公開講座の実施状況、大学施設の地域住民への開放等について紹介が行われ、「大学の開放を一層進める必要がある」「本来の教育研究に支障がないよう配慮する必要がある」などの発言があった。
また、放送大学の発足に伴う大学の対応について協議が行われた。
- (6) 中国・四国地区
12月8日～9日に開催予定。
- (7) 九州地区（長崎大学福見学長）

10月18～19両日開催し、次の事項について協議した。

- ① 大学の地域社会における役割について：大学の開放、開放講座、産学官三者の協同研究体制等の問題について協議した。
- ② 当面する諸問題について：最近の大学運営の問題に関連し、公務員の規律保持について討議した。
- ③ 九州地区大学高専教職員連組合からの要望書について：同組合からの要望書を基に、人事院勧告、昇格、教育職員給与の抜本的改善、定員外職員の身分の安定化等の問題について討議した。

4. その他

議長から、次回の第74回総会は来年6月19、20日の両日、事務連絡会議は22日、それぞれ国

立教育会館で開催することにしたい旨諮られ、了承された。

ついで、次回総会までに任期満了となる西川帯広畜産大学長、小池北見工業大学長、大塚宮城教育大学長、谷東京商船大学長、神豊橋技術科学大学長、深瀬島根医科大学長、小西山口大学長、宮城琉球大学長の8学長に対し、今日までの国立大学協会への協力に対して謝意を表され、これに対し各大学長から退任の挨拶があった。

最後に、小坂入試センター所長から、各大学からの試験問題作成委員の協力に対し謝辞が述べられ、また、昭和59年度共通第1次学力試験の志願状況等について報告があった。

以上をもって総会を終了し、引続き午後3時より「学長懇談会」を開催した。

第40回事務連絡会議

日時 昭和58年11月17日(木) 10:00～15:00

場所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学事務局長

(説明者) 大学入試センター木村管理部長

(事務連絡) 文部省国分会計課長、斎藤大学局審議官、坂元大学課長、井上学生課長、西尾研究助成課研究協力室長

開会に当り平野会長から次のように挨拶があった。

事務局長各位には日頃大学運営にご尽力いただき、この機会に学長を代表してお礼申し上げます。

昨今の国の財政事情により国立大学における予算も窮屈になって種々苦勞されていることと拝察する。国大協では国立大学における様々な問題について国立大学が協同して自主的に解決すべく各常置委員会、特別委員会において検討を行っており、後刻石塚事務局長よりそれら

委員会の活動状況を含めて今総会の議事内容の詳細が報告されることと思う。

ところで、大学運営に関して最近私なりに感じていることを一言申し述べたい。その一つは、学長職に就く以前には一教官として自分の大学内のこと以外殆ど知ることがなく、また目も学外に向かなかつたが、大学長として大学行政に2年余り携るようになって今、いろいろな面で他大学との差異というものが判るようになったということである。その点事務局長方におかれては大学行政に精通しておられるので、そ

それぞれの経験を十分生かして大学行政について学長を啓蒙して頂けると幸いである。それから、大学教官というのは一般的に自己の学問のうでで繰返しということを嫌う傾向がつよく、たとえば講義でも毎年少しでも違った内容にしたいと考えようとするところがある。これは学長も大方は同様ではないかと思われるので、この点もご理解いただければ幸いである。

以上、学長職にあって日頃感じていることの一部を申し上げたが、事務局長各位には今後とも大学運営についてよろしくお願い申し上げたい。

以上のような会長挨拶があったのち、石塚事務局長より、昨日佐藤常広畜産大学事務局長が病気により急逝された旨告げられ、全員故人の冥福を祈って黙禱を捧げた。

ついで、竹下事務局次長から配付資料の説明および会議日程の説明があったのち、次のように今総会の状況報告が行われた。

I 総会状況報告

1. 会務報告

石塚事務局長より、別紙資料「第73回総会概況」にもとづき、今総会において会長から報告のあった次の会務報告事項について説明があった。（詳細は総会議事要録参照）

- (1) 高知大学長の逝去について
- (2) 宮崎大学長の逝去について
- (3) 要望書の提出について
 - 1) 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について
 - 2) 人事院勧告に関する要望書について
 - 3) 育英奨学事業の改善と充実についての要望書について

- (4) ニュージーランド国大学学長の招待について
- (5) オランダ国大学関係調査団との懇談会について
- (6) 文部省首脳との懇談会について
- (7) 「著作権」の問題に関する意見書について
- (8) 日教組との会見について

2. 議事概要

石塚事務局長より、別紙配付資料「第73回総会概況」および「第73回総会国立大学協会事業報告書」にもとづき、総会における議事の概要について次のように説明があった。

(1) 各委員会委員長報告と協議について

前総会以後の各常置委員会および各特別委員会の審議状況について各委員長よりそれぞれ報告があり、また提案された要望書（「勤労学生控除制度について」「教員養成制度並に免許制度改正について」）はいずれも採択された。（詳細は総会議事要録参照）

(2) 監事の交代について

会長より、吉田東京医科歯科大学長から一身上の都合で監事を辞任したい旨の申出があり、過般の理事会ではこれを了承したが、監事の選任は総会において決定することになっているのでこれについてお諮りしたい、と述べられ、異議なく承認された。ついで、会長より後任人事について諮られた結果、天野東京水産大学長が選任された。

(3) 入試改善について

- 1) 共通第1次学力試験の実施期日等の繰り下げについて

これについて猪第2常置委員会委員長より、これが検討の趣旨および経緯について配付資料

を基に詳細な説明があった。

これについて、会長より次のように述べられ、了承された。

過般の理事会で昭和60年度以降の共通第1次学力試験の実施期日について「1月24日から1月31日までの間の土曜、日曜」という方向を打ち出したが、これは2月初旬を希望する高校側との間にズレがあるので、本日決定することは控え、もう少し高校側と話し合ったうえ高校側の了解が得られた段階でこの繰り下げ案について各大学にアンケートを行い、その結果を踏まえて理事会で結論を出すことにしたい。

2) 入試改善特別委員会の審議状況について

これについて松田委員長より、本年7月発足以来3回開催した会議の様相について詳細な報告があった。(詳細は総会議事要録参照)

(4) 各地区学長会議の状況報告

総会に先立って開催された各地区の学長会議における審議の様相について、それぞれ地区世話大学の学長より報告があった。

以上をもって、事務局長からの総会関係事項についての報告を終わり、ついで午後(15:00)開催された文部省首脳を交えての「学長懇談会」の様相について概略次のような報告があった。

学長懇談会では、初めに文部大臣の挨拶があり、ついで宮地大学局長、大崎学術国際局長、阿部管理局長の3局長より昭和59年度文部省概算要求等それぞれ所掌事項に関して説明があったのち、大学の当面する諸問題について文部省関係官と種々意見交換が行われた。その内容は大きく分けて、昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について、大学の国際交流について(教官の外国出張、留学生の受入れ等)、人事

院勧告について、であり、それぞれ提案学長から趣旨説明があり、これに対し文部省関係官から回答があり、意見交換が行われた。

以上で第73回総会の全日程を終え、ついで午後5時半より会長、両副会長、関係委員長等が出席して記者会見を行った。

II 大学入試センター連絡事項

木村大学入試センター管理部長より、共通第1次学力試験に関する事項について次のような説明があった。

事務局長各位には平素より共通入試の実施についてご尽力賜わり、この機会を借りてお礼を申し上げたい。

初めに、共通第1次学力試験の試験期日等の繰り下げ問題について、これが、検討の経緯を申し上げたい。

昭和57年度より高等学校学習指導要領が改訂されたのに伴い昭和60年度以降は新高等学校教育課程により学習してくる学生を大学に受け入れることになる。その新教育課程では高校教育の多様性、弾力化を狙いとして選択科目が大幅に取り入れられているが、昭和60年度以降の共通第1次学力試験では選択科目も必修科目に加えて出題されることになった。ところが、選択科目については各高等学校の自由採量で第2学年乃至第3学年のいずれで履修してもよいことになっているため、共通第1次学力試験の実施期日が現行と同様1月中旬ということになると、受験生の学習項目の履修時期の差異によって試験に有利不利を生ずる虞れがあり、試験の公平な実施を確保するという観点から共通第1次学力試験の実施期日の繰り下げの検討が必要となった。また、この試験実施の繰り下げについては従来高校側より、高校第3学年の学習が

おおむね完了する1月末以降への繰り下げが要望されており、更には国会における質問においても入試改善の進展が促されているといった実情等もあって、入試改善の検討事項のうち取敢えず共通第1次学力試験実施期日等の繰り下げを先行させてはどうかとなったものである。そして、これらについて第2常置委員会等で検討した結果、3案(①1月26日から2月2日までの間の土曜・日曜案、②現行期日より1週間繰り下げ案、③1月24日から1月31日までの間の土曜・日曜案)併記の形で繰り下げ案が取りまとめられた。そして、これが去る10月26日開催の理事会で協議された結果、私立大学の試験期日との兼合い、共通第1次学力試験実施結果の中間発表数値の精度等、受験生側の立場を配慮して「1月24日から1月31日までの間の土曜・日曜」(第3案)がベターではなからうかという一応の結論が得られたが、なお高校側の意向を打診したうえで最終決定を行うということになった。その後この件について高校長協会側と話し合いを行ったが、高校側は第3学年第3学期の授業は最低限1月31日まで確保したいので、共通1次試験は2月初旬に実施されたいとの希望を表明し、現在のところまだその調整はできていない。しかし諸般の事情から、60年度からこれを実施せざるを得ないので、再度高校側と折衝のうえ、60年度については第3案により実施するという方針とし、これについて各国立大学にアンケートを行うことが今総会で了承された。

以上のように共通第1次学力試験の実実施期日等の繰り下げ問題についての検討の経緯に関して説明があったのち、共通第1次学力試験実施期日等の繰り下げ案にもとづく「出願受付期間」から「合格者発表」までの昭和60年度の日

程について、同案を実施した場合の改善点および問題点等について説明があった。

ついで、過般確定した昭和59年度共通第1次学力試験志願者数について配付資料をもとに説明があって、大学入試センターからの事務連絡が終わった。

III 文部省連絡事項

文部省から関係官が出席し、おおむね以下のようにそれぞれ所管事項に関し説明があった。

国分会計課長

○ 昭和59年度予算編成について

昭和59年度文部省概算要求は58年度のマイナス5%のシーリングを上回るマイナス10%のシーリングのもとに行われ、去る8月末に大蔵省に提出した。その総額は見かけ上前年度比1.2%伸びているが、これは主として人件費によるものであり、内容は非常に厳しいものである。そして、特別会計については前年度比6.2%の伸びで、このうち一般会計からの繰入れも7.4%の増となったが、内容的には60年3月に施行される国家公務員定年制に伴う退職手当や、学年進行に伴う義務的経費の増によりふえているもので、一般会計同様厳しい状況にあることには変りない。一方、臨調答申ということもあるので、学部・学科の新設等を抑制しなければならないが、一方、大学の研究教育を低下させないよう必要な措置を講じなければならない。それで当校費については僅かではあるが前年同様増額を要求している。このため、前年度に引続き附属病院収入、国有財産処分等の自己収入を充当する必要があると財政当局では求めてきている。

ところで、予算編成の今後の見通しである

が、新聞等で報道される政治日程でみると、年内編成は無理と思われる。またその中味については、国の財政事情を考えると、59年度予算編成も58年度と同様一般会計の歳出を前年度以下に抑制する方針が取り入れられると思われる。

なお、58年度予算の節約についてのお願ひであるが、57年度に引続き7%程度お願ひせざるを得ないと思われる。

ついで、奨学寄附金及び受託研究経費等の適正な取扱いについて説明があった。

斎藤大学局審議官

(1) 昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について

過般、大学設置審議会大学設置計画分科会高等教育計画専門委員会が取りまとめた「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について（中間報告）」について、その概要の説明があった。

(2) 教員の養成および免許制度の改善について

このことについて概略次のような説明があった。

去る6月に文部大臣より教育職員養成審議会に対し諮問のあった「教員の養成及び免許制度の改善について」が、来る11月22日に正式に答申される運びとなった。この答申において提示された大きな改正点は次の3点である。その一つは、免許状について、修士課程修了程度を基礎資格とする「特修免許状」を新設し、従来の大学・学部卒業程度を基礎資格とする「標準免許状」および従来の短期大学卒業程度を基礎資格とする「初級免許状」の3種類とすることとしたこと。もう一つは、免許基準について教職専門科目を中心に引き上げを図ったことである。それから、教育実習について、小学校を従来4

週間を8週間に、中学校を従来4週間を6週間にそれぞれ引き上げている。

教員免許制度については開放制の原則は尊重しながら教員の資質能力の向上が図られなければならないが、一面で教育実習についてはパーティーチャーによる“実習公害”といわれる実態もあり、これを解消して学生が目的志向をもって教職に就いてほしいという希望もあって、免許基準が引き上げられている。また、教育実習を除いて他の所定の専門教育科目の単位を履修している者に対して、免許状の予備的資格としての資格認定制度の途を開くこととしている。なお、この答申にもとづき、今通常国会に関係法令の改正を提出する予定である。そして、昭和60年度より施行し61年度から学年進行にしたがって始めたいと考えている。

坂元大学課長

○ 今後における国立大学の臨時増募の取扱いについて

「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備」に関連して、配付資料「今後における国立大学の臨時増募の取扱いについて(試案)」にもとづき、概ね次のような説明があった。

高等教育の計画的整備については、昭和61年度から67年度の計画期間中、恒常的増員42,000人のほか臨時定員増を44,000人予定しているが、臨時定員増のうち国立大学分については現行国・公・私別学生数のシェア等を勘案し、8,100人を目標にしたい考えである。ただ、この8,100人という数字も確定したものではなく、来年3月に本答申が提出されるまでに各国立大学に受入れ可能数について調査をしたうえで数字を詰めることとしたい。なお、68年度以降計画的にその廃止を図ることとするが、廃止時

期等の取扱いについては、それまでの間における増募実績等を勘案して改めて検討することとしたい。それから、臨時定員増の地域および分野についてであるが、地域的には制限を設けないこととするが主として南関東、近畿等に重点を置き、分野については医学、歯学、獣医学、教育学、船舶、等の学部学科については対象外とし、また、薬学、農学の一部についても対象外とすることもあり得よう。

次に予算上の取扱いについては現有施設の有効活用を前提とするが、学生当積算校費等の経常的経費については通常の場合と同様の措置を講じたい。また、教職員の定員については臨時増募の目的性格から非常勤で対処することとするが、臨時増募が廃止された段階で、これの取扱いについて財政当局と協議することとしたい。

なお、各国立大学において臨時増募の受入れがどの程度可能か近く調査を行いたい、これについては予め調査の様式、取りすすめ方について各大学よりご意見を伺ったうえ改めて調査を実施し、それにもとづいてヒアリングを行って各大学の具体的計画数を詰めたいと考えているので、よろしくお願い申し上げます。

井上学生課長

(1) 育英奨学事業の改善について

育英奨学事業の改善について、臨時行政調査会の答申および財政制度審議会の報告書で、外部資金の導入による有利子制度への転換等が提言され、これを承けて文部省では学識経験者等で構成する「育英奨学事業に関する調査研究会」を設けて「今後の育英奨学事業のあり方」について検討を重ね、その報告書を本年6月に取りまとめた。そして、その報告書の趣旨に添って育英奨学の制度改正の内容を含めて59年度

概算要求を提出した。その内容の柱としては、従来の無利子貸与制度は存続させるが一般貸与と特別貸与を一本化する、そして、有利子貸与制度を創設（貸与人員、貸与月額、事業費、返還条件等について説明）することである。なお、無利子貸与について従来の教員養成学部に対する特別枠は廃止することとした。なお、有利子制度導入等に伴い日本育英会法の改正が必要であり、これについて次期国会に提出する運びで準備をすすめている。

(2) その他

国立大学の授業料については51年度以降、国の財政事情の悪化ということもあって、隔年毎に授業料と入学金等とが交互に値上げが繰り返されてきており、59年度については授業料の値上げが予算編成段階で財政当局から持ち出されることも予想される。

このほか、学寮における経費負担区分等の適正化について説明があった。

西尾研究助成課研究協力室長

○ 民間等との共同研究について

本年度から発足した国立大学と民間等との共同研究の制度について配付資料をもとに、共同研究の方式、各大学からの共同研究申請の件数等について説明があり、また共同研究推進の趣旨、必要性等について説明があった。

松本高等教育計画課課長補佐

○ 「大学の運営に関する調査」集計結果について

過般実施して取りまとめられた「大学の運営に関する調査」についての各大学の協力に対し謝辞が述べられた。

以上をもって本日の会議を終了した。

日 時 昭和58年10月17日(月) 14:00~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 山村委員長

長谷部, 黒田, 石田, 長谷, 藤巻, 斎藤(代:中村), 北条, 八木, 堯天, 深瀬, 添田, 石神各委員
遠藤専門委員

第1常置委員会

山村委員長主宰のもとに開会。

[議 事]

◎ 大学のあり方について(小委員会の経過報告と今後のすすめ方について)

初めに委員長より、本日は前々回(6.8)と同様に、「大学のあり方の検討小委員会」のその後の検討経過についての報告を伺ったうえ今後のすすめ方についてご協議願いたい、と述べられ、ついで藤巻小委員長より、前回の報告以後3回開催された小委員会の審議状況について、概略次のような事項に沿って検討をすすめている旨の報告があった。

7月20日開催の小委員会ではフリーに意見交換を行い、主に次のような問題が論じられた。

- ① 大学の役割について(研究教育体制について)
- ② 大学の格差是正, 大学の評価について
- ③ 大学・学部の特徴について
- ④ 学生の意識について

当日の結論は、各学問分野毎に理想像を考える必要があるので、次回より分野毎に、各自のエリアから見た研究教育上の問題点を洗い出すこととなった。

この方針に沿って前々回(9.9)と前回(10.3)で、人文・経済・工・医・農の各分野毎の問題点の報告をきき、次回は法・理両学部についての問題点の報告を伺う予定になっている。

以上の経過報告ののち、各エリア毎の問題点

の内容について小委員長より詳細な説明があり、また長谷委員より人文系学部の問題点について補足説明があった。

以上の説明に関して、おおむね次のような意見交換があった。

- 放送大学に関する問題については、教養課程に関する特別委員会等とも関連があり、連携をとって進める必要がある。
- 大学のあり方の検討は、その他第6常置委員会、医学教育特別委員会等とも関連するが、差し当ってはそれらの委員会との関連は考えず、まず当委員会では総論について自由に議論し、各論的部分に入った段階で関係委員会に連絡するようにしてはどうであろうか。
- 先程説明のあった北大法学部で実施している教官グループ体制による研究ローテーションのことについてももう少し説明を伺いたい。
- これは、教官を4分割し、そのうち4分の3は教育に従事し、残り4分の1を研究に専念させるため教育の任務を免除するという制度で、4年1回の割合でその機会がまわってくるというものである。
- 医学部の学生定員の問題について議論はあったのであろうか。
- 現在、第1回目の意見発表の段階でその問題はまだ出ていない。
- 大講座制のことは、経済学部以外のところでも問題点として出たのか。
- 大講座制という形では出ていないが、例え

ば単位互換等各大学・学部も考えているのではないか。

以上のような質疑応答のあったのち、委員長より次のように述べられ、了承された。

本日配付の議事要録にある通り、当委員会は2～3年を目安にしてこの問題の結論を出したいと考えるので、そのつもりでお考えおきねがいたい。前回の会議では、①大学の役割について、②大学の設置形態・設置基準に関する事項について、③財政に関する事項について、④教官の業務に関連する事項について、の4つの項目について議論したが、本日は①と②に関し集中的に議論ねがいたい。なお、議論を進めるに際し、次のような項目に分けて検討してはどうであろうか。

- ① 研究と教育について（医学部はこの他に診療・医療の問題も含む）
- ② 大学の特色について（特色を生かすための評価の問題も含む）
- ③ 各学部の特色について（附置研究等の問題も含む）
- ④ 教養部について
- ⑤ 放送大学との関連

続いて、これに関しておおむね次のような意見交換があった。

- 総合大学の場合、大学の特色は端的に言う学部との特色につながる。この場合、それ以外にどのような要素があるのか。
- 総合大学は東大の模倣ということではなく、学部構成等各大学独自のものを工夫する必要があるが、確かに②の問題③の問題とも関連するので一緒に議論した方がよい。
- 医学部では、研究と教育内容とは一致して

いないし、また段々と不一致の度合いが激しくなっているが、文科系の場合はどうなのか。

- 現在、文科系学部で大学院が設置されているところはわずかであるが、大学院が設置されれば研究面での充実が可能となり、またその成果が教育面にも反映され、ひいてはそれが大学の特色ともなろう。その意味で、新制大学は修士課程さえ未設置のところが多く、まずその設置が当面の問題である。
- 今の時代は、教育内容を当該大学の教官だけでカバーできないで他大学より講師を招くことが必要なのか、それとも戦前のように教官の独特のものでインスパイヤーしておけば、あとは応用がきくものか、その点当委員会として見きわめをつけておく必要がある。
- 学部や学問の内容によって異なるが、医学部の場合、医師国家試験という一つのバリエーションがあり、あるミニマムの教育を経ないと試験に通らないということがある。
- 旧文理学部の15大学のうち、修士課程設置の大学は2大学のみで、あとの大学も設置を要望しているが、なかなか実現しない。修士課程は条件が整備されたところから設置することが望ましい。修士課程が設置され、地方国立大学の研究体制が充実すれば、まず第1に教官の研究意欲の高揚に寄与するし、第2に地方国立大学の地域における研究教育面での指導的役割の遂行に役立つし、第3に地元学生の都市流出の防止にも役立つと考える。さらに、これら修士修了者のうち博士課程への進学希望者に対しては、大学院大学を設置する等の措置も考えられる。
- 教育は教室で行うべきものであるのか、それとも教育効果だけを考えればよいのか。いずれ放送大学が軌道にのってくるので、その

点国大協としても理論武装をしておく必要がある。

- 教官と学生、あるいは学生間の人間関係が大切で、これは大学教育の重要な要素である。
- 放送大学は放送及びスクーリングによる教育を行う。文科系の科目は、スクーリングを十分活用できるか否かであるが、大学と同程度の授業は可能と思う。しかし理科系は、学習センターで実験を行うことが可能ではあろうが、小規模で大学の授業のようには出来ないであろう。
- 放送大学は、生涯教育の観点から国民の教養水準の向上を図ることを目的とする。その点、既成の大学と大きな違いがある。
- 放送大学の卒業生は教養学士号を取得するので、一部の大学に影響を及ぼすことも考えられる。
- 私のところはたこ足大学なので、例えば、一般教養科目を一部未修得のまま専門学部に進んだ場合、その単位取得のため遠方の教養部まで通学することは困難なので、放送大学の単位取得をもって代えるという形で影響が生じることも考えられる。
- 大学の役割は単に資格の付与にあるのではなく人材の養成にある。そして、それは先程より指摘のとおり、教官と学生及び学生間の人間関係を通じ、また学生生活を通じ養われるのだということを、具体的例をあげて理論武装をしておく必要がある。さもないと、放送大学との間の安易な単位互換も生じ、大学に大きな影響を及ぼしかねない。その点、明確にしておく必要がある。
- 放送大学の教育は、放送を通してある一つの体系で講義され、それは画一化や、物の見方・考え方にある種の絶対視をもたらすとい

う大きな危険性を持っている。人文社会科学系学問の場合、多様な価値観が存在するということを前提に教官がそれぞれの考え方に基づき講義を行っていて、またそれが大学・学部の一つの特色ともなっている。このような観点に立って放送大学との関係を考えておくことも必要である。

- 大学・学部の特色のことだが、旧帝大では、例えば大阪大学の人間科学部・基礎工学部のように、随分特色のあるところもある。しかし、これは単科大学ではなかなかむずかしいことである。
- 地方国立大学の場合、地元の人たちからのミニ帝大化の声が強くなるが、各大学はその歴史・伝統を踏まえ、独自の総合的なもので特色を出すよう努力しているが容易には実現しない。先般開催された四国地区学長会議でも、条件の整備されたところより大学院を設置してほしいという話が出た。
- 地方国立大学が研究面で特色を持つことは難しいことであるが、まず考えられることは、地域性に基づいた特色を出すことである。しかし、それは研究領域において学問的に高いレベルのものでなければ大学の特色にはならない。そのためには大学院を設置し、研究体制を整えることが必要である。
- 社会科学系学部の附置研究所には、省令に基づき設置されているものと、資料センターのように学内で設置しているものがある。前者は全て予算がつくが、後者の予算措置はまちまちである。現在の厳しい財政の下では、省令によらないものは予算を打切る傾向にあり、各大学で地域研究のため地元関連資料等を収集し特色を出そうとしている施設が予算的につぶされていく傾向にある。これら

についてもご検討ねがいたい。

- 学部で特色を出すのは難しいので研究所で特色を出すことを考慮すべきであろう。
- 本年8月の学術審議会答申で、人文社会系については学部で蓄積されたものは大いに活用すべきという主旨のことを言っているが、文部当局は研究所等の時限措置で設置のものは年限がくれば廃止という方向をとっていて、両者の方針が相反していると思う。
- 第3セクター方式でセンター等が運営できるのであろうか。
- 地方自治体から毎年、補助金等援助があれば運営は可能と思うが、それ以外は困難であろう。
- 先般の理事会で教養部と大学院との関わりについて検討してほしいとの発言があったが、教養部教官の研究体制の充実を考慮する必要がある。
- それについては教養部の教官を学部にはりつけるとか、ローテーション方式で授業を担当するとかいうことは考えられないか。
- 大阪大学では教養部教官のために各学部に兼任講座を設け、学部及び大学院の教育をするという形で、教養部教官の研究体制の充実

を図っている。教養部に大学院を置くといっても、その全部を教養学部とすることもできない。それに“教養学”という学問が成り立つかも問題である。

- 私の大学でも教養部解体論があるが、教養部教官のうち理系教官は大方賛成だが、語学、体育の教官は強く反対する。
- 大阪大学では語学・体育系教官は、言語文化部、健康体育部として教養部より独立させ、将来は両方に修士課程を設置の予定である。なお、その他の教養部教官は各専門学部の教育を担当するので博士課程に属することとなる。
- 各大学ごとに教養部の事情が異なり難しい問題であるが、肝心なことは、学生の教育に直接に影響を及ぼす研究体制の充実である。

おおむね以上のような意見交換ののち、過般新聞に報道された「18歳人口の増加に伴う学生増募の問題」の対応について問題提起があり、これについてはいずれ当委員会で検討の要があるということになった。

以上をもって本日の議事を終了した。

日時 昭和58年12月12日(月) 14:00~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 山村委員長

黒田、石田、長谷、藤巻、斎藤(代:中村)、北条、八木、堯天、深瀬、添田、福見、中村、石神各委員

下沢、遠藤、篠沢、西野各専門委員

(文部省) 辻村高等教育計画課課長補佐

第1常置委員会

山村委員長主宰のもとに開会。

[議事]

◎高等教育の計画的整備について

初めに委員長より次のように挨拶があった。

いわゆる第2次ベビーブームの影響によって、わが国の18歳人口は昭和67年度をピークとして大きく増減するものと予測されており、こ

のような推移に適切に対応する高等教育機関の
量的整備を図るため、大学設置審議会大学設置
計画分科会の高等教育計画専門委員会では先般
「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備につ
いて——中間報告——」をまとめ、これに対す
る意見を関係方面からききたいということで、
当協会にも意見の提出方の依頼があった。これ
について過般（10.26）の理事会で、この意見
の取りまとめ作業をどこでやるかが議せられ、
結局本委員会がこれを引受けることになった。
この意見の提出期限は12月10日頃までというこ
とであるので、まずその原案を作成するため小
委員会を設けることにし、飯島委員（名古屋大
学長）を小委員長に委嘱して「意見」の取りま
とめをお願いした。小委員会は11月30日に開か
れ、本日配付のような「意見(案)」をまとめら
れたので、これを基にご審議願ひ、最終的な取
りまとめをいたしたい。なお、本日は小委員会
のメンバーとして原案の整理に携わられた西野
専門委員に特にご出席をいただいたのでご了承
いただきたい。また、この問題を審議するにつ
いては、この「中間報告」作成の経緯やその内
容の要点についての理解が必要と思われるの
で、文部省の高等教育計画課の辻村課長補佐に
これについての説明のためご出席いただいた。
それで順序として先ず文部省側からの説明を伺
うことにしたい。

続いて、辻村課長補佐より次のような説明が
あった。

昭和57年3月に大学設置審議会大学設置計画
分科会の中に高等教育計画専門委員会を設
置し、昭和61年度以降の高等教育の計画的整備
について審議を開始し、先般（58.10）これの中
間報告がまとめられた。それで、大学設置計画

分科会の了解の下、この中間報告を公表すると
同時に、各大学及び国大協等の関係団体の意見
を伺うべく依頼しているところである。なお、
同専門委員会としては、それらの意見を参考に
して修正を加え、大学院問題についても書き加
えて、来年3月を目途に本報告書の取りまとめ
を行う予定である。

以上のように述べられたあと、「中間報告」
の内容について詳細な説明があり、続いて、そ
の説明に関し、おおむね次のような意見の交換
があった。

- 前回の学生臨時増募は3年計画で、教官等
に説得しやすかったが、今回は年限が明示さ
れてないが増募は昭和61年から67年までの7
年間でやるのか。
- この計画では、国立大学はピーク時で8,000
名程度の受入れを想定しているが、一挙に増
やすのではなく段階的に増やしていきたい。
ただ、各大学での対応の仕方は、一律に7年
間というのではなく、若干期間を短縮する
とか、種々対応の仕方が考えられる。しかし、
事務的には、1、2年で終了することは考え
てない。
- 先程、国立大学の分担する学生数に関し説
明があったが、文部省としては私立大学がこ
の定員増の全部をカバーしてもよいという考
えがあるのか。
- 中間報告では国公私の受入れ数の区別を明
示してないので、それは全て私立大学にまか
せるのではないかと、という批判が出ることは
予想していた。しかし、この18歳人口の急増
という社会問題に対し、国立大学を含め国と
して積極的に対応するという姿勢を示すこと
は必要と考える。

- 私立大学に対しても、計画期間中の増募計画を提出させるのか。
- 私立大学に対しては来年3月に最終報告が出たら正式な形で説明するが、文書で計画を提出させることはない。私立大学はそれぞれ学校法人としての判断で認可申請をしてくるので、その動向は事前に察知できる。それに応じて適切に対処したいと考えている。
- 中間報告において、今後の高等教育の整備の方向の一つとして、国際化の推進がうたわれているが、この期間中にこの学生の増募の計画とは別に「21世紀への留学生政策に関する提言」に基づく留学生・研究生の大幅増も見込まれている。これに対してどのように措置されるのか伺いたい。
- この中間報告の取りまとめ段階で、総理大臣の提唱で設置された「21世紀への留学生対策懇談会」より留学生政策の将来展望が示され、その中で、欧米等の状況を考慮し5~10万という膨大な受入数が示された。これについては留学生課とも何回か話し合ったが、どうこなすのかはペンディングである。具体的な対応は、学術国際局の行政の中で考えることになる。
- 財政的理由から国立大学の学生定員はそう増やせないであろうということを知ったことがあるが、これは私学側の学生増を見通してのことであろうか。
- 高等教育の計画的整備の前期計画では毎年14,000名、後期計画では8,000名を私学中心に定員増を図ってきた。従って、昭和61年度以降についても、私学側は同程度の整備意欲があると見ての計画である。
- 以前の整備計画の場合と同様、今回の中間報告でも、学生増募を特定地域を中心として割り振りしているわけだが、国公立大学は100校以上あるので、その学生増募を機械的に一律に割り当てるという話は出たのであるか。
- 国公私を含め毎年6,000名の恒常的定員増を図るわけで、この数は7年間に亘り積み上げていくものである。なお、国立大学の受入れ数については、各大学との個別折衝を通して対応してゆきたいと考えている。
- この42,000人という恒常的定員増は、私学を含め年次年次の状況を見通しながらやるのか。トータル42,000人の消化は可能との見通しか。
- この毎年6,000名という数字は、学部・学科の新設による定員増の他、実員の定員化（現在私立大学は平均4割ぐらいの水増し定員の状態にあるが、これを機に、それらについて適切な教官増や教育施設等の整備を図ることにより、従来の学生定員数を増やして水増し定員の是正を図る）による定員増が大きな割合を占めると考えており、私どもとしてはこの数は消化可能と見ている。
- 実員の定員化はどのくらいになるのだろうか。
- 数字的に示すのは困難であるが、前期計画の際全国平均1.8倍あった水増し定員が、現在では1.36倍になっている。これを、この計画期間中に、1.1倍くらいまでに是正したいと考えている。
- 中間報告では、恒常的定員増（42,000名）は南関東・近畿・東海地区に重点的に配分するとあるが、これらの地域では、この他に臨時定員増（44,000名）もかぶってくる。これは、この地域が人口急増地だからということなのか。

- 都市部での高校卒18歳人口の増加が顕著であり、各地域毎に対応するという考え方に立てば、このような数が出てくる。これはあくまで一つの考え方を示したまでである。現在、都市部の学生でも地方出身者も多いわけで、これは各地方のキャパシティが拡大すれば今以上の受入れが可能となるので、18歳人口の推移という観点だけで見ることもない。今後、各大学の意見を聞いて、どう対応するか、さらに詰めるべき課題である。
- 現在、国公立大学と私立大学の学生比率は約2対8であるが、今回の定員増もその程度になるのか。
- 中間報告は国公私の負担内訳を示していないが、そのぐらいの線を考えているのではなかろうか。本日の新聞報道にあった臨時定員増44,000名のうち国立大学は約8,100名を分担するというのも、現行のシェア程度を受け止めていくという考え方に立って書かれたものであろう。

文部省側からの説明に関し、概ね以上のような意見交換があったのち、西野専門委員より、小委員会が取りまとめた〔昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について〕（中間報告）に対する意見のまとめ（案）の朗読及び主旨説明があった。

このことについておおむね次のような意見の交換があった。

- 中間報告には医師・歯科医師・教員等の養成についてはその拡充を予定しない点があるが、これでよいのであろうか。
- それでよいと考える。しかし、将来、その分野の社会的ニーズがどのように変化するか

予測困難であるので、一種の歯止めとして、本計画を実施するに当たり社会的ニーズに基づき定員増を図ってほしい旨の項目を加えることも必要であろう。

- 中間報告では、原則として期間を限った定員増は地域的制限（工業（場）等制限区域、政令指定都市）を設けないこととする点がある。そうすると、当該地域の大学は臨時定員だけが課されて恒常的定員増が来ないということになり、私の大学でも一種の危機感がある。それら地域の大学でも、歪みがないわけではないので、この機会に応分の数の臨時定員増を引き受けるとともに恒常的定員増を図ることにより、それを解消したいというところもあるもので、その旨を意見書の中で述べてほしい。

- 高等教育の整備の方向として、開放化、国際化、生涯教育、昼夜開講等が掲げられているが、それらの基準化とか、単位の公的認定等々、大学での実施に際しては難しい問題もあるので、大学の弾力的運営の可能となるような制度上の配慮も不可欠である。

- 案の第1項の中で、「計画期間中の定員増について、国立大学として積極的な受け入れ方も考えられる」という表現があるが、この点はどうか。

- 小委員会において討議の際、現在国立大学の中に歪みがあるので、これらの是正を図ってはどうかとの議論があった。そして、今後昭和75年までに国際化等による若干の定員増はあろうが基本的な大学の現状は変化しないとすると、今度の定員増の機会をとらえて、各大学の長期的展望の下に恒常的定員増を受け入れることにより、各大学の抱えている歪みを解消する以外に方法がないのではないか

ということになった。現在、国公立大学と私立大学の学生数比率は2対8で、中間報告も現行シエアを踏まえた定員増を考えているようだが、国立大学としては、財政的に可能なら、例えば10分の3等、恒常的定員増を多くとり込んで国立大学の整備を図ったらどうか、ということで、「積極的受入れ……」という表現を使ったわけである。

- 恒常的定員増の場合、教官定員は当該学部と教養部の両方につくことになっている。第3項の個所では、臨時定員増に対しても専任教官の配置を要請する主旨と解釈されるが、その場合一般教育の分野にのみ定員を要請するというように読み取れるので、表現を考えるべきであろう。
- 国立大学全体で約8,000名の臨時定員増が見込まれるわけだが、各学部・学科で5名とか10名とかの定員増を出しても、教養課程ではかなり大きな学生数となる。そこで、受入れ条件として、教養課程教官の労働強化にならない、あるいは教育水準の質をおとさないための措置を要請し、また計画期間終了後はその定員を削るのでなく全学の質的改善・充実に役立てるという趣旨をここで述べているのである。
- この個所は臨時定員増に対する処置であるということを確認するとともに、教官定員については非常勤講師には触れずに恒常的な教員定員の配置ということだけにした方がよい。
- 第5項に挙げている留学生の増加への対応の問題は、中間報告でも高等教育の在り方の柱の一つとして、「高等教育機関の国際化」がうたわれているので入れておいた方がよい。また、第6項の大学院の整備に関する問題

は、本報告の際には取り入れられるということであるが、念のため要請しておいた方がよいであろう。

概ね以上のような意見交換ののち、委員長より次のような提言があり、了承された。

ただいま、委員各位より、小委員会(案)の各項目及び追加すべき意見についてご協議いただいたが、次のようにまとめてはどうであろうか。

まず小委員会(案)の1の恒常的定員増と2の臨時定員増の項は1つの項目にまとめる。また、追加すべき項目として意見のあった社会的要請と特定地域の定員増の問題は、一般論の問題であるので、それぞれ、2と3の項目とし前半の部分で論ずる。

それに続いて、大学側の具体的・各論的要求項目として、一般教育に対する恒常的な教官定員増及び期間終了後のその活用方策、学生の実験・演習等に必要な施設・設備の措置、留学生の増加への対応、大学院の整備促進を、それぞれ4～7の項目として入れる。

そして、8として、高等教育機関の開放化や国際化の気運に即応して大学が弾力的運営が可能となるような制度上の配慮の問題を入れ、最後にこの高等教育の計画的整備の問題は、高等教育機関の抱えている基本的問題を解決してゆく姿勢で対処されるよう要望することにする。

なお、冒頭で説明したように、この意見書は早急に提出する必要があるので、本日の意見を踏まえ、私と西野・篠沢両専門委員で整理のうえ、会長の了承を得て高等教育計画専門委員会宛提出することにした。なお、この件について同専門委員会では、各関係団体より直接意見を聴取したいとのことであり、来る12月22日に

これが開かれるので、私と西野専門委員の両名が出席して、本委員会の意向を伝えることにしたい。

本日は以上をもって閉会し、次回は、前回に引続き「大学のあり方の検討小委員会」の審議

経過を伺って、「大学のあり方」について討議することとしたい。

次回 2月20日(月) 14:00~16:30

大学のあり方の検討小委員会

日時 昭和58年10月3日(月) 13:30~16:00
場所 学士会分館2号室
出席者 藤巻委員長
長谷委員
下沢, 大口, 外池, 明晶, 山野各専門委員

藤巻委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

◎ 今後の検討課題について

初めに委員長より次のように挨拶があった。

前回(9月9日)では、人文および経済分野の問題点について説明を伺ったが、本日も前回に引き続いて工学系、医学系、農学系の三分野の教育・研究上の問題点について説明を伺い意見の交換をすることにしたい。

以上のような挨拶があったのち、それぞれの分野について担当委員より配付資料を基に説明があり、これについて意見の交換が行われた。

(1) 工学系における教育・研究上の問題点 (明晶専門委員)

明晶専門委員より、配付資料を基に次の項目について詳細な説明があった。

- ① 大学および工学系分野のあり方
- ② 工学系の現状と指向
- ③ 実態に即したあり方

教育と研究/学部教育/外国語教育/大学院/留学生教育/当校費/教員の兼業/学長教書

④ 大学の評価について

以上の説明について、次のような意見の交換

があった。

○ 日本ではどうして大学の評価ということが遅れているのであろうか。これについて私として感じるのところでは、一つには日本では「評価」ということに対して、組合側は直ぐこれを勤務評定的に捉え、素直に受けとらないという性格があるためと思われる。それからまた大学入試の場合であるが、大学で入試結果を今後の改善に役立てようとして大学入試センターにそのデータを求めても、入試センターではデータを出したがる。これには受験産業に利用されるという点はあるだろうが、このようなことが評価を遅らせる一つの原因にもなるのではなからうか。

○ 日本で「評価」ということが何故遅れているかということについて、市川専門委員は次のように言っている。

- ① 日本的無差別主義
- ② 大学という学問の場を評価することへの抵抗
- ③ 経済性という概念がなじまないという性格
- ④ 帝国大学時代の大学の設置の仕方があったこと

○ 日本の社会では、人間の評価は大学入試に

において既に定まるといふことである。
つまり、大学入試の成績がよければ、その人の一生は安定であるといふことが言えるといふことである。

- 大学教育において一生懸命に努力したことは、多くの人達はあまり評価しないで、入試合格で何番だったということが卒業までついて行き、就職までにも結びつくといふことが言われている。公務員上級試験もまた同じようなことが言えるようである。
- 国大協では前に教官の任期制といふことについて考えたことがある。ところが、この任期制については教官の評価につながる問題であるといふことで相当な抵抗があり、遂にまとまらなかったようである。
- 留学生の教育に関することであるが、東京工業大学では英語で講義を行っているのだろうか。
- 私（東京工業大学）のところでは、現在英語で講義を行っていないが、東京大学では英語で講義をしているといふことは聞いている。ただ毎年入試の結果で問題になるのは、留学生の日本語の成績の悪いことと、それに英語の成績もまた悪いといふことである。なお、東京工業大学にはユネスコ関係の大学院が一つあるが、ここは全部英語で講義をしている。
- 埼玉大学では政策科学研究科といふ大学院が52年度設けられた。これは大学院の下に学部をもたない独立大学院で、主として大蔵省、通産省、地方自治体等の現職の公務員を再教育をするといふのが目的である。ところが来年度よりアセアン5カ国の公務員10名を引き受けるといふことになった。ここでは英語で講義をするといふことにしている。

○ 大学の自己評価について、国大協としては大学の評価機関でも設けようといふ考えがあるのであろうか。

○ 国大協としては、現在そのような考えはないようであるが、大学基準協会では、その中間報告の中で次のように言っている。

「大学のあり方と目標は、時代の変化に伴い絶えず問い直されるべきであるが、それは大学の個別的な自己評価の結果を総合する形で、これを行うことからはじめるのが現実的である」

このように大学基準協会では、評価といふことは、やり取りをしてはじめて現実的になるものであるといふように捉えているようである。そこで仮に国大協が「評価」をするといふことになると、これは評価をするといふことよりも、評価の助けをするといふことになるのではないかと思われる。

○ 大学の評価といふことについて、実際的にやらねばならないことの多いのは国立大学であるが、現実的には私立大学の方が経営的なこともあるので厳しいようである。

○ 人間形成について、先ほどの説明では「社会性、国際性、精神面の充実が乏しい」といふように言われていたようだが、これはどのようにすればよいと考えているのであろうか。

○ 私の考えでは、もう少し教官と学生のコミュニケーションを密にしていけば、相当なところまではいけるのではないかといふ気がしている。例えば、学生が大学に入学して早々にいわゆる「五月病」といわれるノイローゼに陥ることがある。このような場合に、教官と学生が話し合うことによつて案外本人の気分がほぐれ、自分自身の極めて常識的なところに欠陥があることを見出すことがある。

- 自己評価の問題については教官の問題、学生に対する評価、学生と教育との関係というような問題が考えられる。また、実学か虚学かという問題になると、これは社会との関係が生じてくる問題である。今後大学のあり方ということで検討するのであれば、このような個々の問題についても、もう少し具体的な議論をしていく必要があるのではなかろうか。

以上で工学系における問題点の協議を終わり、次の問題に移った。

(2) 医学系における研究・教育上の問題点
(山野専門委員)

山野専門委員より、配付資料を基に次の項目について詳細な説明があった。

- ① 科学技術の進歩と物質文明の弊害
- ② 創造の喜びと人類愛
- ③ 医学部・医科大学における教育目標
- ④ 医科学大学院制度の検討
- ⑤ 老人医学総合研究の重要性
- ⑥ 医学における研究連合組織の設置
- ⑦ 医療技術科学と医学の調和、協調
- ⑧ 生涯教育、生涯研修
- ⑨ 若い研究者の活性化、流動化

以上の説明について、次のような意見の交換があった。

- 工学系にも医学系とよく似た性質があると感じた。ただ、問題の所在が違ってくる問題として、医学の場合は工場を持たないということである。工学教育の中で実習教育は工場で行われるが、工場は大学とは別のところにあって事実上企業教育に任せきりであるといったかたちである。わが国でも古い時代は大学の中に実習現場をもっていたのであるが、

現在はそのかたちは残っていない。

また、医学と工学の似通った点について言えば、医学の倫理問題を除いたその他では、例えば工学のエンジニアが自分の構想なり作品が社会に利用されることによってはじめて技術者としての素朴なよろこびを持つ。これと同じく医学の方でも、自分の研究成果が人間の生命に役立つということによって、研究者としてのよろこびがあると言えるのではなかろうか。

それから生涯教育についても医と工はよく似ている。技術はどんどん進んでいくものであるから、常に最新の技術を身につけていなければ評価できないということが言える。

- 医学部の問題で考えられることは、総合大学としての医学部と単科大学としての医科大学の場合のメリット、デメリットということについて、触れる必要がないかどうかということである。それから医学部の体質の問題、例えば学生の数また質の問題等についてももう少し考える必要があるのではなかろうか。
- 単科大学の問題についてであるが、私は単科大学を卒業している。その経験から、同じ学部の総合大学を卒業したものと較べて見ると、人との付き合い、あるいは教養の面といった点で、単科大卒は相当に努力してもなかなか総合大学を卒業した人達のレベルに到達しないものを感じる。これは、若いうちに何かを植えておくことが如何に大切であるかということを示している。
- 単科の医科大学での一般教育は、どのようにして行っているのか。
- 一般教育は、医学では医進コースの2年間で行われるが、一般教育担当の専任教官の数は極めて少ないので、学部の教官がこれを援

本日までに、まず各エリアからみた問題点について一応の説明を伺ったわけであるが（なお法学部、理学部の問題については次回に説明を伺うということにして）、そろそろ各エリアから捉えた問題点について、これを縦に通して検討する必要があるように思う。そこで取り敢えず大口専門委員にお願いして、これまでに各エ

リアから出された問題点を整理してもらい、今後の検討の叩き台となるような案をまとめてもらってはどうかであろうか。

これについて協議の結果、この委員長の提案を了承して本日の議事を終了した。

次回 11月1日(火) 13:30~17:00

大学のあり方の検討小委員会

日時 昭和58年11月1日(火) 13:30~17:00

場所 学士会分館3号室

出席者 藤巻委員長

長谷委員

下沢、大口、外池、明島、市川、高田、山野、

篠沢各専門委員

藤巻委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられた。

第1常置委員会が去る10月17日に開催され、その際私と長谷委員がこれまでの小委員会の検討経過について報告を行った。それを基に協議が行われたが、その討議状況については長谷委員からご報告を願うことにする。

ついで、長谷委員より次のように報告があった。

10月17日に開かれた第1常置委員会では、先ず各大学の特色をもたせるにはどうすればよいかという評価の問題が採り上げられて議論された。

この議論では、旧七帝大のようなところでは研究所が一つの特色を形成しているのではないかということである。

学部の方で例を挙げれば、大阪大学が人間科学部というものを設けてスタートした。これは大阪大学にとって一つの特色であると言えようが、大学の特色というのはむしろ研究所にあるのではないかと考えられるということである。

それから、地方の大学では次第に地元学生の

入学率が伸びて来て50%を越してきているところが多いということである。そこで地方大学の特色として、その地域性や歴史性を活かすような教育を行ってはどうかということである。

ただし、各学部の特色をもたせるということはむずかしいことであって、やはり予算の裏付けのある研究所かあるいはセンターの設置を国大協として要望すべきではないかという意見も出ていた。

しかし、この研究所やセンターの設置については、これをやたらに設けるということではなくて、例えば10年くらいを一つの目標にして改廃することにしてはどうかということである。

それから、第三セクター方式が考えられないかというような意見があった。しかし、これについては、このための財団を作っても、その運営は困難であろうという意見が多かった。ただし、大学院の場合には必ずしも第三セクター方式が不可能でない場合もあり得るかもしれないということであるが、それには所在県の財政事情にも大いに関わってくる問題であって、やはり大学としては国家財政に依存しているといっ

たかたちの方がやりやすいのではないかという意見が多かった。

大学の研究体制については、現在文部省の中にも研究体制特別委員会という委員会が設けられて検討されているので、これらとも連携を保ちながら研究を進めていくべきではなからうかということであった。

以上のような議論があったが、この時の討論の中で、やはり一番問題になったのは教養部の問題であった。

この教養部の問題では、教養部に一つの権限を与えるのにはどうすればよいかということが問題になった。教養部に権限を与えるには、教養部の全教官をいずれかの学部へ貼りつけておいて、ローテーションによって教養部の講義を兼担させるようにしてはどうかという意見が出ていた。

それから教養部の問題に関連して放送大学の問題が議論となった。放送大学もいよいよ60年度より学生を受け入れることになるが、放送大学の問題は、かなり既成の大学にインパクトを与えることになるのではないかということである。それから、この放送大学の教育について、放送大学教育は教育の画一化をもたらすのではないかという懸念も表明された。特に人文社会系では価値観が非常に多様化している、そのような中で、放送大学の教育が果して順調に効果を挙げ得るのかどうか疑念があるということであった。確かに放送大学が動き出せば、既成の大学は影響を受けるであろう。医学系と工学系の学部は直接の影響は受けないであろうが、人文系は相当大きな影響を受けることになるであろうし、また社会科学系でもある点までは影響を受けると考えられる。そこで、これらの大学のあり方を考えていく場合に、放送大学の問題

を抜きにしては考えられないのではないかという意見であった。

おおむね以上のような討論内容であったが、これはフリートーキングの形で行われた議論であったので、これらの意見がストレートに委員会に反映されるようなことではなかったように思う。しかし、親委員会が当小委員会の討議内容について深い関心を払っていることを感じ取ることができた。

以上の報告があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 大学での研究・教育上の問題点について

前回に引き続き、各エリアから見た大学の研究・教育上の問題点について検討することにした。

(1) 法学部における問題点について

これについて高田専門委員より、配付資料「検討の一視点と法学部を例とする若干の問題」を基に詳細な説明があり、これに関して次のような意見の交換が行われた。

- 法学部では、法学のプロフェッショナルの養成ということと、修士課程での教育についてどのように考えているのか。
- 法学部を修了して、学界なり法曹界に進むというものは極く限られていて、あとの多くは一般公務員とか民間企業に就職することになる。ただし、専門的なことを要請することになると、やはり学部だけの学習では不足し修士課程が必要である。
- 大学院についてであるが、旧文理法学部を持つ15大学のうち、現在修士課程が設置されているのは2大学だけである。残りの大学も皆設置を希望しているのであるが、設置の条件となる教官の資格の点で引っかかっている。

地方でも、私立大学にはマスターコースが設けられているのに国立大学にはマスターコースがないということは、国立大学としてもその面子に関わる問題である。そこで考えられることは、大学が設置される場合、教官の有資格者が揃っているから認可されるのであろうから、そのような大学が修士課程を希望するならどしどし大学院を設けるべきではなかろうか。そうして地方大学の悲願ともいえるべきこの希望を叶えてやるべきであると思う。

ただ問題であるのは、こうしてMCは出来ても、その先DC問題が生じてくるのは明らかである。そこで当面の問題と、将来の問題をどの程度に考えていけばよいかという問題があると思う。

- 当委員会で検討するに当たっては、当面の問題にこだわる必要はないと思う。長期的展望を構えながら、その考えがまとまるというならそれも織り込んで考えていくべきであると考える。

おおむね以上のような意見交換があったのち、次の課題に移った。

(2) 理学部の諸問題について

これについて下沢専門委員より、配付資料「理学系大学院の現状と問題点」「第1回国立大学理学部長会議シンポジウム講演資料」「大学に関する統計資料」を基に詳細な説明があり、これに関して次のような意見の交換が行われた。

- 大学院の設置形態として現在四つの型があるがこのほかに第5のタイプの大学が考えられないかとのお話であるが、その第5のタイプというのはどのような大学院であろうか。
- 現在の大学院の四つの型というのは、旧帝大型の大学院、それから総合大学院、独立大

学院、連合大学院という四つのタイプである。しかし、これらの四つのタイプの大学院はいずれも基盤になる組織があって、その上に考えられている大学院である。ところが第5のタイプの大学院というのは、学部というような組織を持たずに学位が授与できるというような大学院が考えられないかという構想である。

- 自然科学系の大学院には次の3つの性格があると思う。

- ① 教養ある社会人の養成
- ② 研究者養成
- ③ 技能習熟者の養成

以上の3つの性格があると思うが、現在日本の企業ではDC修了者の受け止め方が非常に悪い。これは、大学院後期課程修了者については明らかに研究者養成であって、そのような型にはめ込んでおいてそれを企業の方へ送り込んでゆくというところに問題があるようである。現在、企業は企業で社内教育システムを持っており、企業の目的に応じた教育を行っている。それをその教育システムから完全に遊離した研究者養成的な大学内企業教育をしても、真の企業人として直ぐに役立つはずはない。その辺のところを大学教育でどのようにすればよいものかと悩んでいるところである。

- 現在のわが国の研究のレベルアップには、大学院生が非常に貢献しているように思う。しかし、これをティーチングアシスタントの方に廻すということになると、研究のレベルダウンになりはしないだろうか。
- 現在外国で、どのレベルの者が研究を支えているかという点、Ph. Dのレベルの者である。ところが日本の場合には、Ph. Dの充足

力は極めて低い。その結果、研究を支えているのは修士レベルの者ということになる。このような状況下では、わが国の大学では教授がよほどよいアイデアでも考え出さない限り、研究のレベルは修士のレベルに落ち込んでしまっているのではないかとと思われる。また、その修士の数も段々と増えてきて、研究ということよりも人生の目的を他に求めるといった学生が多くなってきていることは、よほど注意しなければならない傾向である。このように修士の学部化という現象と同時に、研究の地盤がますます沈下して行くのではないかと思う。

- 外国からの留学生の問題については、理学部長会議の話題としては出なかったのだろうか。
- 直接には留学生の問題は出なかったが、学位授与と国際化ということを結びつけて少し話題になっていた。そこで話では、何故日本語のできない者を留学生として送り込んでくるのであろうかということが論議された。これについては、教官が英語で講義すればよいのではないかという意見があった。

それから学位授与の問題であるが、日本人学生と外国人留学生とは別であるという立場をとって、学力に差はあっても学位を与えてよいのではないかという意見もあったが、この問題は大学の問題として今後検討すべきであろうということであった。

おおむね以上のような意見交換があったのち、次の課題に移った。

(3) 大学の事務系における問題点

これについて篠沢専門委員より、配付資料を基に「事務組織について」「事務改善について」「定員配置について」等の事項について詳細な説明があった。

ついで委員長より次のように述べられた。

以上をもって一応各エリアから見た問題点についての説明が終わったわけであるが、これを縦・横通して全体として整理する要があり、そのことを大口専門委員に依頼してあったので、その説明を伺うことにしたい。

ついで大口専門委員より、本日の法学部・理学部・事務系の各分野からみた問題点を含め、配付資料「専門別報告のまとめ」を基に、その要点の説明があった。

これについて、次のような意見の交換があった。

- 教育と研究という点について、もう少し広い視野をもっていろいろな問題を取り入れて論議するというのも一つのやり方ではなかろうか。
- これまでの各エリアからの報告で話題とならなかった問題に大学の管理運営の問題がある。これはやはり論議しておく必要があるように思う。
- 大学と社会の関わりの問題であるが、大学の国立化ということから、法制的に何かと縛られている点が沢山あるように思う。このような点をもう少し洗い出してみてもどうか。
- 現在大学はダイナミックに変化しつつ動いている。しかしその中であって万古不変なものはやはり持っている。このような大学の実態を健康診断的に把握しながら、これをどのように管理運営をしていけばよいかという問題があるように思う。
- 大学にとっては、研究・教育・管理運営という3本の柱はどの柱もゆるがせに出来ない大きな柱であると考えている。ただ、これまでの報告では学部の問題が中心に議論されたので、管理運営の面については殆ど論議されて

いない。しかし、この大学の管理運営の面について議論する前に、もう少し教育をどう捉えていくかということについて議論しておいた方がよいように思う。

これまでの報告で特にいろいろの問題がドラスティックに出ていたと思われるのは工学部系からの報告であったように思う。また、これにはまだ奥深い考えもあるように思われる。私も教育という側から、学生の意識あるいは学系のあり方などについてどう変わっていくか、またこれが大学の自治とどのように関

わっていくかという問題があるように思っている。そこで、それには工学系の方より出されている具体的な問題を叩き台として議論していけば今後の議論は進んでいくのではないかと考える。

おおむね以上のような意見の交換があつて本日の議事を終わり、次回は、最後の提言に基づき、工学系から現在出されている問題点を叩き台として教育問題についてさらに議論を進めることとした。

日時 昭和58年12月9日(金) 9:30~12:30
場所 国立大学協会会議室
出席者 平野会長
藤巻委員長
長谷委員
下沢、西野、大口、外池、明島、市川、高田、
山野、篠沢各専門委員

大学のあり方の検討小委員会

藤巻委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

◎ 大学の研究・教育上の問題点について

初めに委員長より次のように述べられた。

前回の委員会(11.1)で、過去3回に亘り各専門分野からみた研究教育上の問題点についての検討を一通り終えたので、そろそろこれを縦に通して検討を始めたいと考える。これについては前回、大口専門委員よりその項目を整理した資料を提出していただいているが、本日はお手許配付の、前々回(10.3)に提出いただいて検討した「工学系メモ」を土台に検討をすすめてゆくこととしたい。

以上のように述べられたのち、おおむね次のような意見交換が行われた。

- 最近のように科学技術が高度化、多様化してくると、工学の世界では学部教育というのは一般教育を行う場となってきたという認識が持たれているようである。
- 以前、大学教育の型ということについて、ライセンス型とノンライセンス型があるという議論があつたが、仮にライセンス型であっても人間教育を通して人間形成としての教養を養っている面があることには変りがない。その意味で既に工学系の学部教育は一般教育というか人間形成教育を施す処と考えられるべきと思われる。その点、企業で学生を採用する際に、例えば文科系の学生については専攻学科の区別はしないし、場合によっては学部の区別すらしないのに対し、工学系については最近やや崩れてきたとはいえ専攻学科ということが問題とされるのには奇異な感がし

ないでもない。今日、学部レベルでは工学部も経済学部や法学部などと同じベース上で考えられてしかるべきではなからうか。そして、専門教育は大学院がその任をもつことになると思う。

ここで、外池専門委員より前々回の検討資料「工学系メモ」を手掛りとして経済学的・経営学的視点からみた大学における研究教育上の問題点について、4つの柱〔①学問論（実学・虚学論）および教育組織（一般教育と専門教育）、②研究と教育の関連性、③大学と社会のかかわり、④大学財政との関連〕に整理して意見が述べられ、これに引続き以下のような意見交換が行われた。

- 学部教育について一般教育課程・専門課程それぞれに履修年限の枠をはめて一律に4年としていることには疑問がある。社会科学系と理工系では学問のアプローチが異なるので研究教育体制に多様性を導入しないと相互束縛になるのではなからうか。たとえば、理工系に属する人間はおおむね“一神教的”思考に立って、世界は矛盾のないものという認識をもってニュートン以来様々の成果をあげてきているが、人文社会科学系に属する人間は或る意味で“多神教的”といえる。それで異質な両者を同じ枠組みで議論してよいものかどうかというのが率直な感想であり、その点から大学の修業年限、教育体制を含めて、大学に多様性を取り込んでいく必要があると思われる。
- 工学の分野では、例えば機械工学を専攻したからといっても学部4年間では一人前に図面を画いたり読んだりすることはむずかしく、その意味では学部教育は正に工学の基礎教育ということがいえる。そして、学部教育

では高等基礎教育を通して広い視野をもった人間の養成が第一義であって、それ以上の目標は掲げにくいのではなからうか。

- 企業が大学の教育にどれだけ期待しているかといえば、それは高等基礎教育ということであり、広い視野をもってものごとを観ることができ、目標に向かって進んでいけるような人材の養成を期待しているのではなからうか。
- 高等基礎教育においてもあまり詰め込んだ教育をすると却って視野の狭い学生をつくる虞れがあるという意見もある。
- わが国ではアメリカなどに比べると企業の社内教育が充実していて、人間形成教育から専門教育まで幅広く且つ濃密な教育が行われているという特徴がある。
- さきほど大学教育にライセンス型・非ライセンス型があるという話があったが、学問の分野を「理工系」と「文系」という具合に括るのは不適當であろう。理学部と工学部では両者の学問の性質、ロジックの立て方も異なっているので、この点を考慮する必要がある。
- 医学部もライセンス型といわれているが、医学は生物学とも密接に関わるので理学的要素もある。ところで、医学においては手術ということが高く評価されているが、外科の場合でも、その病気に対してメスを入れるべきかどうかということを先ず考えることがむしろ大事にされなければならないと思う。そういう意味で研究が大事である。一方、教育面に関しては、医師免許状や医師法による法律的制約を受けており、これが教育面に反映している。
- 工学部では、例えば外国語教育について

は、一つの外国語が実用上役立つ水準に達することを目標とすることがよいという考え方が強いようである。その点人文社会系とは違うようである。それから、企業における研究と大学における研究とは、実学の面では大学は企業には及ばない。それで、大学の中に実習機関を設けるといふようなことを考えてみてもよいのではないか。

- 学部教育では文系であっても自然科学系であっても高等基礎としての教育が必要であるという点では一致するが、その中味はそれぞれ異なると思う。たとえば、工学系でははっきりした一定の目標を掲げて教育が行われている。これに対し文系の方は、遡れば一般教育の問題になると思われるが、新制大学が発足した時には旧制高校の理念に代る理念があったが、これが必ずしも十分に機能しておらず明確な目標がなくなってしまった。
- 新制大学が発足した当時は、一般教育によって人文・社会・自然の3領域にまたがって広い視野から教養を身につけるといふ理念があったが、これがうまく機能していないところに問題がある。たとえば一般教育の内容が文系も理工系も一律的であるのは疑問である。また教育内容の程度が高校教育の焼直しのように学生を惹きつける魅力に乏しいと思う。
- 今日、社会で技術化がすすんでくるに伴って啓蒙主義時代以来つづいてきた普遍妥当的なものを求める考え方が薄らいできて技術的なものの方へ走る傾向が見られるようである。その一例として、法学部の世界でも法解釈を受講する学生がふえているという現象がみられる。

ところで、「大学教育のあり方」について

問題点の整理に当たっての希望であるが、これについては横軸に学問分野として文系・理工系共通的問題と独自性の問題を分けて置き、縦軸には入試・教育課程・専門課程・大学院の関係を置いて検討してみることも考えていただきたい。

- 大学教育では学問の教育だけでなく人間形成の面からの教育ということも必要ではなからうか。それというのは今の学生の気質の特徴として人に迷惑をかけさえしなければ何をやってもよいといった考え方があつたようで、人間と人間の関係が視野から抜けているように思われる。工科系でも今日のように産学協同等で社会との接触機会がふえると一層人と人との関係を集団の問題まで視野を広げないと全体世界が見えなくなるおそれがあるのではなからうか。
- 医学部においても、経済的豊かさを求めて医学部を志望する学生が少なくない。もっと学問へのあこがれや人類社会への奉仕から医学を志してほしいと思う。
- 学生の人間形成というのは一般教育科目を何科目履修すればよいという類のものではなく、大学で勉学する期間中に接する全ての教官を通して培われるものではなからうか。
- 「大学のあり方」を考える場合、現行の6・3・3制の教育制度や教特法等の法令の改正ということまで踏み込んで考えてゆく方がよいのかどうかということがあつた。たとえば、教官組織の問題として、教官の人事交流により若手教官の活性化と適正配置を図るとか、教育制度について、大学の専門教育の充実化という観点から中等教育の複線化を認め、一般教育をそこで行えるようにするといったことも、法令の改正まで踏み込んで検討す

るということであると議論しやすい。

- 学部教育を一律4年として縛らないで、学部により修業年限に多様性を認めてもよいのではなからうか。
- 大学教育はいったい何を行うものなのかという基本的な点の議論をしておく必要がある。さきほど意見のあった人間関係も含めて教育が必要という考え方は分かるが、大学は人間社会におけるどの部分の教育の責任を負っているのかということをはっきりさせる必要があると思う。この点私は、大学教育というものは、社会の中である技能をもって自己の任務を遂行してゆくに必要な素養を身につけさせるということにあるのではないかと考える。つまりこれは、大学人として誰もが一樣にもつ教養ではなく、医学部なら医学に携わる者として、工学部ならばエンジニアとして将来社会で機能を果してゆくうえで必要な教養を身につけさせるということではないかと思う。
- 大学教育というものが社会に出たのちある専門的機能を果たすためということだけに終ってよいものであろうか。それ以前に全人的な人間形成ということも大学教育の中で考えられるべきと思われる。
- 企業などが人を採用する際最も問題とするのは、その人間が企業の中で仕事をやってゆける能力があるかどうかという点にあって、人間形成的意味での教養ということはそれほど問題にしていけないのではなからうか。
- 現実の社会はその通りかもしれないが、それが大学教育本来のあるべき方向かどうか疑問である。
- 現在わが国の工学関係に使われている研究費の総額は世界的にみると決して少なくはな

いと思われるが、大学においては特定目的の研究費は別として、当校費で配賦される金額では少し大きな研究を行うのは困難であり、このため企業のレベルと伍してゆくことも難しい状況となりつつあるようである。それで、国立大学全体として執る研究の方向としては、時間と頭脳を使って専ら基礎的研究を行うことにあるように思われるが、その反面、場合によりプロジェクトによる研究等のことも考えると、大学間の研究費の配賦に差をつくった方がよいとも思われる。

- 最近基準的経費が伸びなやんでいるのにくらべて科研費の方の伸率が高くなっているが、やはり大学の研究は講座費等の基準的経費の充実ということが重要ではなからうか。
- 各大学に一律の基準で配賦される当校費については学内で重点配分することは難しい。これは大学の中で研究教育に対する自己評価ができないということに関係するが、その点科研費についてはある評価のもとに配賦されるので、少なくとも悪平等は避けられるという面があるようである。しかし、そうはいつでも基準経費が伸びなやんで目減りするようでは研究に支障を来すことにもなるので、これについてはアップを図ってもらわなければならないと考える。
- 今後の検討の進め方であるが、前回は大口委員のこれまでの論議のまとめを基に、また今回は「工学系メモ」を叩き台とした外池委員の問題点の提示を基に討議をしたが、それを通じて各分野の問題と凡ゆる分野を通じての共通の問題も次第に明らかになってきたので、それを整理しながら問題点を絞って検討を進めるようにしてはどうか。
- 大学は結局のところ何を行うところかとい

うことについて大いに議論を深めてほしい。
「大学のあり方」が検討され始めたきっかけは臨時行政調査会において国立大学については農学部、縮小等学部の再編整理の問題が論じられたことにあるが、いずれにしてもこの機会に、国立大学と私立大学との関係、国立大学はどのような役割を担うのか、ということについて議論をすすめていただきたい。

おおむね以上のような意見交換があったのち、最後に委員長より次のように述べられて本日の会議を終了した。

本日は大学の教育上の問題に関して主として「工学系メモ」を中心にご意見をお聞かせいただいたが、次回よりこれまでの総論的な議論を踏まえて実質的各論に入ってゆきたいと考える。

次回 1月13日(金) 10:00~12:30

第2常置委員会

日時 昭和58年10月6日(木) 15:00~17:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 松田副会長

猪委員長

石井、帷子、久佐、井出、潮木、丸井、井沢、

脇坂、山田、田中、坂上、井上、松山各委員

猪岡、松井、金子各専門委員

(入試センター) 小坂所長、木村管理部長

猪委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、新たに就任された石井委員(北海道教育大学長)の紹介があり、ついで次のように述べられた。

本日の議題の協議に入る前に、去る6月総会で設置が決定された「入試改善特別委員会」のこれまでの協議の模様について、同委員会委員長の松田副会長よりご報告いただくこととした。この特別委員会がこのたび新たに設置された趣旨は、最近共通入試制度に対する批判が各方面から提起されている現状に鑑み、この入試方法を根本より再検討したうえ、現行制度の枠に捉われず根本理念に溯って適切な大学入試のあり方を究明しようというものであり、本第2常置委員会との連携の下に作業を進めることになっているものである。

ついで松田入試改善特別委員会委員長より、同委員会の審議状況について大略次のように述

べられた。

本特別委員会は発足後これまでに2回開催(7.12, 9.28)し、大学入試に関する諸問題について共通入試制度、特に共通第1次学力試験についての問題を中心にブレーン・ストーミング的に協議を行った。その協議の内容を一口に言うと、共通第1次学力試験の導入の経緯を振り返りながら共通入試制度全般について、従来いわれている批判等を踏まえてこの見直しを行った。その結果、種々の問題点が明らかにされてきたので、今後どこに問題の重点を置いて検討をすすめてゆくか、その方向を探り始めた段階である。それを大雑把に分けると次のようになる。

共通入試システムを一つのブラックボックスとしてみると、そのボックスにインプットで入ってくるのが受験生で、アウトプットで出てくる合格者を大学にインプットして繋ぐという役

目を担っている。それで、このブラックボックスの中身をどうするかという共通入試システム自体の問題があるが、このほかに入試システムと、高校教育、大学教育という三者の関連ということも重要であると思われる。その観点から、高校教育の実情についても議論した。その中で、共通第1次学力試験との関係で特に問題と思われた点として、高校教育の内容が建前と実態に乖離がみられる——たとえば、現行共通第1次学力試験の実施期日について高校側から、高校第3学年の学習がおおむね完了する1月末頃以降とすることが要望されているが、実際には進学校といわれているところではほとんどが第2学期中に教科書の履習を完了している——ことが議論された。それから、大学教育の側、とりわけ多様化した高校教育課程を受けた学生の受入れ口である一般教育の観点からの入試に対する要請ということも問題であろう。また、入試システムについては、共通第1次学力試験および第2次試験の一般的選抜試験のほか、推薦入学のほか特別な配慮を要する選考方法等のことも考え合わせて検討をすすめてゆかなければならないと考えている。

以上のように、入試改善特別委員会は、「大学入試のあり方」について検討の緒についたところであり、次回から共通入試制度について、第1次試験では何を測るのか、また第2次試験では何が求められるか、といったそれぞれの基本的性格について協議することになっている。

それから、この特別委員会と第2常置委員会との役割分担については、第2常置委員会は共通入試制度の具体的・実際の問題を扱い、特別委員会の方は入試の根本理念に立ち返って大学入試のあり方を検討することとしている。なお、本特別委員会の審議運営のタイムスケジュール

については、来年6月総会に「中間報告」をとりまとめ、再来年6月総会に「最終報告」を提出したいと考えている。

以上のような報告があったのち議事に入った。

〔議事〕

◎ 共通第1次学力試験の実施期日等の繰り下げについて

初めに委員長より次のように述べられた。

本委員会で予て検討をすすめている共通第1次学力試験の改善方針に関して、本年5月に各国立大学長宛第2常置委員会委員長名で10項目に亘ってアンケートを行い意見を求めたところ、各項目についていろいろなお意見が寄せられたが、「共通第1次学力試験の実施期日を2月上旬に繰り下げる」という間に対しては「諸条件が整うならば基本的に賛成」である旨の意見を多くいただいた。そして、この共通第1次学力試験の実施期日の繰り下げについては、すでに大学入試センターでは技術的には2月上旬頃まで繰り下げることが可能という見通しが立てられている。ところで、共通入試については世間で批判があるばかりでなく、国会においても入試改善状況に関して度々質問が繰り返されて文部当局はその対応に苦慮し、国大協における審議の進展に期待をもっているようである。それで、本委員会では共通第1次学力試験の改善について、早期に取りまとめが可能な問題については速やかに結論を出すとした従来の基本方針に基づき、アンケートの結果で格別異論のなかった「共通第1次学力試験の実施期日繰り下げ」の問題について取敢えず優先して検討をすすめたいと考えた。そして、去る9月27日に拡大小委員会を開催し、大学入試センターにお

いて検討されているこの具体的な日程案をもとに協議を行った。その協議の結果を踏まえ取りまとめたのがお手許配付の「共通第1次学力試験実施期日等の繰り下げ案」である。本日はこれを基に共通第1次学力試験実施期日等の繰り下げについてご協議いただくこととしたい。

ついで、松井専門委員より配付資料をもとに、共通第1次学力試験実施期日繰り下げの趣旨、繰り下げ案と現行日程との比較、繰り下げ案の要点、繰り下げ案を実施した場合の改善点及び問題点、等について詳細に説明があり、引続き委員長より次のように述べられた。

共通第1次学力試験実施期日を繰り下げることの趣旨は、ただ今説明があったように、高校第3学年第3学期の授業の正常化を図る（従来高校側より高校第3学年の学習がおおむね完了する1月末以降への繰り下げが要望されている）ということ、試験の公平な実施を確保する（新高校教育課程にもとづく60年度以降の共通第1次学力試験では必修科目に加えて選択科目が出題されるが、選択科目については高校第2学年、3学年で履修することになっているため、受験生の学習項目の履修時期の差で試験に有利不利を生ずる虞れがあり、試験問題作成上困難な点がある）ことにある。そして、この繰り下げ案（1月26日～2月2日の間の土曜、日曜）では、上述の改善が図れるほか、第1次試験の出願期日についても現行より1カ月繰り下げられるので、受験生の進路選択に時間的余裕が生じる、というメリットもある。しかし、これにも次のような問題点がある。

それは、試験期日の繰り下げが、大学入試センターの答案処理期間の短縮措置を基にして考えられていることから、現行のように第2次試験出願期日以前に共通第1次学力試験結果の概

要（総得点および各科目別得点の全国平均、各科目別標準偏差等）の集計公表が物理的に困難になり、そのため受験生は第1次試験の「正解・配点」の資料のみで自己採点を行って最終志望校を決めなければならないということである。これについては、受験者に与える影響が少なくないと思われるので、何らかの便法が考えられないかと検討した。その後大学入試センターで過去5年間の共通第1次学力試験結果のデータについて調査・分析したところ、全受験生の成績集計でなくても（一部分の受験生の集計でも）相当精度の高い総得点および各科目別得点平均等が算出できるということが判明した。これだと、繰り下げ案の日程を動かすことなく第2次試験の出願期日以前に試験結果の概要を公表することができるので、受験生の自己採点に支障を生じないで済むと思われる。

それから、この繰り下げ案のもう一つ大きな問題は、共通1次試験の実施期日と私立大学の入試期日との接近乃至重複という点である。この案のように共通1次試験が1月下旬から2月初めということになると、多くの私立大学の試験日と接近し、ことに2月初頭に試験日を設定している関西の幾つかの大学とは年度によっては試験日が重なることが予想される。その場合私立大学との併願が出来なくなるということ、また私立大学の入試期日との接近が受験生に少なからぬ心理的圧迫感を与える、ということが懸念される。そのほか、一部試験地区での雪害の心配や各大学の試験事務処理体制の負担増等のことも考えられるが、種々勘案し検討した結果、ただ今述べたような繰り下げ案がまとめられたものである。

以上の説明に関連して、小坂大学入試センター所長より概略次のような説明があった。

この繰り下げ案においては、第2次試験出願期日以前に共通第1次学力試験結果の概要（全国平均、標準偏差等）の発表ができないとされているが、これは受験生にとっては従来出願校の最終決定のよりどころとなっていた目安を失うことになり、進路選択上戸惑いを感じる受験生も少なくないと思われる。それで、受験生の便宜となる方法が講じられないかということで、当センターは過去5回実施した共通第1次学力試験結果のデータについて調査・分析を行ってみた。その結果、全受験者の3分の1程度にあたる一定地域の受験者の試験結果を集計して得られた「総得点および科目別得点の平均等」と、受験者全体についての最終確定数値との間に大きいなズレはなく、その誤差の程度は1,000点満点の6～7点で、教科別では数学がプラスマイナス約4点という以外は非常に近似していることが判明した。

このように12～13万人程度の規模ならば共通第1次学力試験終了後約10日間程度の日数があれば、総得点および科目別得点の平均点等の試験結果について中間発表することは可能なので、受験生は「正解・配点」をもとにした自己採点と合わせて、ある程度自己の成績の全国的位置付けの目安がつくのではないかと思われる。ただ、61年度については共通第1次学力試験の終了日が2月2日ということで、第2次試験出願期日（2月9日）との期間が狭まることになる（7日間）ため、ある程度の精度をもった数値を第2次試験出願期日以前に中間発表することは時間的にかなり窮屈になると思われる。また、共通第1次学力試験を課して推薦入学を実施する大学への第1次試験の成績提供についても同様のことがいえる。

以上の説明があったのち、繰り下げ日程案を基にして概略次のような意見交換が行われた。

- 受験生の進路指導上からは、第2次試験出願期日に共通第1次学力試験結果の概要について中間発表ができるのであればした方がベターであろう。もし、61年度の共通第1次学力試験の実施期日が2月1日、2日になることで中間発表が難しいということであるなら、試験実施期日の下限を1月末ということにしては如何であろうか。
- 共通第1次学力試験の実施期日を1月末の土曜・日曜ということにすると、61年度においては25日、26日ということになり、第2次試験出願期日の2月9日までに共通第1次学力試験の実施結果についての中間発表も間に合うことになろう。
- その中間発表は標準偏差も含めて考えられているのであろうか。標準偏差が公表されないと受験生は進路選択にあたって自己の全国的位置づけの目安がつけにくいと思われる。
- 中間発表については、いろいろ技術的に考慮を要する問題もあり、これの具体的内容については今後大学入試センターで詰めてゆきたいと考える。
- 繰り下げ案の問題点の一つとして私立大学の試験日との接近ということがあるが、これで危惧されることは、受験生がこれまで以上に“国立大学型”と“私立大学型”に分離されるようになりはしないかということである。
- 共通第1次学力試験期日の繰り下げについては、「現行期日より1週間繰り下げる案」ではどうかとの意見もあるが、これについてもご協議いただきたい。この繰り下げ案が提起された一つの理由には、国立大学の入試のあり方に関して目下「入試改善特別委員会」

において検討がすすめられており、来年春の総会にはこれの中間報告が出されることでもあり、その動向を見極めるまでは共通第1次学力試験の実施期日についても大幅な変更は避けた方が得策ではないか、という判断があるようである。

- この共通第1次学力試験の繰り下げ原案（1月26日—2月2日）については改善点と同時に幾つか問題点もあり、ことに61年度の場合に種々隘路がある。その点、「1週間繰り下げ案」は現行とこの原案との折衷的な案ということになろう。この案の利点は、現行制度に大きな影響を及ぼすことなく、多少なりとも高校側からの試験期日繰り下げの要望に沿えるというものがあるが、反面この程度の繰り下げ幅では高校第3学年第3学期の授業の正常化という点にはほとんど影響がなく、繰り下げることの実質的意味が薄いという弱点がある。また共通第1次学力試験の出願期日については、原案では現行より1カ月繰り下げられるのに対し、この1週間繰り下げ案ではそれが半月程度にとどまり、また試験問題の発送・保管上の問題についても原案

のような改善は出来ないという難点もある。

概略以上のような議論があったほか、共通入試制度の改善に関連して“足切り”の問題に関して若干論議が行われたのち、委員長より「共通第1次学力試験実施期日等の繰り下げ」の取りまとめに関し次のように諮られ、これを了承した。

本日、共通第1次学力試験実施期日等の繰り下げについて種々ご協議いただいた結果、本委員会としては、原案を一部修正し試験実施期間の下限を1月末日とする方向に意見が固まったように思われる。それで、これを踏まえて「繰り下げ案」の取りまとめを行いたいが、これの取りまとめ方については本委員会の意見一本に絞らないで、本日の協議の中で提起された「1週間繰り下げ案」も加えて、「原案」「修正案（本委員会案）」「1週間繰り下げ案」の3案を併記する形にしたいと考える。そして、これを来る理事会に提出し了承が得られたなら、各大学へこれについてアンケートを実施したい考えである。

以上をもって本日の会議を終了した。

第2常置委員会

日時 昭和58年11月15日(火) 14:00~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 猪委員長

石井、帷子、久佐、小野、金子、潮木、丸井、井沢、脇坂、谷口、山田、田中、坂上、井上、松山、江橋各委員

富崎、猪岡、松井各専門委員

(大学入試センター) 小坂所長、木村管理部長

猪委員長主宰のもとに開会。

委員長より開会の挨拶があったのち、直ちに議事に入った。

〔議事〕

- ◎ 共通第1次学力試験の実施期日等の繰り下げについて

初めに、委員長より次のように述べられた。

本問題については前回(10月6日)の委員会で検討を行ったが、その際の意見を基に取りまとめた案がお手許に配付した〔「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の実施期日等の繰り下げ」(案)の検討について〕という資料である。この内容は、①実施期日の繰り下げを必要とする理由、②繰り下げ案検討に当たっての前提条件、についてまず説明したうえ、これに基づく3つの実施案を提示し、それぞれのメリット、デメリットについての解説を付しているが、本委員会としてはこの中の第3案(共通第1次学力試験の実施期日を1月24日から1月31日までの間の土曜、日曜とするという案)を最善のものと考えている旨の意見を提示している。

この資料を基に去る10月26日開催の理事会において説明を行い意見を伺った結果、この構想についての了承は得られたが、これを推進するについては関係方面(公立大学協会、全国高等学校長協会等)の意見を徴する必要があるとういうことになった。

そこで、去る11月9日、私と数名の委員で公立大学協会および全国高等学校長協会の関係者との会談を行った。その結果、公立大学協会側は当方の案に賛成したが、高校長協会側は、3学期の授業を最低限1月31日まで確保したいので、共通1次試験は2月初旬に実施してほしいとの意見であった。

それで、これの対応について検討するため、本日の午前中、平野会長、松田副会長と私の3人と、大学入試センター所長および文部省の関係官2人が会同し、その対策を協議した。その結果、高校側の要望は無下に断ることはできないが、この問題をこのままにしておくわけにも

いかないので、昭和60年度は当方の案(1月26日~27日実施)どおりとし、61年度以降については更に検討するという方針で、高校側と再度折衝する、ということになった。

以上のような経過であるが、理事会でも第3案が適当であろうとの結論となったので、前案の3案併記の資料のほかに、第3案を中心にまとめた資料を作成し、これを総会の審議資料として提出したいので、これについてご審議をお願いしたい。

以上の委員長の説明に続いて松井専門委員より、新たに作成した「共通第1次学力試験の実施期日等の繰り下げ(案)について」(第3案に絞った解説文)の内容について説明があり、これについて審議の結果、若干の字句修正を施してこれを承認した。

ついで、委員長より次のような提言があり、了承された。

明日開かれる総会においては、この問題についてのこれまでの本委員会ならびに理事会における審議経過と、高校側の意見などについて説明し、昭和60年度については上述の案により実施したい旨の了解を得たうえ、改めて各大学に意見照会を行うことにしたい。

なお、この問題についての本委員会の意見を正確に周知するため、上述の案の要旨を整理した別紙のような文書を総会当日各学長および新聞記者に配付することにしたいので、ご了承頂きたい。

以上をもって本議題の協議を終わり、関連して入試センター小坂所長より、「昭和59年度共通第1次学力試験志願者数」についての報告

と、「昭和60年度共通第1次学力試験成績提供科目名(案)」についての説明があり、了承された。

そのほか小野委員(群馬大学長)より、共通第1次学力試験の試験場に関する問題について、宇都宮大学の方から、「栃木県の足利・佐野地区の受験生を群馬県の桐生地区で受験させ

てほしいとの地元の要望があるので、これの処置について一度検討してほしい」旨の話が寄せられているので、この問題について本委員会でご討議願いたい、との提言があり、これについては後日検討することとした。

以上をもって本日の会議を終了した。

第3 常置委員会

日時 昭和58年11月8日(火) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 世良委員長

小池, 原田, 須甲, 吉田, 柳田, 鈴木, 能勢,

水野, 森本, 永松, 玉井各委員

小路, 立野各専門委員

(オブザーバー) 堀津東京大学厚生課長

世良委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 勤労学生の控除制度廃止の問題について

初めに、委員長より次のように述べられた。

勤労学生控除制度廃止の問題は、ご案内した本日の議題には予定していなかった問題であるが、税制調査会が去る10月17日に出した中間報告の中に、勤労学生の控除制度の廃止を示唆する意見が述べられており、このまま放置しておくこの勤労学生に対する援助措置が廃止される虞れがあるので、急遽これに対する対応についてご審議願うこととした次第である。

それではまず、この問題の事情に詳しい立野専門委員からその経緯について説明願うことにする。なお、本日の協議の結果、要望書を提出すべきであろうというようになった場合のことを考慮し、一応その要望書案を立野専門委員の許で用意されたので、その内容についても説明を伺うことにしたい。

ついで、立野専門委員より、税制調査会の中間報告の内容、この考え方に対する私立大学側の対応の状況ならびに勤労学生控除制度の概要について配付資料を基に詳細な説明があり、これに引続き要望書案についての説明があった。

これについて、次のような質疑ならびに意見の交換が行われた。

- 税制調査会は、この勤労学生控除制度の廃止を打ち出した理由として「勤労学生の生活の実情も変わってきている」ということを挙げているが、それはどういう点を指しているのであろうか。
- その点はよくわからない。なお、税制調査会がこれの廃止の理由の一つとして「諸外国にも例のない制度」ということを言っているのも納得できない。このような問題はそれぞれの国の実情に応じて決めるべき問題であると思う。
- 文部省が昭和59年度の税制改正要望において、控除額を年収「102万円以下」から「233

万円以下」に引上げるということを提案しているのは、どのような根拠からであろうか。

○ その根拠はわからないが、東京大学の職員の場合を例にとれば、おおむね妥当の線と思われる。東京大学はその近くに私立大学が多いので、職員の中には夜間大学に通う者が相当いる。これらの者について調べてみると、高等学校を終えて初級公務員試験に合格し就職した者の年収は、就職後3年目で185万円、5年目で220万円であって、いずれも現在の制度では勤労学生としての控除は受けられない。

このようなことから文部省が要望している控除額を233万円以下に引上げようとする線は妥当なところであろうと考えられる。

- この要望書案の最後のくだりに「勤労学生控除制度の存続と改善を図るよう強く要望する」と書いてあるが、ここでは「存続」よりも「改善」の方に力点を置いて要望しておくべきであろう。
- 放送大学が開設されると、この場合の勤労学生についてはどのような扱いになるのだろうか。
- 所得税法の第2条に、勤労学生についての定義があるが、その定義によると、学校教育法に基づかない防衛大学校とか気象大学校とかいうところの学生は、勤労学生の対象からは除かれている。放送大学の学生がその対象となり得るか否かは、定義のところで決まることになると思う。
- 勤労学生控除制度を廃止することによって、どれだけ税収が上がるのか。
- 聞くところでは、大体7億円程度の額であるということである。

おおむね以上のような意見の交換が行われたのち要望書を提出することを了承し、若干の字句修正を施して成案をまとめ、会長の了承を得てこれを11月16日の総会に諮ったうえ、関係方面（文部大臣、大蔵大臣、自治大臣、税制調査会会長）に提出することとした。

2. 学生の厚生補導に対する考え方について

これについて委員長から次のように述べられた。

去る6月3日および6月22日の当委員会の審議を経て、この「学生の厚生補導のあり方」の問題が今後の検討課題として取り上げられることになったが、学生の厚生補導に対する考え方については、これまでに学徒厚生審議会、中央教育審議会等の文部大臣の諮問機関において、また当協会の大学運営協議会等において検討されてきている問題でもあるので、それらの関係資料を集めて過日これを各位にお送りした。これに関連して水野委員が、別紙のような資料を作成されたので、先ず同委員よりこれの説明を伺うことにしたい。

これについて水野委員より、この配付資料は、厚生補導問題の概要の把握に資するため、戦後における厚生補導関係の主要事項の歴史的推移と、今回送付のあった関係資料がその中で占める位置づけを示したものであり、併せてこの関係資料の各についての概要紹介を添付したものである、との説明があった。

ついで、委員長から次のように述べられた。

これまで学生の厚生補導の問題は、大学で何か事が起きた時の対応として取り上げられる場合が多かったように思う。しかし、このような対症療法的な取り組み方ではなく、厚生補導というのは大学における教育上どのような意味を

もつものであるかという、もっと原則的な考え方をはっきりさせておくべきではないかと考える。

中教審の「高等教育の改革に関する基本構想」に対する国立大学協会第1常置委員会の見解(46.4)の中に「大学は、学生の人間形成に関してどこまで責任をもつべきか、大学における正課教育・課外活動・学寮生活・厚生福利などは、学生の人間形成のためにどのような役割と効果をもつか、その限界はどこにあるかなどに関して明確にすべきである」と述べられているが、学生の厚生補導について今後検討してゆくとすれば、この見解に述べられているようなことを基本として議論を進めていってはどうか。

以上の説明に引続いて次のような意見交換が行われた。

- 学寮についてであるが、大学では学寮というものを以前には教育施設として捉えてきていたが、今や学寮は教育的施設という考え方は薄れてきて下宿的な存在と化しているのではなからうか。
- 46年の中教審の答申の中で「学寮は本来教育的意義をもつところであるが、今や学生紛争の根源地化している」と指摘し、学寮を廃止するとともにその果してきた機能を分解して他の方策で代替することを提案している。また、48年に国大協の大学運営協議会が出した調査研究報告書の中でも学寮については、「これを単なる厚生施設とみるか、それとも、学寮の共同生活のなかに教育的意義を含ませべきか、いわば学寮の基本的性格それ自体が問われている。」と述べている。
- 46年の大学運営協議会の調査研究報告書を

まとめた際、私もその一員であったが、その際の学寮についての議論では、学寮は厚生施設と割り切って考えてもよいのではないかという意見があった。また学寮の経費負担区分についても、学寮は学生の私生活の場であるという考えから、私生活に属する費用は学生個人に負担させるべきが原則であるという考え方で議論が進められていた。しかし、今でも文部省の方では学寮から教育的意義を全くなくするという考えはないようである。

- 学寮問題については、国大協としても随分論じてきたし、一応の結論も出したので、学寮問題は厚生補導の問題から切り離れた方がよいと思う。
- 現在の学生の中には無気力な者が多い。これは健康管理の分野の問題かもしれないので、保健管理センターの充実を図る必要がある。しかし、ここに相談に来ない学生がおり、来ない学生の中に問題を抱えている学生がいる点が問題である。
- 48年の大学運営協議会の調査報告では、学生の健康管理の問題を「学生の精神衛生」ということで採り上げており、精神的不健康の早期発見と治療に関する問題について論じている。そして、この精神衛生管理機構の確立の観点から保健管理センターの大学内での位置づけや、そこに勤務するカウンセラーの処遇等の問題について提言を行っている。
- 全国立大学の保健センター所長会議において現在一番深刻な問題となっているのは精神障害学生の問題である。一昨年(1987)の京都大学での実績調査によると、いわゆる死亡退学になっていて病名が心臓麻痺となっている者を10年間遡って調査したところ、実に死亡退学者の50%に達していたとのことである。また、

全国のかなり大きな大学を幾つか調査した結果では、自殺が死亡退学学生の50%を占め、事故死が30%、そして、病死で退学する学生の数は僅かに2割程度であるということである。

このような状況の中で、各大学ともいろいろなかたちでの意識調査をしているが、例えばある大学の学生アンケート調査の結果によると、休学や退学に追い込まれていく学生の精神構造と、留年学生の精神状態とでは少し異なっていることが明らかにされている。留年学生の場合は、自分で意識的に留年したのに、大学は何故その理由を追及しようとするのか、というような意識を抱いているということである。

現在の学生の大きな不満は、授業に対する直接的な不満のようである。これは、教える側の教官と教えられる側の学生の間で意識としてのギャップがあるからではないかと考えられる。

この問題を、アメリカでは現在スチューデント・コンシューマリズムと言っているが、これは一種の学生の消費者優先主義の思想である。つまり大学は学生によって維持されているのであるから、学生が好ましくない教官はボイコットするというのである。この運動がどうやら日本の方へも影響してくるのではないかというようなことが心配されている。

そのような状況の下で、カウンセラーも無力感を感じている。自殺するとか、鬱病で崩壊してしまうというような学生はカウンセリングに来ないのである。これを実際に相談に来るようにするには、教育的配慮が全学生に必要なのではなからうか。本年の保健管理センター所長会議では、「電話相談」という

方法が意外と効果を挙げているということが話題となったが、この電話相談の受取人は教官ではなくボランティアの学生であるということである。

現在、精神科の専門のドクターの一致した意見は、内因性の精神病というか、いわゆる古典的な鬱病とか、分裂病というものではない非常にかたちの変わった精神異常者が増大しているのではないかということである。

保健管理センターの方では、現在国立大学に限るということで、昭和59年4月1日から昭和60年3月までの1年間の全国立大学学生の留年、就職というようなものも含めた学生の全生活調査をして健康白書を作る予定である。このデータがまとまれば相当な参考資料となるのではないかと思う。

- 厚生補導の問題は、これまでに議論されてきているように非常に多岐にわたっている。また、それがあらゆる面に関連している問題でもあるように思う。例えば、精神衛生の問題にしても、メランコリーに陥っている学生でも課外活動を活発にやることによって、そのような精神的な悩みから解放されたという例は多くみられるところである。このようなことから学生の健康管理の問題は、大学にとって極めて重要な問題のように思う。
- 学生の厚生補導の問題として健康管理の問題が論議されているが、その他の大きな問題として課外活動がある。
- 現在、大学では課外活動に対して顧問教官制度を採用しているようであるが、この顧問教官の課外活動に対するタッチの仕方が曖昧のようである。顧問教官がどのようにタッチすべきであるかという何かその基本的な姿勢が決められないものであろうか。

- ある私立大学で数年前であったが、顧問教官制度を全面的に廃止した。ただし、教官の中で自ら進んで顧問教官を希望する教官があれば顧問教官になってもらうし、また学生の方で顧問教官になってほしいという教官がいるなら、その教官に顧問教官を引受けてもらうようにしたということである。このような方法も一つの考え方であるかもしれない。
- 課外活動は学生の自治の精神を一番活かせる場ではないかと考えられる。それで、大学が課外活動に対して、どのようなかたちでどこまでタッチすることがよいか、その辺の問題を検討することが大事であろう。
- 大学保健管理センターの増設・充実、また国立大学共同利用研修施設の設置・充実等について、これまで(旧)第4常置委員会においていろいろと要望してきたが、今までの要望がマンネリ化してきているので、この際現状に即したものに変わる必要があると思う。例えば、現在の学生に見られる精神面での異常あるいは無気力といった現実の現象を捉えて、これの解決の問題と結びつけて要望しなければ効果がないように思う。
- 課外活動の問題については、これまで第3常置委員会で課外活動の振興、課外活動中の災害事故対策、課外活動施設の整備充実等の問題について種々検討を行ってきた。
- 厚生補導業務とは一体何であるかということについて、一時はこれの教育的意義を強調した時もあったが、学園紛争を境にして急にこれが管理的な考え方の方向に傾いて行っ

た。これに対し大学側がどういう認識を持つべきかという問題がある。

- 教育的という意味がよくわからないが、例えば学生が精神的に不健康になった場合、これを健康的になるようにすることも、“教育的”と捉えてよいのであろうか。
- 以前に学寮の教育的意義が強調された頃、大学の独身寮に何故教育的意義があるのかという疑念を抱いたことがある。大学の独身寮に教育的意義があるというなら、一般の工場や企業の独身寮にも教育的意義があるということになるのではないか。教育的であるというからには、何か与える側から積極的に教育的活動が行われなければならないことであると思う。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、委員長から次のように述べられた。

厚生補導の問題について本日ご議論いただいたが、これから検討していかねばならない問題はいろいろとあるように思う。そこで、どの問題から手を着けていけばよいかということであるが、次回には小路専門委員に依頼して「保健管理の立場よりみた学生の厚生補導の問題点」というようなテーマで資料を基に問題を提供していただき、これを中心に検討したいと思うのでよろしく願います。

以上をもって本日の議事を終了した。

次回 1月17日(火) 13:30~16:00

第5常置委員会

日時 昭和58年11月15日(火) 13:30~16:00

場所 学士会分館3号室

出席者 西川委員長

大塚, 鈴木, 山本, 田中, 佐藤, 佐々, 榊, 森,
林, 藤永, 頼実, 小西, 宮城各委員
(文部省) 松本高等教育計画課課長補佐

西川委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、新たに委員に就任された藤永太郎委員(奈良教育大学長)の紹介があったのち議事に入った。

〔議事〕

1. ニュージーランド国大学長の招待について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

ニュージーランド国の大学長の招待については、国大協では3名の学長を招待したのであるが、先方の都合によって最終的には2名の学長が来日することとなった。その日程は11月25日~12月3日までの9日間で訪問大学は東京大学、京都大学、筑波大学、慶応義塾大学の4大学である。

なお、来日学長に関する資料については、明日の総会の際に配付するのでご了承いただきたい。

ついで、次のような意見の交換が行われた。

- 外国の学長の招待に関連することであるが、国大協が外国の学長を日本に招待するばかりでなく、先方国へも国立大学の学長が訪問できるように相互の交流ということを考えてはどうか。
- 相互交流という意味からも、そのような交流が望ましいと思うが、現在のところ残念ながら、先方国からわが国の学長を招待すると

いう話は余り出ていない。しかし、国大協としては、現在の形で外国の学長を招待することを暫く続けることにしたいと考えている。

そこで、来年度の招致計画について、どの国の学長を招待するかという問題があるが、これについては来年の2月中旬に委員会を開催し、その際議題としてお諮りしたいと思うので、ご了承いただきたい。

2. 留学生問題について

初めに委員長より、この問題については留学生問題小委員会の方で検討を進めていただいているので、鈴木委員長より小委員会の経過についてご報告を伺うことにしたい、と述べられ、ついで鈴木小委員長より次のように経過報告があった。

小委員会はこれまでに2回開催し、第1回目(9月8日)の委員会では、留学生問題についてどのような角度から検討すればよいかということとを討議した。その討議の結果、おおむね次のような意見となった。

留学生問題については、文部省の方でもこの4月から「留学生問題調査研究に関する協力者会議」という機関を設けたが、この「会議」には国大協からも沢田副会長および第5常置委員会関係の西川、林、鈴木の各委員がそのメンバーとして参加している。この「会議」はまだ1回だけしか開かれていないが、今後国大協として留学生問題を考えていこうというのであれ

ば、文部省サイドで検討するような問題を取り上げて意味がないと思われる。そこで当小委員会としては、大学という現場に立った留学生問題というものを把握する必要があるのではないかと思われる。

第2回目は10月17日に開催され、その際には、頼実委員より広島大学で行った「留学生に対する調査研究」について詳しい説明があり、また野村委員からは横浜国立大学の留学生会館の状況について報告があった。

なお、林委員からは、日本の大学は外国に対して宣伝が足りないのではないか、文部省の方でもその方面に必要な経費について予算化するよう努力してもらいたい、という意見が述べられた。

以上のような論議を経て、当小委員会としては留学生問題を検討するに当たって、取敢えず大学の当面する問題あるいは将来どうあるべきかというような問題についてアンケート調査をしてはどうかということになり、そのアンケート案となる叩き台を佐藤委員にお願いしてまとめてもらうことになった。

本日は、その案もまとまったのでこれについてご検討をお願いしたい。

以上のように述べられたのち、このアンケート案の内容について説明があった。

これについて、次のような意見交換があった。

○ アンケート調査の対象であるが、例えば教官に対して調査する場合、教官の中には、現在既に留学生を抱えているような問題を持っている教官と、現在は留学生は扱っていないが将来は扱うことになるであろうという教官とがあると思う。そこで、それぞれの立場を考

えて教官個人宛の調査をする必要があるのではないかと思われる。

また、アンケート調査を学部宛に行くと、学部としての“つかみ”で回答してくる可能性がある。それで、詳しく調査したいというのであれば、各教官の個人宛にする方がよいのではないかと思われる。

- アンケート調査の設問の項目の中に、「21世紀への留学生政策懇談会」が最近まとめた提言についてどう考えるか」という1項を入れてはどうか。
- 実際上の問題として、留学生の事故と保険に関する問題がある。それで、これらの問題についても触れておく必要があるのではないか。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、鈴木小委員長より次のように述べられ、了承された。

本日は、アンケート案に対していろいろと貴重なご意見を伺い大いに参考となった。なお、アンケート案については、本日の意見を踏まえた上で私と佐藤委員で更に検討しまとめることにしたい。そして、その原案がまとまった時点で第5常置委員会を開催していただき、この案についてご審議願ひ承認を得たいと思うがいかがであろうか。

3. 外国人教師・講師等の問題について

このことについて、松本高等教育計画課課長補佐より配付資料「外国人教師・講師及び在外研究員制度に関する検討事項」を基に詳細な説明があった。

なお、そのほか関係資料として次のような資料が配付された。

- (1) 外国人教師・講師関係
- ① 国家公務員法第2条, 人事院規則1—7
 - ② 外国人教師の取り扱いについて(44.4.16文大庶第251号)等
 - ③ 学術研究体制の改善のための基本的施策について(中間報告)—58.7.28学術審議会—
 - ④ 外国人教師等の雇用状況等
 - ⑤ 一般職の教員と外国人教師の比較
 - ⑥ 外国人教師と日本人大学教員の俸給比較
 - ⑦ 外国人講師と非常勤講師の単価比較表
- (2) 在外研究員関係
- ① 文部省在外研究員規程
 - ② 文部省在外研究員規程実施細目
 - ③ 昭和59年度文部省在外研究員の推薦について(58.6.13文大高第9号)

- ④ 文部省在外研究員経費の節約について
- ⑤ 文部省在外研究員派遣状況等

以上についての説明があったのち、次の事項について質疑があった。

- 外国人教師・講師と一般職の教員給与との比較について。
- 在来の外国人教師・講師と外国人教員任用法による外国人教師・講師の給与およびその他の条件の違いについて。
- 外国人教員を任用する場合の赴任および帰国旅費に関する問題について。
- 若手研究者の範囲について。
- グループ派遣の活用に努力した場合のその大学に対する代償措置の有無について。

以上の事項について意見の交換が行われ、本日の議事を終了した。

日 時 昭和58年10月3日(月) 13:30~16:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 有江委員長

牧野, 塚本, 松村, 大石, 種瀬, 早野, 武藤, 後藤, 池田, 大藤, 幡, 田中, 釘宮各委員
慶谷専門委員

(文部省) 斎藤大学局審議官, 植木学術国際局審議官, 井上学生課長他1名

第6常置委員会

有江委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より新たに委員に就任された種瀬茂委員(一橋大学長)の紹介があったのち議事に入った。

[議 事]

1. 授業料問題について

初めに委員長より次のように述べられた。

前回の委員会(6.22)において、大学財政小

委員会及び定員問題小委員会の設置が認められたので、先般(8.17)大学財政小委員会を開催し、国立大学授業料の値上げの動きに対する対応策について協議した。その結果、要望書を提出することになったので、先般各委員に対し過去に提出した同要望書を送付し、これをさらに補強する意見の提出方を願った。

そこで本日は、3名の学長より提出された回答も参考にし、要望書に盛り込む内容や提出時

期等についてご協議ねがい、時機に応じて対処できるように準備したい。なお、授業料問題は当委員会の懸案事項でもあるので、この際小委員会を設置し、1～2年かけて詳細な検討を進めたらと考えているので、この件についてもご意見を伺いたい。

以上の挨拶があったのち、文部省の井上学生課長より、配付の「授業料関係資料」「大学における授業料等の学生納付金の現状と国際比較」等に基づきおおむね次のような説明があった。

第2次臨時行政調査会（以下「第2臨調」と略す）の審議の結果、高等教育の費用負担に関し本日配付の「行政改革に関する第3次答申（抄）」にあるような答申となった。それによると、

① まず文教の基本的考え方、特に高等教育については「量的拡大よりは質的充実を進めるとともに、その費用負担について、教育を受ける意思と能力をもつ個人の役割も重視し、国として必要に応じてそのような個人の努力を助長していくことが重要である」としている。当初、第2臨調は受益者負担主義を明確に打ち出すべきであるという考え方であったが、若干柔らかな表現となったとのことである。

② しかし、高等教育の費用分担の在り方の箇所では、「国公立大学の授業料については、教育に要する経費や私立大学との均衡等を考慮し、順次適正化を進める」としており、第2臨調の授業料引上げの主張を読み取れる。なお、文部省は第2臨調との対応の際、大学における研究・教育という2つの役割を分離して教育に要する経費だけを把握することは

困難であるし、また私立大学との均衡と言っても、果して私立大学の授業料が適切か否か疑問があるので、それを基準に考えることにも問題があると主張したが、最終的にはこのような形のものになった。

③ 次に、高等教育の機会均等の確保の方法について、第2臨調は国公立大学の授業料引上げ及び私立大学助成金の総額抑制に伴う授業料の引上げを前提として、授業料負担増加については育英奨学金の充実等により対処している。第2臨調の議論の過程で、今後は機関助長より個人助成を施策として取るべきだという意見も出たが、最終的には機関助成は機関助長として重要であり国立学校の運営費は国庫で負担する、しかし機関助成には限度があるので、外部資金の導入による有利子制度の創設や返還免除制度の縮減等による育英奨学金の量的拡大をもって高等教育の機会均等を図る、という結論になった。

国大協では従来より高等教育の機会均等の確保の観点から、高等教育についての無償教育の漸進的導入をうたう国際人権規約を引用する等、多くの国民の進学可能な低廉な授業料の設定を要望して来ているが、第2臨調の答申は行財政改革の面が強くあらわれていて、育英奨学金の充実拡大によって対処するという考え方になっている。なお、学部別授業料の導入についても第2臨調で議論があったが、議論の結果、答申の中では明確に出ていない。

また私立大学側から、第2臨調の委員に対し、学生数の割合が国立1に対し私立4であり、それに対し国費は国立学校特別会計1兆3千億円に対し私学経常費助成（高校を含む）3千億円で、私立大学の果している国家

社会への貢献や経済発展への寄与を考えると現在の予算配分は問題であるという意見も出されている。文部省は第2臨調に対し、国立大学は学術研究水準の維持向上、有能な人材の育成、あるいは低廉な授業料による国民の高等教育の機会均等を図る等重大な役割を果していることを主張している。しかし、これらは従来からの国立大学の役割であり、今後、高等教育全体の中での国立大学の使命・役割の位置づけについて議論していただきたい。

なお、本年6月以来、各新聞で、財政当局は来年度の予算編成に当り国立大学の授業料を増額改訂する意向である旨の報道をしている。しかし、文部担当主計官の話によると、そのような発表はしていないとのことである。これは、昭和51年以来の、授業料と入学料を隔年で改訂しているということを踏まえた報道と考える。しかし大蔵省は、この隔年実施は定着した施策であるとの認識を持っている節もあり、この点について文部省は、この施策は定着しているのではなく、文部省は国大協の意見を伺いながら、最終的にどう対応するかは財政当局の予算の査定段階で個別に協議する事項であると主張している。

以上のような説明があったのち、配付資料「国立大学と私立大学の授業料・入学料比較」「国立学校運営費に占める授業料等収入の割合」「授業料と各種指標の推移」「先進諸国における授業料の状況」「学生生活費に占める授業料の割合」等に基づきさらに詳細な説明があった。

これについておおむね次のような意見の交換があった。

- 私立大学の学生生活費は国立大学のそれと比べると高いが、それは何故か。
- 主として住居費の差である。国立大学は学寮の整備が進んでおり、また特に地方国立大学の場合は自宅通学者が多い等の事情によるものである。
- 私立大学の授業料が高いにもかかわらず、地方の国立大学合格者のうちには私大に進学する者が相当いる。それで、地元の国立大学に進む者は余り余裕のない家庭の子弟が多い。従って、国立大学の授業料は低廉であるのが望ましい。
- 新聞は“国立大学離れ”ということで、国立大学と私立大学の両方の合格者の相当数が私大に流れているように報道しているが、実際は国立大学へ入学する者の方が圧倒的に多い。
- 現在は昔と比べ所得水準が上昇し家庭に余裕が生まれ、子供の都会志向の要求にも応じられるようになった。その意味では、現在いわれている“国立大学離れ”という表現は適切でない。
- 家庭の収入階層（5分位階層）別による学生数の割合の調査によると、低収入階層の国立大学進学率の高いことがわかる。また、この調査等により、各階層の年間可処分所得のうち授業料負担がどの程度占めるかがデータ的に把握できれば、授業料問題の検討に利用できる。
- 従来からの国立大学の傾向として、入学者の出身階層は第Ⅰ階層（低所得層）に多く、次に第Ⅴ階層（最高所得層）が多い。後者は教育に先行投資をしないと仲々有名国立大学に入学できないという現実の表われである。しかし、地方国立大学の場合、第Ⅰ階層の子弟

が約45%を占めるというデータもある。これは奨学金の給付や授業料免除を得たとしても、なお都会に子供を遊学させるのは無理なため地元大学に行かざるを得ない、ということの意味していよう。

- 家庭の収入状況を考慮した対応も重要だが、やはり基本は、高等教育のある範囲は、国の将来のため国が責任を持って研究と教育を確保するという事ではないか。
- 理念だけで国立大学授業料のあるべき姿を主張するのは困難である。ある程度授業料値上げはやむを得ないが、その場合も今まで論じられたようなデータによって極力低廉におさえるより仕方がない。また先程説明された私立大学授業料に関してだが、国立大学の増額改訂に伴って私立大学は値上げを図っているわけだが、国立大学授業料とも密接な関係を持つものであるので、そのアップ額が果して妥当かどうか検討する必要がある。
- 義務教育は明治時代に始まり、現在は中学校まで実施されている。このような義務教育的感覚が高等教育政策の中にあってもよいと思う。しかし、小・中学校のように全て国費で賄うのは不可能であるので、これを国立大学授業料の低廉化と結びつけ、要望書の補強に利用できないであろうか。
- 今までの要望書に種々論点はでていますが、要望書は簡潔である方がよいということで理念的なことしか述べていない。ただ今の高等教育を小・中学校の義務教育的取扱いと同様に扱えという議論は通用し難いが、日本の高等教育全体の中で国立大学の使命・役割を位置づける必要がある。その上で、その時の状況に応じ現実的配慮をし、明確な意見を述べる事が望まれる。

- 極論を言うと、例えば学寮は国で施設を用意し、必要な範囲で学生の負担区分を明示している。この論理から言うと、国立大学についても、国の政策として施設・教官等を提供しているわけで、あと必要な経費について負担の基準を明確にするということも考えられる。その場合、授業料等でどこまでカバーするかという問題はあるが、このような負担区分的な考え方（授業料の学部別格差につながる危険があるが）も、この問題を検討する際のひとつの方法にならないか。

また、旧憲法では国家に必要な学術研究のため帝国大学を置くというようなことが明記されていたが、現行憲法は国立大学を置くと書いてあるだけで設置理由が明記されていない。設置理由やその背景等明確にすべきであろう。その際、私立大学の授業料のあり方や形態等を調べることも、我々の検討に資すると思う。

- 「第2次臨時行政調査会部会報告に対する国立大学協会の基本的見解」（昭和57年7月）では、国公立大学と私立大学の均衡のとれた発展ということで見解をまとめた。私立大学はそれぞれ建学の精神、設置目的があるわけで、授業料まで規制することは、逆に私立大学を全て国立大学なみにするという議論になりかねない。これは逆の意味で反論も出てくるし、またそれを実施したら国家財政は破綻する。
- 私大関係者は、今はもはや国立大学の時代ではない、日本の学術と教育を支えているのは私大であると主張している。しかし、研究者養成等を支えているのは国立大学であり、それは学会誌等の論文発表件数の断然たる差を見ても明らかである。

○ さきの「基本的見解」の中で、「国立大学は私立大学に比して、研究と教育が密着していて、研究機関的性格がより強く、後継者養成の役割をより大きく果している」と述べてある。従来から、国立大学は理工系・医学系の比重が高くなっているが、これは国の文教政策全体の中で、不十分の分野を政策として補うということの表われである。また、私立大学は都市に集中しているが、それを埋めているのが地方国立大学で、その果している役割は大きい。この両面で、国立大学は日本の高等教育政策の核となる位置にあると考える。

○ 極端な話だが、私立大学授業料アップに伴い国立大学授業料も際限なく引上げが図られると、国家に必要な人材が、経済的な困難さの故に教育を受ける機会を失うということになる。国家はそれも仕方ないとするのであろうか。国家として確保の必要のある、一定レベルの人材及びある数の学生は、義務教育的な考え方で育成すべきでないかと考える。

○ その場合、経済的困窮者を援助すると同時に、優秀な者にも援助の道を開くことによって、国全体としての頭脳を確保することが大切である。

おおむね以上のような意見の交換のあったのち、斎藤大学局審議官より、この問題検討の際の参考意見として次のような説明があった。

一昨年 の OECD の 高等教育政策に関するレポートの中で、ヨーロッパや日本の教育事情の分析が載っていた。その中では、授業料の額と無関係に優秀な学生の入学する大学は決まっており、その大学への入学は益々困難となり、その受験準備が必要となり、そのための費用は授

業料の額と比較にならない、従って授業料の額など問題でない、という指摘が載っていた。この点については第2臨調でも、受験産業にどれだけ費用がつかやされているか、何故文教政策はそこに目を注ぎ正常化しないのか、その一環として大学入試の見直しが必要ではないか、という議論もなされた。その意味では入試政策の方が授業料問題以上に重要であるように思われる。このように日本の高等教育政策全体の中で授業料についてもご検討ねがいたい。

次に、高等教育の費用を国庫が負担する意味、同時に民間資金の活用についても、十分ご議論をいただきたい。

これについて若干意見の交換のあったのち、委員長より次のように述べられ、了承された。

要望書案の作成は、本日の議論を踏まえ、可能ならば従来の要望書を補強する方向で、大石委員長を中心に種瀬・松村・塚本各委員に加わっていただきお取りまとめをお願いしたい。また要望書は11月の国大協総会の了承を得て関係方面に提出したいと考えているが、必要に応じ第6常置委員会なり大学財政小委員会の開催も考えているので、要望書取りまとめに当たられる諸委員には、何分よろしくお願ひしたい。なお、授業料問題の検討は、新たに専門の小委員会を設置するのではなく、大学財政小委員会で検討を願うことにしたい。

2. 技能・労務職員等の補充問題について

このことについて委員長より次のような説明があった。

「臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について」（昭58.5.24閣議決定）で、「技能・労務職員が携わっている事

務・事業については、民間委託等の合理化措置を積極的に講ずることとし、これらの職員の採用は、公務遂行上真に必要な場合を除き、昭和59年度以降行わないものとする」となった。これによると、例外規定はあるものの、それら職員の退職後の補充が出来ないので、特に農場や演習林等の運営に支障が生ずるおそれがある。またその事務・事業を外部委託にして人員を他部署にまわすことも考えられるが、これも職員給与の等級別の枠があり自由にはいかないし、その場合外部委託費用がつかない。このような困難な事情があるが、この問題にどのように対処したらよいかご意見を伺いたい。

続いて、斎藤大学局審議官より次のような説明があった。

労務職員が教官と同様に国家公務員として定年・退職金・住居等身分保障され、また一定の施設にはりつけられると、不必要になっても人事異動も出来ない。第2臨調では、果して労務員まで身分保障された国家公務員でなければならぬのかという強い指摘がある。現下のマイナスシーリングの折、仮にこれの補充措置を講ずるとすると、結局他部門に皺寄せされるだけで、全体の中のやりくりにすぎない。また、農

場・演習林の話が出たが、調査をしてみると大学により広さが異なり、場合によっては広さと人数の比に大きな差があり、それには必ずしも合理性がみられない。しかし、補充措置について適切な判断を下すことは困難なので、まず一律に減らし、是非とも必要の場合は大学からの要請に応じ、個々に判断する、という方法をとらざるを得ないと考える。

以上のような説明について次のような意見の交換があった。

- 不補充の場合、その人件費の一部を、外注経費ということで大学への見返り措置が講じられるのであろうか。
- 例えば病院の薬局のパートタイムの予算措置のように、真に必要な場合は予算措置を講ずることになるう。

以上で本議題の協議を終わり、このあと植木学術国際局審議官より、配付資料に基づいて同局の昭和59年度概算要求重点事項の要点の説明があった。

最後に委員長より、次回の委員会で国立学校特別会計制度の問題について検討したい旨の提言があり、本日の議事を終了した。

日時 昭和58年11月1日(火) 14:00~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 松田委員長

長谷部、伊藤、小野、井出、小林、猪、飯島、九井、谷口、永田、松井、池田、喜多村、田中各委員

(入試センター) 小坂所長、木村管理部長

(第3回) 入試改善特別委員会

松田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられた。

本委員会は今回で第3回目であるが、「入試改善の問題」についての検討をすすめるについ

ては第2常置委員会および大学入試センターと緊密な連携を図る必要があり、本日は入試センターから小坂所長と木村管理部長にご出席いただいたので、ご了承いただきたい。

ついで、前回議事要録の朗読があったのち議事に入った。(なお、議事録の記事に関連し、共通第1次試験の出題科目の教え方について若干意見の交換があった。)

〔議事〕

◎今後の検討課題について

初めに委員長より次のように述べられた。

本日は、前回議事要録にあるように、大学入試の根本理念にたちかえり共通第1次学力試験では何を測るのか、第2次試験では何が求められるかといったそれぞれの基本的性格あるいは共通第1次学力試験と第2次試験との関連や組合せに関する問題といったことに焦点を当てて、前回同様にブレーン・ストーミングのご協力をいただきたいと考える。

これについて、次のような意見交換が行われた。

- 大学入学者の選抜について「大学入学者選抜実施要項」には①「大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を備えた者」を②「公正かつ妥当な方法で選抜」し③「高校の教育を乱すことのないよう配慮」とし、三つの柱になっているが、これは共通第1次学力試験と第2次試験との関係で具体的にはどのように現れてくるのであろうか。
- 共通第1次学力試験は現実には選抜試験として利用されているが、「大学入学者選抜実施要項」には、「高校段階における一般的基礎的な学習の達成の程度を判定することが目的」となっていて、これが各大学・学部の選抜の方法に一つの制約を与えているのが現状である。もし、共通第1次学力試験の理念を崩すべきではないとするなら、たとえば共通

第1次学力試験を資格試験的に利用することも考えてよいのではなかろうか。

- その場合、共通第1次学力試験と第2次試験との組合せはどのようになるのであろうか。
- 共通第1次学力試験の資格試験的利用というのは、5教科7科目単一という考え方もあろうが、私は各大学・学部が受験生に特定の科目を指定して受験させ、一定の得点ラインをクリアした者に対して第2次試験の受験資格を与えることにしてはどうかと考える。そして、第2次試験では共通第1次試験に課した科目を除いて選抜試験を行い、合否判定に際しては共通第1次試験の成績は対象外にした方がよいとも考えている。
- それは、いわゆる“頭切り”という考え方になろう。これだと、1点を競うといった弊害は取り除かれることになろう。共通第1次試験の利用の仕方としては、①試験科目の組合せ、②“足切り”、③“頭切り”の3つが考えられる。ただ、共通第1次試験を“資格試験”と言うことには問題があろう。
- 共通入試制度に対する批判の底流となっているのは、共通第1次学力試験が受験生を1点刻みでランク付けし選別するというところにあるのではなかろうか。それと、「高校教育の一般的基礎的な学習の達成度を測る」という共通第1次学力試験の理念からすると出題内容、特に「社会」が難しすぎるのではないかという指摘がある。これについても、本来の目的に添うということであれば、何らかの措置を講じることも考える必要があろう。
- 大学入試で何を見るかということであるが、共通第1次学力試験では高校教育の一般的基礎的な学習の達成度を見、第2次試験

では志望する学部・学科の適性を見るということになっている。そして、共通第1次試験は客観的なテストで行われ、第2次試験は面接・小論文・実技等多様な方法が用いられている。これは方法論に関することであって、理念論とは区別して取扱う必要がある。

- 昭和57年度より新高校教育課程が実施されたのに伴い高校教育が多様化されることになり、共通第1次学力試験がその目的として掲げる「高校段階の“一般的基礎的”学習の達成度」という文言はますます抽象的になってしまう。しかし、安易に資格試験を取り入れることはよくないと思う。
- 現行の共通第1次学力試験制度の導入にあたっては、国立大学として受験生がいずれの専門学部に入學するにしても、基礎学力として必要なものとして試験教科目数を「5教科7科目」としたものである。それがたまたま高校の必修科目の学習到達度判定ということと一致した。ところが昭和60年度以降の共通第1次学力試験においては、新高校教育課程に対応して必修科目の他に新たに選択科目も出題範囲に加えることとなり、この点、高校における「“一般的基礎的”学習の達成度」とは何か、ということが問題になってこよう。
- 共通入試制度が導入された一つの側面には、とかく批判の強かった難問奇問の排除ということがある。共通第1次学力試験が目的としている「高校段階の一般的基礎的な学習の達成度」というのは、学力の中程度の者がまじめに勉強すれば特に付加的に準備しなくても出題に対し一定レベルの解答が可能ということであろう。ところが、現状は進学校等では“共通1次シフト”を敷いて1点を競い

合っており、選択科目も大幅に出題範囲に加えられる60年度以降はこれが更に変化することが予想される。

- 57年度からの新高校教育課程の実施に伴い、“ゆとり”のある教育と多様化されたカリキュラムが導入され、60年度以降の大学入学者の教育、特に一般教育段階の教育ということが問題となって、これの対応についての検討が行われたことがある。現在、初等教育と中等教育は一貫した流れになっているが、中等教育と大学教育の間は繋がりはない。共通第1次学力試験はこの両者を多少でも繋ぐという意味からも実施することの意義があると思うが、新教育課程によって自由度が強くなった現在、大学の立場から、どこに標準を置いて出題したらよいかということが新たな問題となってきた。それで目下、入試センターの作題委員会では共通第1次学力試験の作題に関し、現行と並行して新高校教育課程による60年度以降の作題の検討をすすめているところであるが、試験の平均点についても、現行の目安としている60点でよいかどうか検討を始めているところである。
- 共通第1次学力試験について、その理念（高校における一般的基礎的な学習達成度をみる）ということが強調されすぎているように思われる。これを導入したもとの経緯は“ふるい落とし”を目的とするような難問奇問をなくしたいということからではなかったろうか。私は共通第1次学力試験の基本的性格は「選抜試験」であるべきではないかと考えている。ただ、高校教育を乱すことにならないよう配慮する必要はある。
- 共通第1次学力試験の目的という文言に縛られて思いきった選抜がしにくいというのが

多くの大学の実情ではなかろうか。資格試験という高校卒資格ということになるが、その到達度を選抜のために使うということで、共通第1次学力試験を明確に選抜試験として位置づけ、第2次試験については出来る限り出題科目数を抑えて、出来れば当該大学・学部で最も重要視する科目1科目とすることがのぞましいと考える。

- 大学入学者の選抜で最も基本的なことは「大学教育に堪えうる資質を有する者を選別すること」にある。勿論、これには高校教育を乱さないよう配慮する必要があるが、大学側としては、どのような専門分野に進むにしてもこの程度の教科の知識は必要という基準の下に選抜を行わなければならない。そうしないと、大学・学部の特色が発揮しにくくなる虞れもある。
- 大学教育に堪え得る資質のある者を選ぶということは当然のことであり、その中からその大学が望ましいと思う者を選ぶのが選抜試験である。それで共通1次試験の利用は自由にすべきである。
- 大学の一般教育は人文、社会、自然の3分野についてバランスのとれた人間を養成することを目的としているが、入学してすぐに教養課程に入るのは問題がある。
- 60年度以降に入学してくる学生の一般教育のあり方については3年程前に、第1常置委員会・第2常置委員会・教養課程に関する特別委員会の三者で合同小委員会を設けて2、3度協議を行ったことがあるが、その時は未だ新しい高校教科書が出ていないということもあって、十分な討議が行われないうま今日に至っている。
- この一般教育の問題というのは、多様化し

た新高校教育課程を受けて入学してくる60年度以降の入学者については、その履修科目が不揃いということになると、一般教育段階の教育が難しくなるといった教育方法論上の問題が生じる虞れがあり、これが大学の教育組織・機構にも影響を及ぼすことも考えられる、というものである。

- 大学としてよい質の学生を獲得することは大事なことではあるが、そのよい学生という基準が国立大学においては、何んでも一応できるというようなどちらかという“絵花的”な能力という基準で選別されているように思われる。何んでも一応できる学生も確かに必要であろうが、他の科目は不出来でも特別な科目について秀でている学生を国立大学で受け入れることも必要ではなかろうか。この点今の共通第1次学力試験は出題科目数が多くてオールラウンド型以外の学生の受験を事前に排除してしまうことになりはしないであろうか。それで国立型か私立型かということになる。国立大学の地盤沈下がいわれているのもこの辺に問題があるのではないかと思われる。その点で、共通第1次学力試験の出題教科目数を減らすことや、また受験の機会をふやすといった方法を講じることも考えられてよいのではなかろうか。
- 国立大学の選抜試験でも、信州大学経済学部にみられるように特定の科目の学力が秀れていれば入学を認めようとする動きもできている。それから、これは第2次試験の例であるが、試験科目数の少ない大学・学部は多いところよりも受験者数が多いということがデータ上明らかであるが、これには比較的学力の低い者が集まりやすいといった問題点があるようである。この点、将来は別であるが

現状では、国立大学は多数の教科目を試験に課していることで学生の「質」を確保しているという側面があり、試験科目数の減は受験生の数はふやすことにはなっても必ずしも入試改善に繋がらないのではなからうか。

- 入研協（国立大学入学者選抜研究連絡協議会）では、共通第1次学力試験の成績および第2次試験の成績と在学中の成績の相関を調査しているが、これまでの調査結果では、両者の相関は中程度の場合と低い場合とがある。共通第1次学力試験と第2次試験の成績が下位で入学した者でも、在学中の成績がよい者もあり、また最上位の成績で入学してきた者がその後意外に成績が落ちている例も見受けられる。

ところで、ペーパーテストは学生の学力は測れてもその者の勉学意欲や可能性といったことは測れないという点でオールマイティというわけにはゆかない。しかし、受験生は、試験に出れば勉強するので、やはり国立大学の教育に必要な基礎学力をもたせるためには共通第1次学力試験で共通的に一定教科目の試験を課して、そのあと第2次試験で各大学・学部独自に工夫するという形態がのぞましいと思われる。もし、共通第1次学力試験をア・ラ・カルト方式で行うとすると、第2次試験は逆にア・ラ・カルトができにくくなるのではなからうか。

- 共通第1次学力試験で1点の得点差を競うのは受験生にとって確かに負担感が強いことと思われる。それで、個々の大学・学部の判断によって共通第1次学力試験の得点がたとえば500点あれば、第2次試験の受験を認めるということにすれば、受験生は第2次試験の勉強の方に力が注げるのではなからうか。

- そうすると、共通第1次学力試験は第1次選抜試験という位置づけということになる。

- 先程、出題教科目数の多い共通第1次学力試験は受験者を制約する効果が高いという意味のことを述べたが、もう一つの見方としては、第2次試験で選抜方法を工夫してみても、学科段階でみれば志願者が少なければ共通第1次学力試験の結果が合否のカギを握るということになり、やはり問題があろう。この点、たとえばアメリカの大学などでは共通的な2科目程度の科目と、その他に学部・学科の必要性に応じて2、3の科目を加えるといった選抜試験の方法がとられているようであるが、共通第1次学力試験についても、オールラウンド型ばかりでなく幅広く秀れた質の学生を確保するためには現行の5教科7科目は減らすべきではないかと思われる。

- 共通第1次学力試験の出題教科目数を今の段階で減らすことは問題があろう。しかし、これの利用の仕方についてはすべての国公立大学が同じような扱い方をするのではなく、各大学・学部の判断でもっと自由に使われてよいと考える。

- 共通第1次学力試験の問題の程度を今よりも平易にして平均点が高くなるようにして、これを総得点評価とするとか資格試験的に用いるとかの利用の仕方については各大学・学部の自由裁量とするという程度であるなら、共通入試制度の基本に触れることにはならないであろう。

- 各大学の共通入試制度に対する考え方も最近では以前と大部変わってきているのではなからうか。国大協では当初、ガイドラインを示して共通第1次学力試験を重視する方向であ

ったが、“輪切り現象”や大学の序列化といった弊害が顕著になるにつれ、傾斜配点の導入が図られるなど、第2次試験を重視する方向に変わってきて、ガイドラインは現実には崩れているといえよう。私は、共通第1次学力試験が理想と現実とに多少齟齬があるとしても、現実的観点に立ってこれの利用を各大学・学部的大幅に自由度をもたせるようにするア・ラ・カルト的な利用も一つの方法ではないかと考える。

○ 共通第1次学力試験の利用法を自由化するとするならば、各大学・学部はあらかじめその内容を公表する必要がある。ただ、各大学・学部で利用法があまりバラバラでは受験生も困るので、これには幾つかのパターンが考えられてよいと思う。

○ その場合、受験生の志望校の変更の選択幅があまり狭まるなら問題であるが、ある程度の幅があるなら結構なことではないかと考える。

○ 共通第1次学力試験の利用法の自由化には賛成だが、その場合、イギリスのG.C.E.で行われているように、年間2回ある試験で、志望大学に必要な科目全部を一遍にパスしなくとも、積み上げていけるようになっている入試の方法も見ならう点があるのではなからうか。

○ 共通第1次学力試験の利用法に大幅な自由を認めるとして、共通第1次学力試験の本来の意義を損なうことなく、これがどの辺まで許されるのか、検討が必要であろう。

○ 各大学・学部共通第1次学力試験の利用を自由にまかせる場合には当然、事前に当該大学・学部の指定科目を発表することでなければならないであろう。この方法ならば、各大学・学部として何らかの特色が出せることになるが、反面、受験生は志望校の選択という点で制約が出てくることになるが、ある程度は止むを得ないことと考える。

○ 一度共通第1次学力試験のア・ラ・カルトの利用法について整理してみる必要がある。それによって受験生が増えても良い学生がくるとは限らないが、勉学意欲を持った学生がこられるよう検討してみてもどうか。

○ ア・ラ・カルトについて整理するについてはパターン分けも考えておいた方がよいと思う。

おおむね以上のような意見交換が行われたのち、委員長から次のように述べられて本日の会議を終了した。

本日は共通第1次学力試験の基本的性格の問題を中心にご議論いただいたが、次回は、本日の議論を踏まえて「ア・ラ・カルト」に関して整理した資料を松井委員と永田委員に作っていただき、それに基づいたア・ラ・カルト方式の問題について議論いただきたい。それと、前回議論された第2次試験の試験期日（二期制）の問題についてもご協議いただくこととしたい。

次回 12月1日(木) 14:00~16:30

日 時 昭和58年12月1日(木) 14:00~16:30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 平野会長

松田委員長

長谷部, 伊藤, 小野, 井出, 天野, 小林,

猪, 飯島, 丸井, 谷口, 永田, 松井, 池田,

喜多村, 添田各委員

(大学入試センター) 小坂所長, 都賀庶務課長

(第4回) 入試改善特別委員会

松田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられた。

第4回目の今回の会議には、特別に平野会長が傍聴され、また、大学入試センターから小坂所長、都賀庶務課長に出席いただいた。

ところで、本日は共通第1次学力試験の「ア・ラ・カルト出題方式」に関してご協議いただきたいが、これについて松井委員と永田委員にそれぞれ整理した資料を作っていただいているので、それを基にア・ラ・カルト出題方式のメリット・デメリット等について検討してゆきたいと考える。なお、協議に入る前に猪委員(第2常置委員長)より、去る秋の総会において国大協として取りまとめた「共通第1次学力試験の実施期日等の繰り下げ」について高校側の意見が判ればお聞かせいただくことにしたい。

これについて、猪委員よりおおむね次のような説明があったのち、議事に入った。

来る12月6日に全国高校長協会の代表と、国大協から私を含め二、三の第2常置委員会のメンバーが出席して、去る秋の総会で了承された「共通第1次学力試験の実施期日等の繰り下げ」に関して懇談する予定であるが、これについてこれまで非公式に高校関係者に接触した限りでは、昭和60年については1月末の土曜・日曜とすることの了承が、また61年度以降につい

ては高校側から要望の出ている2月上旬の土曜・日曜への繰り下げということも含めて、今後入試改善特別委員会の審議結果を踏まえて公立大学協会、大学入試センター等とも協議のうえ決定することとしたことについても、ほぼ了承が得られたという感触もっている。

〔議 事〕

◎ 共通1次試験の教科・科目について

初めに松井および永田両委員より、共通第1次学力試験のア・ラ・カルト出題方式に関しこれの類型・試験の方法等について整理した配付資料をもとにそれぞれ詳細な説明があった。

この説明について概ね次のような意見交換が行われた。

- 共通第1次学力試験をア・ラ・カルト方式にするとどのようなメリットがあるのでしょうか。
- 現行の共通第1次学力試験で課している出題教科目については、大学における教育上の必要性ということ、高校教育を乱さないという観点から必修科目を「5教科7科目」としているが、これが受験生にとって負担が重いという批判が世間でいわれている。この教科目数が客観的にみて負担過重といえるかどうかは措くとして、受験生自身がこれに対し精

神的圧迫を感じるというのであれば、これを考慮して何らかの方途を講じることも必要ではないかと思われる。そして、その一つの考え方としてア・ラ・カルトということが浮上してきたわけであるが、これも幾通りものパターンがあり、出題および回答の教科・科目について偏った形だと却って受験生は迷惑することになる。そうすると、ア・ラ・カルトといっても自ずと限度があり、実際問題としてはコース別的なものということにならざるを得ないのではないかと思われる。

- 第2次試験と第1次試験を合わせた科目数は変わらないとしても、第1次試験の科目数が減った方が受験生にとっては負担感が減ることになるのであろうか。
- 話が多少精神論的になるが、試験科目数が同じ5教科7科目であっても、これが受験生自身が志望する大学・学部により課せられているということであると、受験生は目標がはっきり掴めるので共通第1次学力試験に対するのと違う意欲も湧いてくるのではなかろうか。
- 共通第1次学力試験の試験科目数を絞るとすると、その分各大学の第2次試験の科目数がふえる虞れがあるのではなかろうか。
- 現行共通第1次学力試験の制度を余り動かすことなく、しかも受験生の負担感をある程度減らせられる実効性の高い試験の方法として考えられるのは、出題を理系と文系とに分けて、理系学部ならば社会を1科目、文系学部ならば理科を1科目それぞれ現行より減じて5教科6科目にすることでなかろうか。
- 受験生の共通第1次学力試験に対する負担感の軽減ということについては、試験科目数の問題ばかりでなく試験問題の難易度の調整

ということも考えられてよいと思われる。それというのは現在共通第1次学力試験では100点満点の60点を平均点の目安に問題が作られているが、「高校教育における一般的基礎的学習の達成度をみる」という共通第1次学力試験の目的からすると、この点数は少し厳しいように思われる。この平均60点というのは試験の選抜機能ということが考慮されていることによるものであるが、これを今少し上げて70~80点程度の平均点に上げるとすると、選抜機能は多少弱まることになろうが、受験生は今より気分的に楽に受験できるようになるのではなかろうか。

- 高校の進学指導の先生の間では共通第1次学力試験について5教科6科目（学部等の進路別に社会もしくは理科を1科目にする）がよいとする意見が多いということであるが、果たして現行より1科目減らすだけでどれほどの効果が期待できるものか疑問がある。そうかといって、ア・ラ・カルト方式で余りバラエティを認めるということにすると、共通尺度としての幅がなくなって共通入試制度本来の意義が薄れる虞れもあろう。それで、共通第1次学力試験について現行同様単一出題方式により共通尺度の選抜機能をもたせながら、しかもかなり試験科目数を減らす一つの方法として、国語・数学・英語の3教科に限るとするのは如何であらうか。
- 共通第1次学力試験の出題科目数について高校側の意見は全体的に以前と随分変わってきているようである。以前共通入試について高校側でアンケートしたが、その時の出題科目数についての高校側の意見は圧倒的に5教科7科目を支持していたのが、去る6月に実施されたアンケートの結果では、5教科7科目

を支持するのは全体の37%に激減し、出題科目数を減らすべきという意見が59%あった。また、文系、理系といった類系を置いた出題の是非に対しては、前のアンケートではほとんど賛成意見がみられなかったのが、今回66%もが賛意を示している。そして、類系を置くという意見のうち5教科6科目を支持するのが78%、類系は置かないが5教科6科目の出題がよいという意見も56%あったということであった。この結果からみて、類系を採るか採らないかは別として共通第1次学力試験の出題教科科目数については5教科6科目がよいというのが高校側の全体的意見ということになるのではないと思われる。

- 私立大学では入試科目についてその多くが3教科3科目であるために、入学後の一般教育が難しくならないものか心配な面もあるが、この点について高校長などから聞くところによると、あるレベルの受験者になると大抵共通入試も受けているので、一般教育をこなしてゆく力は十分もっている、ということであった。
- 大学入試センターでは最近、幾つかの私立大学関係者にも参加して貰って「大学入試改善研究会」が発足し、入試改善に関する研究調査に着手したが、その一つとして、私立大学に入学した学生で共通入試を受けた者と受けない者との学業成績の相関等についてデータを分析して検討を始めている。
- 類系ということに関連することで、大学入試センターで過去のデータに基づいて受験生が共通第1次学力試験後に第2次試験で志望校を変更する率について調査したところ、文系学部から理系学部への変更率は約3%、逆に理系学部から文系学部へ変更するケースが

約2%、また教育系学部から理系学部へは5~7%、この逆はごく僅かという結果であった。

- 昭和60年度以降の共通第1次学力試験では理科Iを課すことになっているが、これの出題については試験の公平という点で若干危惧を感じている。それというのは、理科Iについては高校理科の全分野(物理、化学、生物、地学)の内容を含んでいるが、高校ではこれに精通する教員が少ないこともあって他の物理、化学、生物、地学よりも履修しにくい面がある。それで、仮にア・ラ・カルト方式を採って理科を1科目選択とした場合、理科Iは必修科目であるにもかかわらず他の選択科目よりも受験上不利になることが考えられるためである。
- 確かに理科Iについては、高校でこれの内容に通じた教師が未だ少なく教育が難しいという面はあろうが、一方、試験問題を作る側からみると、的確な問題が作りやすいということで評価されているようである。それが同じ必修科目であっても現代社会については問題の作成に難しい点があるようである。
- 共通第1次学力試験の出題方式についてはア・ラ・カルト方式が望ましいと考えているが、とにかく社会的影響や、受験生の便宜、大学の一般教育への影響、試験体制の技術上の問題、等を考慮しながら現行よりも今少し自由度をもたせる出題の方法をまとめるよう詰めてゆく必要があろう。
- 共通第1次学力試験についてどう思うか個人的に若干の高校生に聞いた話であるが、高校では理系・文系にクラス編成を行って勉強しており共通第1次学力試験の出題についても文系・理系に分けてほしい、理系を志望す

る者には記憶の量が問われる社会は負担が重
いのでせめて1科目にできないか、文学部を
志望するが数学を苦手とするため私立も併願
するが、私立のレベルも高いので試験科目数
の多い共通入試は負担になる、受験が1校に
限られているが受験の機会を2回程度にふや
してほしい、といった意見があった。

- 最近国立大学においても入学者にオール
ラウンド型ばかりでなく個性をもった者も認
めようという動きもみられるようである。こ
れに対し理科Iや現代社会については必修科
目ということで出題科目として課している
が、これでよいのかどうか考えてみる必要が
あろう。この出題科目の問題は大学の一般教
育の人文・社会・自然のバランスということ
とも関連してくる問題である。
- 大学入試選抜は各大学・学部における教育
とのかかわりで行われるべきものであって、
単に方法論で行われているとすればおかしな
ことである。たとえば、大学の一般教育につ
いては36単位のうちの3分の1に当る12単位
は各大学の自由裁量で専門基礎科目と置き替
えられることになっており、これの利用の仕
方によっては必ずしもオールラウンド型ば
かりでなくともすすめるわけで、このへんも大
学側では考える必要があるのではなかろう
か。
- これまでの議論では、理科と社会の科目選
択の問題が主に議論されているが、教科そ
のものの扱いについても議論する必要があ
ろう。
- 現行共通第1次学力試験の数学については
平均点が他の教科より高くなっているが、こ

れは5教科のバランス上問題があるのではな
いか。

- これは受験生の多くが数Ⅲまで履修して
いるのに対し出題が数Ⅰレベルとなっているこ
とからくるものであろうが、問題点の一つで
あろう。
- 大学が共通第1次学力試験の特定の教科目
を選抜の対象から外すとした場合、どの程度
のパラエティが実行上可能な範囲として考え
られるか、そしてこれが、学部・学科にどの
ような影響が及んでくるか検討する必要があ
らう。

おおむね以上のような意見交換が行われたの
ち、会長より次のように述べられた。

共通第1次学力試験の出題の方法について、
本日は高校への影響ということを踏まえてご議
論願ったが、これについて今後一応の結論が得
られたうちは、第2常置委員会において具体的
な出題科目数等についての詰めを検討してい
ただくことにしては如何かと考える。また、こ
のような出題の教科・科目といった方法論のみで
なく、基本的問題についてもご検討願いたい。

最後に委員長より次のように述べられ、本日
の会議を終了した。

次回は本日に引続き共通第1次学力試験の出
題形式の問題についてご協議いただくこととし
たいが、時間が許せば第2次試験の二期制の問
題についてもご意見をいただきたいと考えてい
る。

次回 1月26日(木) 14:00~16:30

大学院問題特別委員会

日時 昭和58年11月15日(火) 16:30~17:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 金子委員長
伊藤, 小野, 猪, 加藤, 大藤, 坂上各委員
田中専門委員

金子委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

◎ 当面の問題と小委員会の設置について

初めに委員長より次のように述べられた。

本特別委員会では、昨年秋にそれまでの大学格差問題特別委員会より名称変更して以来、新設大学の博士課程の設置促進および既設博士課程の充実、の二つを基本方針に掲げて検討をすすめている。そして、最近では去る7月に、文部省に設置されている「大学院の諸問題に関する調査研究会議」と懇談会をもち、同会議における大学院問題の検討状況について説明を受けるとともに、オーバードクター問題をはじめ独立大学院、留学生に対する学位授与の問題等博士課程に関し多岐に亘って意見交換を行った。一方、大学院問題については各関係方面（国立七大学理学部長会議、国立大学46工学系学部長会議、国立大学人文系学部長会議、国立九大学法・経学部長会議、全国大学院生協議会等）より、修士課程、博士課程それぞれ種々の内容に関し要望書が国大協宛来っており、今後これらの要望事項も踏まえながら検討をすすめてゆかなければならないと考える。

ところで、本日ご協議いただきたい件は、旧設大学博士課程の改善について検討する小委員会の設置についてである。これについては、去る10月26日開催の理事会で本特別委員会の審議

状況について報告を行った際に会長より、博士課程の問題を検討するについては新設大学と旧設大学とではかなり実情が異なっているので両者別個に検討して貰いたい旨希望が述べられた経緯もあり、また、本特別委員会のももとの設置趣旨という点からいっても、既設博士課程の問題については別に小委員会を設けて別途検討の方がベターではないかと思われるので、これについてお諮りする次第である。

以上のように述べられたのち、小委員会の設置について協議が行われた結果、これが了承された。

なお、小委員会の構成メンバーについては、石田東北大学長、飯島名古屋大学長、種瀬一橋大学長、田中九州大学長のほか、森東京大学医学部教授、岸東京工業大学工学部教授、下沢埼玉大学理学部教授で発足させることとした。

最後に委員長より次のように述べられ、本日の会議を終了した。

本日、旧設博士課程を検討する小委員会の設置をご承認いただいたので、今後本特別委員会では新設大学の博士課程の問題と、新設・旧設共通にまたがる問題を検討することにしたいと考える。そして、取敢えず次回は来年2月くらいを予定に「新設・旧設共通の問題」を検討することにしたい。

大学院問題特別委員会小委員会

日時 昭和58年12月7日(水) 10:00~12:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 平野会長

金子大学院問題特別委員会委員長

田中委員長

石田, 飯島, 森, 岸, 下沢各委員

田中委員長主宰のもとに開会。

初めに金子大学院問題特別委員会委員長より、当小委員会が設けられるに至った経緯について次のように述べられた。

大学院問題特別委員会は、ご承知のとおり大学格差問題特別委員会が改組、改名されて昨年10月に新たに誕生した特別委員会である。これを改組した理由というのは、大学間の格差是正の問題は、結局のところ大学院の設置充実という問題に集約されるのではないかということが明らかになったからである。それで、この大学院問題特別委員会の発足に当たり、その運営の基本方針について、昨年11月総会において次のように述べた次第である。「これまでの第1常置委員会および大学格差問題特別委員会における討議経過に示されるように、博士課程の設置充実はもはや遅滞を許さない状況にあると考えられる。手のつけられるところから早急に実施するよう要望し、派生すべき諸問題は歩きながら考えていくこととしたい。」

本特別委員会設置の趣旨は大略以上のとおりであるが、現在大学院問題についてはいろいろなかたちで、例えば各学系の学部長会議とか全国大学院生協議会等から諸種の要望が出されており、若手研究者の養成等改善充実すべき重要な問題の解決を迫られている状況にある。それで当特別委員会としては、新しい大学院設置基準に基づく大学院の拡充整備の問題と同時に、いわゆる“旧設の大学院”についてもその問題

点を洗い直し、根本的な改善・充実を図る必要があると思われる。

この大学院の問題については、文部省内に設置された大学院問題調査研究会議でも検討が進められており、去る7月7日に本特別委員会と同調査研究会議との合同懇談会が開催された際にも、平野会長から、旧設の大学院の改善問題についても早急に検討してはどうかという要望があったということもあるので、本特別委員会ではこの旧設大学院の問題について別個に小委員会を設けて、その独自の問題について検討を始めることとし、去る11月15日開催の委員会に小委員会設置の件を諮り、承認を得た次第である。以上が当小委員会が設けられるまでの経過である。

以上の経過報告に続いて、小委員会の田中委員長より次のように述べられた。

ただいま金子大学院問題特別委員会委員長から当小委員会設置の経過についてご説明があったが、それによってもお分かりのように当小委員会はあくまでも大学院問題特別委員会の小委員会であるという位置づけの下で運営してゆきたい。そのような関わりもあるので、金子委員長には事情の許す限り当小委員会に出席していただくことを願う。

以上のように述べられたのち、各委員の自己紹介があって議事に入った。

〔議 事〕

◎ 「旧設大学院」の改善について

初めに委員長より次のように述べられた。

この小委員会のこれからの進め方についてであるが、大学院問題については、各委員それぞれにお考えのあることと思うので、まずその意見を述べていただくフリートーキングの会をこれから3回ほど行い、その上で問題を絞っていつてはどうかと思う。そこで、今日は先ず、文部省の「大学院問題調査研究会議」の座長でもある飯島委員から大学院問題についての総論的なお話を伺うことにしたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

ついで、飯島委員より次のように説明があった。

大学院問題調査研究会議では、大学院の現在抱えている問題を基本的に研究するという方向で目下検討をすすめており、そのため旧制大学の大学院博士課程コースのある大学の研究科長に専攻別に集まってもらい、それぞれの研究科の実情、問題点等についてのヒアリングを昨年からは今年にかけて行ってきた。例えば理学系の次は文科系、その次は工学系というように、日を変えて集まってもらい意見を伺ったわけである。そして、それらの実情聴取の上に立って、現在の旧制大学院の持っている問題点の改善、また国立大学に博士課程の大学院を拡充するとすればどういう方向で設けていけばよいかということなどについて現在議論中である。なお、大学院といっても、この際は修士課程というよりも博士課程の問題の方に重点が置かれることになると思う。

大学院の問題は、各研究科によってもいろいろ

の実情があるということがまず指摘される。例えば医学系の場合と工学系の場合、それから経済・法律の場合というようにそれぞれの事情なり特異性がある、問題によっては大学院全般として議論することはできない問題もある。従って、それぞれの研究科について検討しなければならないことが沢山あるということは明らかである。

しかし、一般的に、主としてドクターコースにウエートを置いた場合の問題点は幾つか挙げられているので、これらの問題点について以下述べてみたい。(以下(1)~(3)の区分及びその表題は、記録者が便宜上付したものであるので、ご了承いただきたい。)

(1) 研究者養成の立場からみた大学院の改善・充実

これについては、学術審議会の若手研究者の養成・確保に関する小委員会がまとめた「研究者の養成・確保について(案)」中でも、次のような項目が挙げられその方策が述べられている。

- 大学院の組織・編成等の弾力化等
 - 大学院における教育・研究指導の改善・充実
- これらに関わる問題の一つとして大学院の修業年限をどうみるかという問題がある。

わが国では大学院の年限はマスターコース・ドクターコースそれぞれ専門毎にはっきり決められているが、諸外国の大学院ではレジデントつまり大学にフルタイムに在籍していながら大学院に在籍して研究する期間というのは、それぞれの大学それぞれの専門分野等によってかなり弾力的であって、一定のフルタイムの学修を得たのちには、論文作成のためにはパートタイム的な取扱いとしてでも大学院生の資格を継続するという扱いが行われている。

それから、専門分野とか、研究者の仕事の仕

方如何によっては、どうしても4年間居つづけなければならないのかという問題も生じるが、これにはその仕事が早く終われば弾力的に早く卒業させてやってもよいのではないかということも考えられる。そして、そのような機会は、学部から大学院に進む場合、それから修士コースから博士コースへの接続の場合、また博士課程を修了するという場合にも考えられる。その修業年限を、そのいずれの場合にも画一的に定めておくことが果して必要なかどうかという問題がある。

(2) 大学院の内容について

わが国の博士課程大学院卒業者に対する社会からの批判の中で、比較的共通にいわれている一つの例として、——これは工学系大学院の卒業者に対する企業側の言い分であるが——専門分野が狭く限定されていて、企業等に就職した場合応用的な能力とか、新しいものを開発していく能力についてはキャパシティにおいて多少欠けるところがあるという指摘がある。この点を改善してほしいということが特に工学系方面の企業サイド等からの一般的な要望としてかなり強く出されている。

しかし、このこと以外にも博士課程大学院の研究指導内容を改善する必要があるのかもしれない。極端な議論ではあるが、ドクターコースについてもカリキュラムやセミナーというような教えるコース的な要素を加えなければ視野が狭くなるのではないかというような議論もある。

それから、ディシプリンがあまり狭く片寄らないで、なるべくインタディシプリンの関連分野についての知識を広くするような流動性あるいは交流性というものを大学院の授業の中に入れる必要があるのではないかという意見もあ

る。これについては、外国等では、マスターコースつまり大学院前期のコースでは教えることにウエートをおくということはあるが、後期のコースではリサーチが主体となって、個人的な研究あるいは論文作成ということが重点になる。従って、機械的なカリキュラムを整理すれば直ちに大学院卒業生の資質が改善されると考えるのはやや短見である。もう少しその辺のところは本質的に考えるべきではないかということである。

ただ、日本の大学院の場合に考えられることとして、例えばアメリカの場合のように、ある時期までの研究や勉強をある程度チェックしてその上で一般的な学力がありと認めて学位論文に取りかからせるというチェックポイントを置くシステムということも、これまで述べてきたことに関連して必要なことではないかと思う。いずれにしても大学院生の教育指導の内容について改善を要するところが少なくないのではないかと思われる。

(3) 学位の問題について

日本の博士の学位は、一般的にいうと、外国人留学生等にとって大変に取得がむずかしいということである。これは外国人留学生等にとって取得がむずかしいばかりでなく、日本人学生においても、例えば文学、社会学、経済学、法学というような領域においては、大学院の課程を修了するものはかなりいるが博士の学位を取得するものは非常に少ない。あるいは博士の学位を取得するまでに大変長い年限がかかる。

これについてどう考えるかということについては、いろいろと議論はあるが、一般論としてはもう少し学位の概念というものを変える必要があるのではないかと思われる。設置基準の改正によって、大学院を修了して一定の高度の研

究能力がある者には学位を与えるというように学位の概念が変ってきているので、それに応じて学位を円滑に授与できるような方策が考えられないかという議論はかなりある。医学のように殆どの者が学位を持っているというのも問題があるかもしれないが、理学系や工学系というあたりの学位授与者数というところがほどよいバランスであるのかもしれない。

わが国の学位の問題を国際的に比較してどうみるかということであるが、これは非常にむずかしい問題である。アメリカで言えば、マスターがあり Ph.D. がある。この Ph.D. というのは比較的普遍的なもので、日本の博士よりは少しやさしいものである。またイギリスではマスターの中にドクターを準備するようなマスターがあり、それから Ph.D. がある。更に日本の文学博士等に相当するものとして、より高度のそれぞれ専門分野の文学博士とか理学博士とかいうものがある。

学位で一番混乱しているのはフランスである。フランスでは第三期博士と国家博士と大学博士という三種類の学位がある。このうち国家博士を取るの是非常にむずかしい。

第三期博士というのは第三期課程つまり大学院課程を修了すれば殆ど与えられるというものである。それから大学博士というのは国家博士より極めて容易であって、主として外国人向けに作られたと言われている学位である。

このように各国で学位の問題は現在非常に混乱しているということもあり、日本の学位のレベルと内容を、そのどの辺に持っていくのが一番妥当かということについてはまだ議論の余地がある。ただ一般の議論としては、一部の分野では学位授与が案外容易に行われ、他の分野では極めて博士の取得が困難であるということも

どうかと思われる。特に外国人留学生等の間で、修士はどうか取れるが日本の博士の学位取得は極めて困難であるという声がかかれる点については一考を要しよう。

これに関連して学位論文の審査方法についてであるが、当該研究科の教授会だけということではなく、他の大学または研究機関からも審査委員を加えることが出来るように基準上はゆるめてできるような措置が取られているが、それを活用している大学は少ないし、またその活用のためには国立大学の場合、特に隘路があるという問題がある。

4) 大学院の一般的な内容・構造等について

① 大学院生の定員について

博士課程の学生定員を1講座1名というように決めている日本の大学のかたちは、国際的にみると比較的珍しいものである。わが国の博士課程の定員の数は国立大学全体としてはかなりの数になるのであるが、どこの研究科でも全部の定員は充足していない。従って、定員ということをどうみるか、という問題も出てくることになり、また、新しい大学院を設置する場合、これの必要性を財政当局に納得させる困難を感じずということにもなるので、定員を弾力化するというようなことも考えてみてはどうかと思う。

② 大学院の教員組織について

諸外国でも、大学院のためだけの教員組織をもっているというところは比較的少ない。やはり、大学の学部と共通してグラデュエートスクールを担当しているというケースが多い。そのためにはグラデュエートスクール段階の教員組織がしっかりしていなければならない。そして、各国ともどちらかという学部よりも大学院の教育にウエートを置くという傾向が強い。

わが国でもそのような傾向があることであろうから、学部教育だけの基準で作られた教官組織のままでは何の手当もなしに大学院の講座の指導を担当するということになるといろいろ問題が出てくる分野があるので、大学院固有とは言わないまでも、大学院を含めての大学の研究教育組織というものについては考慮の余地があるように思われる。なお、現在大学院を担当する教官については一定の大学院調整手当が与えられているが、待遇面の問題でそれでよいのかどうかということも一つの論点としてあるのではなからうか。

以上が大体大学院のあり方、骨組み、内容、教育内容等に関わる問題であるように思う。

(5) 大学院生の経済的な問題について

これは、特に博士課程の学生についての日本育英会の奨学金の問題についてである。欧米では給費制度が非常に発達しているが、日本でも若手研究者の養成確保と活性化を図る場合に、貸与制度だけでよいものかどうか。殊に卒業後の就職情況如何によっては、現在無利子貸与であってもその返済は非常に負担になる。大学院を卒業したからといって、特別に処遇措置を講じている職場は比較的に少ないはずである。まして有利子制度ということになれば、実際に研究活動をする時に返済負担が多くなってくるといふ問題がある。従って全部とはいわないまでも、フェローシップのような制度を考える必要があるのではないか。この若手研究者の養成・確保の答申(案)の中にもフェローシップ制の導入のことについては一応論ぜられている。

イギリス、アメリカ等では、フェローシップの出し方というものによって必要な専攻分野の大学院生の確保ということを微妙に調節しているところがある。アメリカ等では民間のフェロ

ーシップが非常に多いわけであるが、大学がそれを集めてフェローシップを与えている。民間からの投資ばかりでなく、フェデラル・ガバメントも大学院生にかなりの額をフェローシップというかたちで投資をしており、なかでも国防省関係のフェローシップが少なくない。これらのフェローシップは大学院生を助けるばかりでなく、結果としては大学院そのものの財政に役立っているといえよう。

イギリスの場合には大学院生のフェローシップは、それぞれのリサーチ・カウンシルが全国の大学の博士課程学生に対するフェローシップの額を検討して一定の額を支給している。従ってイギリスの場合には、リサーチ・カウンシルによるところのそれぞれの専門分野の将来計画あるいは要望というものと、大学における Ph. D コースの学生の数というものが、期せずして連繫されているというかたちである。

日本の育英会の貸与制度というのは、その点やや支配的であって、機能性というか、大学院のあり方に対する適応ということには、あまり重点的な配慮が払われていないようである。

(6) 大学院生のエンプロイメントの問題について

これについては、特にアメリカでは、リサーチ・アシスタントあるいはリサーチ・フェローやティーチング・アシスタントとして、大学が雇用のかたちでパートタイムで給費している。これも調べてみると、かなり多くの率の大学院生がエンプロイメントの恩恵によって研究活動をしているということである。

それでわが国においても、エンプロイメントという制度が導入できるかどうかということを検討してはどうかと思う。学術審議会の小委員会の方でも、この問題についてかなり詳しく検

討しているようである。ただし、日本の実情では、ティーチング・アシスタントというかたちのパートタイムのエンプロイメントを原則的に認めてしまうと、私立大学等では大学院博士課程を置いて助成金を受けて、その学生をティーチング・アシスタントとして使ってエンプロイメントで運営すれば、極めて安上りの学部教育ができるというかたちでこれが利用される危険性があるのではないかという指摘が一部にはある。

このような関係で、ティーチング・アシスタント制度というものを今の段階ではっきり公認するには問題があるということである。リサーチ・アシスタントの問題については、そもそも大学院生が学生であるとみるのか、研究補助者であるのか、あるいは若手研究者であるのかというところは、大学の専攻分野によってもさまざまであろうが、あいまいなところがある。

実際にある分野の大学院では、博士課程学生は、いわば助手と同じようにその講座なり研究所なりのチーム的研究活動に加わっているというところがある。これに対して一部では、リサーチ・アソシエイトということでペイするし、一部では、同じことをしていてもペイをしないというアンバランスが日本の場合には出てくるのではないか。特に学術審議会の小委員会レベルでは、医学部等の実情からみるとどうしてもそのようなことがあって、大学院の学生を最初にアソシエイトとしてペイするものとペイしないものに選別するということは非常にむずかしいということから、この問題はこの小委員会では採り上げないということになったようである。しかし、この小委員会でもその必要性なり可能性を検討することは否定しているわけではない。従って、そのフェローシップ、エンプロ

イメントという問題を中心とした大学院生の財政的な援助、財政的基盤の問題については、われわれとして今後なお検討しなければならない問題であると思う。

これに関連して、大学院の学生というのは基本的には学生であるのか、あるいは研究者の若手であるのかという議論はあるが、今の組織での考え方では、建前としてこれを学生として位置づけている。従って、例えば科学研究費の共同研究者にもなれないし、また学会等の出張についてもその旅費は支給されない。それから、勿論個人的な研究費を取得するというものもない。

なお、この時期の学生というのは、将来の可能性があれば、その分野によっては大幅に外国へ出させるべきである。それが長期、短期であるかは問わず、積極的な処置が講ぜられるべきではなかろうか。このようなことから、もう少し大学院生特に博士課程の学生のステータスを見直して、研究者的活動のできるようにしなければならぬのではなかろうか。

これについては、この学術審議会の報告では、科研費の共同研究者としての途は拓くべきではないかという議論はかなり出ている。このように考えてみると、大学院生の生活上あるいは便宜上の手段というような問題等についても、考慮する必要があるのではないかと思われる。

(7) 研究者としての後継者の確保について

大学院生、特に優秀な大学院生に対して、研究の後継者として確保する場合、例えばかつての大学院の特別研究生のように全部の状態を改善するのではなくて、一部の優秀な大学院生に特別な救いの手を与える、あるいは研究し易いいろいろな便宜を図って、積極的に優秀な研究

者を育成すべきではないかということが考えられる。この問題は、ただ単に抽象的に優秀な研究者を確保するかどうかという問題ばかりではなくて、分野によっては大学が優秀な人材を採るか、あるいは企業が優秀な人材をとるかという採り合いの問題でもある。これは日本だけではなくて欧米にもその傾向があるが、大学の研究者の中にその優秀な人材を確保しようと思えば、現在のあり方では不十分であって、特に工学関係、経済学関係等では優秀な学生は皆企業の方に出て、大学には残らないということになる。その対策としても、以上のようなことは一つの論点となっている。

(8) ODの問題について

これについては、学生の間でもいろいろ議論があるし、社会的にも議論がある。また、今後大学院の拡充整備を図っていく上でも、解決すべき問題として絶えずクローズアップされてくる問題である。

実際問題としてODの定義というのはあいまいなところがあり、院生協議会等でODと看做しているのはかなり範囲が広い。そこでは、大学院を卒業して、自分として思うところの研究職を得ていない者はすべてODであるとしている。

行政当局（文部省）の捉えているODの定義は、卒業してなお学内に留まっている大学院生を指して言っているようである。これについては年々のODの数字が明らかになってきており、これによると大学によって非常に差異があることが明確に現われている。例えば京都大学や名古屋大学にはODの数が多いが、東京大学はそれほどではない。

これには、大学院生の雇用先があるかないか、あるいはそれを積極的に斡旋しているかど

うかということにも関係があるのではないかとも思う。

それからODの問題は分野によっても非常に片寄りが著しくて、主として物理学の領域におけるODの数は一番多いようである。次に現在の大学の教官の構成は高年齢化しており若い者が少ない。これは定員削減の影響によるところが大きく、削減が助手のレベルで行われているというところによるもので、教官の若い層のところ段々と減ってきており、従って大学院を出ても研究者として大学の研究室に入ってくる可能性は極めて薄くなる。その上、大学で助手層の数を段々と小さくしていくようでは、ますます教官層の老齢化ということが進んでいくことになる。その最も甚しく現われている国はフランスであって、助手にはなってもその先の昇進の途は断たれているということである。これについてはOECD等の参考資料があるので必要があれば参考に供することができると思う。

日本では現在フランスのようなことはないが、このODの問題は社会的雇用との関係もあるが、研究層の開発、大学における好ましい教官層の構成という点からも考える必要がある。これらを考えた上で、そのための予備的あるいは機能的なものとしてポストドクトラルフェローというシステムのことを考える必要があるし、これは同時に助手というものをどう考えるかという問題にも関わってくる問題である。

(9) 今後の大学院の拡充整備について

以上のようなことから将来の大学院の整備をどのようにすればよいかという問題になるが、経済成長の見通しを基に将来の研究者需給を考えるとただであってはならないと思う。それには新しい研究分野あるいは学問の発展に際するという視点が必要であるし、それから単に

有用な研究者養成ということだけではなく、社会的、文化的なキャパシティを上げていくという視野もなくてはならない。特に経済成長等という関連だけで議論していくと、理工系等の需給ということが非常に強調されるが、文学とか文化一般とかいう面についての需給ということがこれと並行して出てくるとは思われないので、文学、芸術、社会科学というものについての将来の発展の見方ということについてはそれぞれの面で検討するという課題があるのではなからうか。特に諸外国の大学院サイドからみると、日本の旧制大学の大学院の場合でも大学院のキャパシティはどちらかという自然科学の理工系に重点がありすぎて、社会系文科系の研究あるいは大学院のキャパシティというのは先進国に比べると小さいと思わざるを得ない。

現在、国大協においても新しいかたちの博士課程を設けるとか、あるいは拡充整備するにはどうすればよいかなど検討されているが、それと同時に旧制の大学院も現在の状況のままに推移するというわけではないのだから、大学院の将来像としてこの問題もどのように扱ってけばよいかという主張なり要求なりが必要ではないか。

(10) 独立大学院、独立研究科の問題について

独立大学院については法律上その存在が認められている。最近財界人等で設けられた国際大学は大学院だけで運営されている大学である。独立大学院についてはまだ設置基準は整備されていないが、法令的には独立大学院を置くことができるわけであるから、大学院大学という可能性はあるわけである。

大学の中では、必ずしも学部、講座等に捉われない独立大学院というものが各大学に設けられつつある。

この独立大学院についても、現在共同利用研究所等でもその可能性を追求しているようである。そうすると、大学としては、このような共同利用研の大学院と本来の大学院との関連という問題が生じてくることになり、これの関わり方の検討が必要となってくる。

これについて、もしも共同利用研に大学院が設けられることになれば多くの大学がいろいろのかたちでこの大学院に関わるという可能性もある。

(11) 教養部の大学院設置の問題について

教養部についての問題であるが、一部の大学のように教養学部の上に博士課程までの大学院を整備された大学もあるし、また教養部の教官の兼担というかたちで、新しい講座名を作りながら既存の大学院の中に教養部の教官を併任吸収していくというかたちを取っている大学もある。そのほかまだはっきりした方向も出ていない大学もあるが、旧制大学だけに限って言えば、教養部の教官を主体とする大学院という構想も考えられるのではなからうか。

(12) 大学院の事務機構等の問題について

大学院が拡充され整備されるということに関連して、その事務機構をどう考えるかという問題がある。外国ではグラデュエート・スクールというようなシステムが大体普遍しているが、日本の場合は大学院の事務機構の面でははっきりした機構をもっていない。

それから財政と経費の問題であるが、修士講座、博士講座あるいは実験、非実験等によって基準経費や基準面積がそれぞれ異なっている。これは一つのやり方ではあるが、今後大学院が拡充されていく段階の中で、大学財政の立場からみて大学院の経費というものをどのようにみていくか、改善の余地があるのではなからう

か。

(13) 外国人留学生の受け入れの問題について

日本の場合、外国からの留学生は学部学生というのあまり多くなく大学院レベルの留学生が多い。これらに対してどのような対応が必要かという問題がある。また、こちらから積極的に外国に出してやるにはどうすればよいか、国際間で協力するにはどのような点に問題があるかということも考える必要がある。これらいずれの問題も旧制大学院の問題としてはかなり大きな問題である。

おおむね以上のような説明があり、これについて、次のような質疑および意見の交換があった。

- OD問題等についてはいろいろな問題があるが、院生協議会側の言い分等も採り上げて議論するということになるのであろうか。
- 大学院問題調査研究会議等では、彼等が参考資料としてまとめているものは検討資料とはするが、直接に採り上げて議論するということはしていない。OD問題は学生側だけの問題ではなく、社会的な問題ということ等もあるので、われわれが大学院問題を客観的に考える場合にODという現象についても触れて議論していく必要はあると思う。
- 例えば医学部や文系の4学部のようなところの大学院構想については今後どう考えていくかという問題がある。
- 旧製の制度をそのまま残しておくというやり方もあるとは思いますが、それと同時に大学院を新しく発展させていくにはどう作り上げていくかという問題がある。現在、総合研究科というようなかたちの新しい大学院博士課程を設けようという大学は多い。また医学系についても新しいかたちの大学院を考えるべきであるということもしきりと言われている。例えば新設医科大学の場合などには、かなり新しいコースも考えられている。ただ一方では大学院博士課程を新設するについて、内発的必然的改革から持っていけないと認めてもらえないということで、仕方なくやるというような不自然な部分もあるが、あまりこれには捉われないで、やはり根本的には大学院問題を整理して将来を見通した考えに立って検討すべきである。また教官なりが自由に考えたこと等がある程度実現できる枠組の自由度を増すというような普遍的な可能性を作っておくことが必要であらう。
- 大学院の問題は各研究科により実情の差異があるということもわれわれ皆が感じているところである。それで、大学院問題を検討していくについては、この委員会の構成メンバーの専門分野が片寄り過ぎているように思われるので、他の分野の人達を委員に加えることにしてはどうか。
- 確かにそのとおりであるが、しかし、委員の構成はこのままでも、例えば経済の問題を論ずるといような場合には経済方面の適任者に来てもらって意見を聴くということを考えてもよいのではないか。
- 大学院問題を論じていく場合、国立大学の大学院と私立大学の大学院とでは、その事情も性質も異なっていると思うが、当委員会では国立大学の大学院問題だけに限定して考えていけばよいのであろうか。
- そうであるとは限らないが、一応私立大学の大学院の問題は別個の問題として考えてよいのではないか。
- 大学院生の経済的な問題であるが、日本で

もフルブライトに対応するシステムとして日本の民間企業から資金を出させて、例えば日本フルブライトというようなシステムが作れないものであろうか。私の大学では、大学院を卒業すると直ぐに外国へ出してしまい、その中の優秀な者を3年くらい経て呼び戻すということを行っているが、これがかなり若い研究者の育成に役立っているのではないかと思う。

- 大学院レベルでは国際交流を活発化する必要があるが、国費には限度があると思うので、積極的に民間企業から資金を集めて、例えば今言われた日本フルブライトシステムのようなものができれば、若手研究者の交流は盛んになることであろう。
- 双方の交流ということを考えるには、そのようなシステムを考えると同時に、日本の学問が魅力のあるものとしなくてはならないと思う。
- 外国へ若い研究者を留学させて後で呼び戻すというやり方はあるとは思いますが、やはり日本でポストを作っておいて留学をさせるといふかたちを採るのが健全な方向ではなからうか。
- 工科系からみた問題であるが、現在大学で学修しなければならない学問は益々増大してきており学部の年限延長は避けられない問題である。従って修士コースは結局、傾向としては学部年限の延長的機能を果さざるを得ない結果となっている。

それから工科系には、特に国際的競争ということがあって、日本が工業立国としてこのような国際競争に打ち勝っていくためには、大学つまり工科系の専門家が日本を支えていかなければならないわけであり、それには国

際競争に勝てるだけの人間を何らかのかたちで養成しつづけなければならない。またそのためには高度なサイエンスの開発ということをやっていかなければならないことであろう。

現在、日本でも科学技術振興の面では相当な予算も組み国家規模の組織でいろいろやっではいるが、それらを支える人間をどのように養成していくかという重要な問題になると十分な手当がされていない。これは経済白書と教育白書との矛盾といわざるを得ない。

- 工科系では確かに教育年限は長くなる傾向にあるが、企業現場ではあまり高齢者は歓迎されない。それには大学において年齢の弾力化を図るか、あるいは特典措置を講ずるといふような手当をしなくてはならないであろう。また、産業現場の研究所関係と大学院との関係を円滑にすると、企業在籍の研究者を大学院の方に入学させて教育するとかする交流を高めていく必要があるように思う。
- 企業側の人材採用の形態をみると、修士までは一般採用計画に入れて採用しているようであるが、博士課程のものは一本釣りをしていふようであり、企業の人事担当者レベルの間では博士課程修了者はクローズアップしてこないようである。
- 大学側の問題として、現在大学には優秀な人材が残らないという悩みの問題がある。これはわが国だけではなく各国そのような傾向にあるということである。
- 工科系で留学生に関する問題として技術の国際競争との関わりから、研究の分野によっては留学生にどこまで立ち入らせればよいかというような問題がある。その点は医学の分野のように博愛主義という立場とは少し違っ

た問題のようである。

- 大学でも産業の保護策あるいは防衛策という立場からのいろいろな議論があることであるとは思いますが、しかしそれをあまり強調しすぎると話が窮屈になってくるのではないかと。
- 大学院の問題であるが、これには総論的な問題と各論的な問題があると思うが、やはり一般的な問題を抜き出して議論をし、また個別の問題について議論をしなければならない場合は、それぞれの専門の分野の方と議論して可能性を究め、そうしてそれが全体の整合の中のバリエーションとして位置づけられるように考えていくべきであろう。
- 東京大学では4～5年前から若手研究者の活性化ということについて討議している。これについては、その討議内容も相当に蓄積されている。それをみると本日配付された学術審議会小委員会がまとめた資料の項目と项目的には殆ど同じようであるということに気づいたのであるが、何分当方のものは一大学の中の問題として取扱っているものであるから、出ている意見には相当に違っているものがあるのではないかと思う。これも何かの参考になるかもしれないので、折に触れて紹介をしてもよいと考えている。

- そのような意見は、非常に参考になると思うし、また、このような参考事項は東京大学のみならず各大学にもいろいろあると思う。例えば東京大学ではODの数が何故少ないのか、あるいは東京工業大学の長津田に設けられた新しいかたちの大学院が、その後どのように動いているのかということなどはわれわれにも非常に関心があることであるし、また九州大学等でもいろいろと大学院について考えられていると思うが、そのような問題も出してもらえば非常に問題がリアルになっていくと思う。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、大学院問題について今後検討していく場合に、専門分野の立場からの意見が必要の際には適当と思う方を招いて意見を伺うことにし、取り敢えず理学部関係では大阪大学の金森教授にお願いすることにした。また次回は、学術審議会小委員会の報告および東京大学での検討資料等を基に討議を続けることとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

次回 1月19日(木) 10:00~12:00

医学教育に関する特別委員会

日時 昭和58年10月12日(水) 14:00~16:00
場所 国立大学協会会議室
出席者 猪委員長
井出、高安、吉利、井沢各委員
堀、大西、尾島、小椋各専門委員
(文部省) 北尾医学教育課課長補佐

猪委員長主宰のもとに開会。
議事に先立ち吉田委員(東京医科歯科大学長)より委員辞任の申出があり、この件については理事会に諮って処置することとした。

ついで委員長より、新たに専門委員に就任された小椋秀亮教授(東京医科歯科大学歯科部長)の紹介があったのち、次のように挨拶があった。

本日の議題は「当面の課題について」となっているが、その内容は次の3つの事項である。

- ① 国立大学附属病院の診療費の問題について
- ② 医学部の学生定員の問題について
- ③ 医学部の体質改善の問題について

なお、本日は文部省より北尾医学教育課課長補佐にご出席を願っているため、最近の医学部の情勢等についてご報告をいただきながら議事を進めることにしたい。

以上のような挨拶があったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 国立大学附属病院の医療の問題について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

国立大学の医学部附属病院の診療について医療費抑制の見地から、医療保険の点数を下げるべきではないかという意見が出されているが、この問題についてどのように考えればよいであろうか。

これについて、次のような意見の交換があった。

- 厚生省で行われた中医協の懇談会の際、大学附属病院の医療の重要性ということについて、国立大学附属病院側としてはどのような意見を述べられたのであろうか。
- 聞くところによれば、次のようなことであったようである。医者というのは、大学病院の医者であろうとその他の病院の医者であろうと、患者を治すということが第一の心構えであるので、高い金が掛かるとか、掛からないとかいうのは本末を転倒した議論である、と

いった趣旨のことを述べられたようである。それから、医学の問題については、医学があつて医療があり保険診療というものがあるのに、一部の議論では、これとは逆に保険診療があつて医療があり医学があるといった逆立ちの議論があるのは誠に心外である、といったことも述べられたということである。

- 国の財政事情から、医療費の抑制ということで国立の大学病院に対しても厳しい締めつけがあるのであろうと思うが、国立大学の附属病院は本来教育・研究のための施設であり、それが地域医療の中核になって地域医療にも貢献しているというわけである。それで、大学病院で診療を受けるか受けないかは患者の選択の問題であるが、誰もかれも大学病院に来るということから、いろいろ問題が出てくるのだと思う。
- 大学病院というのは教育・研究のための病院であるということから、診療内容が高度化して金が掛かるので、これを押えるべきであるという意見もある。
- その考え方は国家財政の立場からのものである。国民としては自分の望む医療を受ける権利がある。国の医療費抑制の見地から、保険医療が世界のレベルから下ってよいものであろうか。
- データによると、13兆円の医療費のうち大学病院に支払われる額は8%にしか過ぎない。それで、大学病院の診療報酬を引下げたからといって、大した効果はないはずであるが、これには、あるいは波及的効果というようなものを狙う意味があるのかもしれない。
- 大学の教育を受け研修した医者は高度な医療ができるが、そうでない医者には高度な医療ができないということになると、これは医

学教育と密接に関わってくる問題となってくる。ところが、その逆もあり、大学ではできるだけ注射はしないように、またあまり薬も与えないように教育をしているのに、開業医になるとその逆のことをしているようである。

- 大学病院では高度の医療に当たっているのだということをあまり強調すると、それでは一般の病院の医療はレベルが低いのかという反論が出ることになる。そうすると、大学病院では高度な医療を行っているのだから当然診療報酬も高くなるのだということが言いにくくなるのではなからうか。
- 最近、大学でプライマリーケアの教育をすべきであるということを主張する向きもあるようであるが、これについてはどのように考えられるか。
- この考え方については反対ではないが、現在のようなやり方では困難と思われる。大学設置審議会で現在のような資格審査が行われるとなると、プライマリーケアに熱心な者はなかなか教官になりにくいようである。
- 一般にいわれているプライマリーケアという意味がよく理解できない。これについては、人それぞれに考え方が違うようである。患者が大学病院に来れば最初に診断をするのであるから、それがプライマリーケアということになるのではなからうか。
- 大学を出たばかりのものが開業医になっても、専門的な医学は身につけているものの、一般患者を診断するにはまだ力不足である。そこで世間では、もっと大学でプライマリーケアの教育をすべきであるということを言いたいのであろう。
- 「高度の医学」という言葉が適切であるか

どうか分からないが、大学で修める医学は細分化されたものであるので、開業医になった場合、あまり役立たないということであろう。しかし、細分化しない教育というのは難しい。

- しかし、大学での医学の講義は、その初歩からはじまるのであるから、大学でプライマリーケアの教育を行っていないということはおかしいのではないか。
- この大学病院の診療費の問題については、医学部長会議で取り決めれば効果があるのではないか。
- その方向ですめることにしたい。
おおむね以上のような意見の交換があって、本議題の協議を終わった。

2. 医学部学生定員の問題について

前々回(58.1.21)から継続審議しているこの問題に関し、まず井出委員長より、配付資料「学生の定員に関するアンケート集計」を基に次のような説明があった。

現在、国立大学医学部の学生定員は相当多数になっている。そこで、これがそのまま推移することになると21世紀の初頭では人口10万に対して医師数が210名を超えるようになる。

ところで、人口10万に対して医師数がどれだけになれば適正数といえるかということになると、それは非常にむずかしい問題である。まず、その目標数の根拠をどこにおいてはじき出すかという問題に突き当たることになる。

日本のこれまでの医師養成というのは、欧米先進国に追いつけ、追い越せの姿勢で医師数を伸ばして来たに過ぎないのではないかと考えられる。基本的には、医師数は多ければ多いほどよいわけであるが、それが適正に配分されなく

てはならないということであろう。ところが現実としては医師が都市に過密になっているという状況がある。

医師数の適正数把握は困難であるが、しかし、教育という立場から学生を教育するにはどれくらいの学生数が適当であろうかということになると割合に容易に把握できるのではないかと考え、医学部長・病院長会議の検討委員会では今回アンケート調査を行った。本日、お手許に配付している資料がその集計である。

以上のような前置があったのち、この資料の内容について詳細な説明があった。

これについて次のような意見の交換があった。

- 教育の立場にある者として、このアンケート集計からはもう少し学生定員を減らすべきであるというように読みとることが出来るが、これをまたうまく利用されても困るように思う。
- 学生定員を減らすということによって、果して現在の医学の進歩に追いついた教育が出来るということになるであろうか。大学の医学部の現在の教育状態は、学部学生の教育のほかに大学院生の教育も担当し、また卒業後の研修も担当するという実情で、教官には非常に過重の負担になっている。そこで学部教育だけに絞って、その他の教育担当をすべて切り離せば、現在よりもっとカリキュラムを増しても消化できるのではなかろうか。
- 医学部の教育・研究の現状は、大学院生が教官を助けてくれているからこそ教育ができるのであって、これを現在の教官数だけでやれと言われても、とても行えるものではない。

- そのような事態を端的に物語っているのは、あの学園紛争のとき無給医の診療拒否に遭い、大学病院の機能が完全にストップしたことである。病院業務を現在の教官数で完全にやれと言われるのであれば、外来患者の診療の方はポツポツやるより仕方がないことであろう。このような状態であるから定員削減に対する関心度は病院では非常に高い。
- この集計で、大学院卒業者の教官になったパーセンテージが出ていたと思うが、これが大学院を設けた目的に果して沿っているかどうか、他との比較ではどのようなものだろうか。
- このデータでは、卒業生の約30%のものが教官になっているようである。これは医師やその他の職に就くものの数より多いということがデータで表われている。
いろいろの条件を考えると、やはり医学部の学生定員は80人程度がよいのではないかと考えられる。
- それに関連してのことであるが、国立大学医学部卒の国家試験合格率について過去3カ年のデータを調査したことがある。その調査によると、学生定員80人の大学では成績がよく、定員100人のところは大体平均的な成績であるが、120人のところは成績の良いところと大体平均並であるところと、悪いところの三種類に分かれている。そして、この成績の悪いものは全部120人定員の大学の学生である。これは3カ年間のデータ結果であるから割合正確であると考えてもよいのではないかと思う。
- 最近、医学部の非常勤講師の数は増加しつつあるのではなかろうか。
- 非常勤講師の数については、やはり定員の

枠というものがあるから、やたらに増やすというわけにはゆかない。

- 医学部の教官数については、例えば学生の定員数を減らすということになった場合でも、教官の定員数については減らすべきではないというように文部省では考えているが、それを裏づける論拠を明らかにしてほしい。
- 現在、医学部の学生定員を減らすべきであると言われていているが、その論拠は決して医師過剰論ばかりから出ているものではないようである。例えば事務的な問題とか、あるいは物的資源とか教官定員の問題等を併せて、このような結論になるということであろう。
- 医師過剰という問題を論ずるには、わが国の医療はどうあるべきかということをはっきりさせることが先決の問題であって、現状のままでは医師数が多いとか少ないとかは言えないのではなかろうか。

おおむね以上のような意見交換ののち次の議題に移った。

3. 医学部の体質改善の問題について

まず北尾医学教育課課長補佐より、今回の東京医科歯科大学の問題の経過ならびに最近における医学部長会議や附属病院長会議および病院を有する事務局長会議等での状況について説明があった。

これについて、次のような質疑や意見の交換があった。

- 新聞の論調を見ると、教官の選考や教官の兼業に問題があるのではないかというような意見が多いが、この点について文部省はどのように考えているのか。
- 医学部教官の兼業の問題であるが、週8時間以内の兼業であるなら問題はないはずである。
- 教官の兼業の問題は、学長の認可事項であって文部省へは、報告するだけでよい問題である。

このほか医師の国家試験の問題について若干意見の交換があり、本日の議事を終了した。

図書館特別委員会

日時 昭和58年11月15日(火) 13:30~15:30
場所 東京大学史料編纂所会議室
出席者 松山委員長
大川, 加藤, 裏田, 添田各委員
石田, 長沢, 東各専門委員

松山委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、松田委員(図書館情報大学長)の学長退任に伴う委員の補充について、同大学の町田貞(新)学長を委嘱したい旨の提案があり、これを承認した。

次に、配付資料「著作権の集中的処理に関する調査研究協力者会議中間まとめ——複写問題——について」に関し次のように報告があっ

た。

この「中間まとめ」は、去る6月文化庁から公表されたもので、関係各方面の意見をきいた上で最終的な提言をまとめるということで本協会にもこれに対する意見を求めてきた。本問題は、本委員会に最も関係が深いということから、その検討を委ねられたので、一部委員からの意見を参考に「今後の検討に際しては大学図

書館の現状を踏まえ、大学関係者の意見を徴しつつ十分慎重に取り扱ってもらいたい」旨の回答を、会長の了承を得たうえ去る9月5日に当委員会名をもって文化庁宛提出した。なお、これについては回答期限が切迫していたこともあり、事後承諾というかたちになるがよろしくご承認願いたい。

以上の報告があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

◎ 今後の大学図書館のあり方について

このことについて委員長より次のように述べられた。

当委員会では、学術情報センターの実動化等に伴う大学図書館の今後のあり方を当面の課題として検討を続けているが、小委員会では、学術情報センターの進捗状況に対する対応・対策等に関し、学術情報センターの行方を明確にしてもらってはどうかという意見があった。この点については、その後に関かれた小委員会(58.11.4)の際、文部省情報図書館課広田課長から当面の業務日程および内容等について説明を伺ったが、学術情報センターの見通しはまだ流動的だとのことであり、当分の間経過を見守りつつ対応策を検討することとした。

次に「昭和59年度国立大学図書館関係主要予算概算要求額事項別表」についてであるが、東京大学文献情報センターは、全国共同利用施設として、既に実質的な作業及び機種選定は終わっている。また、設置場所は旧教育大学の跡地及び建物で、来年1月頃には発足の予定である。それから、文部省では、昭和59年10月末を目標にソフトウェアの開発目途がつき、昭和60年4月から東京工業大学・名古屋大学・大阪大学を結び目録作成業務・文献所在情報のデータ

番号の蓄積業務を始めることになるということである。

電子計算機維持費は、昭和59年度は北海道大学・京都大学が計上されており、次は東北大学・東京大学という順が予定されている。

以上のような説明があったのち、次のような意見交換があった。

- 図書購入費は毎年減額されており、特に外国雑誌第1種予算が半減され、かつ部局予算も減額されているため、雑誌購入を中止せざるを得ないという状況にある。
- 地区センターの役割及び増設方針について伺いたい。
- 事務電算化のため13程度のセンターを作る計画だが、これは必ずしも学術情報センター側の計画に準拠してゆくとの方針は決まっていない。そこで当面は大型計算機センターを持ち、センターとしての可能性を有する大学へ手配するのが目標である。しかしその先は文部省の方では今のところ心積りはしないようである。
- 中国、四国方面も地区センター設置の計画があるようだが、学術情報センターとの関係はどのようになっているのか。
- センターが稼動すれば、少ない予算の端末設備で実質的な参画ができる状況になっている。
- 文献情報センターの準備状況からすれば、実際は地区センターでなく、各大学が直接電電公社のネットワークに加入すれば、文献情報センターのネットワークに連なると思う。電電公社のパケット通信網は、来年から電話網と連なるとのことだから、末端では市内電話で電話番号に入れることになる。

- 共同利用研究委員会では、地区センターについてはそれほど必要度はないのではないかとのお話もあったが、これについては共同で検討しようということになっている。その場合、地区センターの設置目的が明確になっていると説明しやすい。特に山口地方にはアジア、朝鮮関係の図書資料が沢山あり、これを利用する者は限られているが、これが地区センターに役立っているものと理解している。
- 文部省予算書には、地区センターとあるが、これは文献情報のノウハウを蓄積するためのものである。現在の計画目標どおりにゆけば、昭和60年4月には新規購入の図書雑誌の目録作成業務はどここの大学でも端末機で処理できる。

ついで委員長から、今後親委員会・小委員会でのどのような取り決めをするか検討願いたい旨の発言があり、これについて次のような意見が交わされた。

- 図書館長が評議員を併任している現状を、某大学では詳細に調査し、必要があれば資料を提供してもよいとの申し出があった。この件は大学独自の専決事項であるが、全国国立大学で7割程度が評議員を併任しているということである。
- 学術情報センターが稼動した場合、ハードウェア側もさることながら、ソフトウェア側のスタッフの問題も考慮する必要がある。これについては、例えば、図書館職員の弾力的運用を全国的に考え、研究員という形で派遣することも可能ではないか。このスタッフ派遣のことについて伺いたい。
- 私達が文部省・行政管理庁等へ陳情に行ってもガードはなかなか硬い。しかし、文部省

はできる限りの努力はしているようである。結局システムが動き出すには、中央組織ばかり肥大化することよりも、末端機関がシステムに乗って仕事ができるような要員を確保することが先決である。そのためには旅費・滞在費等を校費払いにし、研修・訓練を兼ねた出向の形を取れないものかどうかということも関係官庁へ申し入れてある。各大学では定員削減の折でもあり、職員1名を派遣することは大変な負担であろうが、情報処理のベテランを配置しておかないとシステムは円滑に運営できないと思う。

- 端末機40台が文献情報センターに入ることになっているが、その内30台は研修生の講習に使用できる。
- 研修を早めにやってもらおうと、各大学とも大変助かる。
- 長期研修は図書館情報大学でやっている。
- 学術情報センターが発足しても、人文社会学系にとっては、バックナンバーのことや、古い文献の必要性などからして、当面はあまり利用できないので、果して将来どれほどのメリットがあるかを疑問視する向きもある。いずれ、人文社会学系関係にどの程度のメリットがあるか、どのような対応をなすべきかなどについて検討する必要がある。
- 米国では最近システム化が整備されたため、雑誌等の購入を中止して外部から借りることにしているが、借用率が多くなったためそれに要する手間やコピー料金等が嵩み、ある程度のは自分で購入する方が有利だということがわかり、価格のバランスの点から再検討しているとのことである。わが国でも一度はこのような障害を乗り越えなければならないであろうが、目的の雑誌類の所在がわ

かっている、取り寄せるには時間と労力と費用がかかり、従って総体的なバランスを考えると手元にあった方が安上りということになる。このへんのことは実施後に起こる問題であろう。

- インプット量が多くなるとデータベースは豊富になるが、一方、ある項目ではデータが出過ぎて、どれを選択し、どれが自分に役立つものかを更に選択する必要があるのではないかということがある。
- 確かに人文社会学系に問題点がある。米国やカナダで900以上の図書館の目録を一本にまとめたものがあるが、タイトル数が多く、もつ版が変わったり、一つの著作を数か国語に翻訳したりで相当な文献になっている。しかし、目的が明確な場合には、コンピュータを利用すれば特定なもの（例えば何年度版か、翻訳者は誰かなど）については絞りがやすい。このことは人文社会学系にとって現在メリットは無くても、このような形でデータベースが蓄積されると相当威力が発揮されるのではなからうか。
- 学術情報センターができて、ここにはオリジナルな論文・文献は置かないことになっているが、何処かでこの作業をやる必要がある。雑誌センター等の供給機関を大学に置くようだが、大学側は予算が少なく悩んでいる。

ここで、委員長から、次のような発言があった。

昭和59年度予算は相当厳しい状況下にあるので、ある程度この予算内容が明確になった時点で、昭和60年度にスタートする学術情報システムがどのような状況であるかを、委員会で勉強

かたがた練り直し、PR方策などを検討したいと思う。当面は学術情報センターの進捗状況に依じて、各大学ができるだけ早く予算措置を講ずる必要があるが、その際当委員会としては各大学に何らかの助言を与えることができればと考えている。

以上の発言があったのち、さらに次のような意見交換があった。

- さしあたりセンターにどのようなビジョンがあるのか判らないので、不安感がある。
- 図書館事務部長会議では、新しいシステムは今後の図書館の方向であると期待しているが、センター側がどのように対応してゆくのか、またどのように考えているのか、そのイメージが鮮明にならないと対応の仕様がなとのことであった。従ってセンター側も、少しでもよいから解ったこと、決まったことについて情報を流してもらいたい。
- センターの位置付けについては、いろいろな考え方がある。現場の若手職員は、これを研究機関であると考え、サービス機関ではないと受け取っている。つまり、サービス機関の前段階の国際的システムを創る機関だとの認識である。現在は人員も少ないので基礎的開発機関と捉えている。
- 今直ちに業務をやらなくてよいが、今後どのような業務を、どのような形でやるか判ればそれに対応することができる。例えば端末機を入れるにしても、どんな端末機を入れるかが判るとよいと思う。
- 現状は各方面から集まってくる資料を分け合って勉強している段階である。もう少し明確になることを希望する。
- 学術情報センターは、入試センター程度の規模が望ましいが、それにはまずビジョンを

作の必要がある。そのようになれば図書館側及び文科系の先生側の関心を惹くことになろう。将来は国公立の全大学が利用することになるが、当分は研究開発機関の様相を持つことになろう。

- 学術審議会からの中間報告「学術研究体制の改善のための基本的施策」によれば、学術研究の重点的推進と、基礎となる研究基盤の整備との調和という大題目の中で、学術情報処理量の増大化・多様化に伴う対応の必要性につき、全国的・総合的な学術情報システムの確立が重要な意義をもっているなどが述べられているが、これについての推進方を願いたい。

- 次回には、大学の開放に関連して地域住民との関係・経済的な問題・第3セクター方式の問題等複雑困難な諸問題について検討してはどうか。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、最後に委員長から次のように述べられた。

今回は今後どのような形で論議を進めてゆけばよいかを討議したいと思う。なお、その時期は、次年度予算の内容が明らかになった時点で開催する予定である。

以上をもって本日の会議を終了した。

教員養成制度特別委員会

日 時 昭和58年10月25日(火) 13:30~15:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 井沢委員長

岩下, 伊藤, 田浦, 小林, 後藤, 岡本各委員

山田専門委員

井沢委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 委員の補充について

このことについて委員長より次のように述べられた。

本日午前中に開催された小委員会で検討した結果、現在欠員となっている委員の後任として石井久北海道教育大学長、丸井文男愛知教育大学長、池田芳次和歌山大学長、川端博京都教育大学長、坂上英愛媛大学長、前田嘉明鳴門教育大学長、釘宮保雄大分大学長の7人の学長に委員を委嘱してはどうか、という案がまとめられたがいかがであろうか。

以上の委員長からの委員補充の提案について

異議なく了承し、この件について明日開催の理事会に諮ることとなった。

2. 大学における教員養成の問題に関する報告書のまとめについて

初めに委員長より次のように述べられた。

午前中の小委員会で、アンケート実施により各大学から寄せられた意見の取扱いについて協議した結果、まず報告書(案)の取扱いについては、アンケートを集計した結果、賛成・反対等いろいろの回答があり、これらの意見を本報告書にどのように反映させるかは引続き検討することにしてはどうか、ただしアンケートの集計結果は各大学でも知りたいであろうから、集計結果は早急に取りまとめ、理事会および総会の

了承を得て各大学に報告したらどうか、という結論となった。これについてご意見を伺いたい。

続いて、アンケート回答の件に関連して、福島大学長より次のような提案があった。

私の大学では、アンケート回答に当たり全学的委員会を編成し、この問題を検討した。その際、現在審議中の教養審の免許制度改革との関連でその対案を示すということではないが、国大協として教員養成の理念、その基本的考え方を示して教養審に要望してほしい旨の意見があったのでよろしくおねがいしたい。

このことについて概ね次のような意見の交換があった。

- この報告書(案)は、教養審で免許制度改革の問題が審議される以前より検討してきたもので、案の取りまとめの最終段階で教養審諮問が出されたため、案の中で免許制度改革の一つの方向を述べたこともあり、諮問で取り上げられた事柄を中心にアンケートを作成し各大学に回答を依頼した。しかし、アンケート集計の結果をみると、賛成・反対等種々意見の分かれたものもあり、国大協としての統一意見とならないものもある。午前中の小委員会でも、このことについて意見が出て、要望書の提出および要望内容について親委員会で審議ねがうということになった。
- 本日配付の各委員のアンケート取りまとめは、表記方法等不統一で整理の必要があるので、これを明日開催の理事会に提出するわけにはいかない。それで理事会では、アンケート集計の結果を、若干例を引用しながら概略説明し、この集計結果を参考資料として添付し要望書を提出したいということで、理事会

の了承を得たらいかがであろうか。なお、アンケートの集計結果は各大学の回答を集約したものであるため、これ自体については理事会で特に問題となることはないであろう。

- 要望する内容のことだが、特に問題と思われる事項については、それを明記するという方法で提出ねがえればと考える。
- 先程の説明にもあったとおり、国大協としての統一見解を示すことが出来ない事項もあり、また集計結果が各大学の意向を集約したもので、その中には要望等も含まれているので、教養審に対しては、これを参考に慎重に検討ねがいたいということで、これを添付して要望書を提出したらどうであろうか。
- そのような形にするなら、要望書自体は簡潔な文章でよいであろう。そしてこれを理事会に提出して了承を得ることにはどうか。

概ね以上のような意見交換ののち、要望書の提出について委員長より次のような提言があり、了承された。

アンケートの集計結果は各委員に若干整理ねがう必要もあり明日開催の理事会には提出できないが、その席上概略を説明して了承を得ることにしたい。また、要望書の提出の件は、アンケートの集計結果を添付し、これを参考に慎重に審議ねがいたい旨の簡潔な文章の要望書を教養審に提出したいということで理事会に諮りたい。なお、アンケートの集計結果の各大学への報告及び要望書の提出は、11月の国大協総会の議を経た上で出すことにしたい。また本報告書の作成は各大学の意見を反映させるべく継続して検討をするということで了承を得たい。

続いて、委員長より報告書(案)の今後の取りまとめについて諮られ、概ね次のような意見の交換があった。

- 前回の報告書の時と同様、議論の沸騰している問題は「あとがき」として一括してまとめるというのも一つの方法である。
- アンケートの設問5「その他の意見について」で、第1部と第2部の不整合等、いろいろな角度からの指摘があった。仮に時間をかけて補正できるのであれば、思い切って全体を見直して整理することも考えられよう。
- その場合、教養審との関連で、仮に免許制度が変わってしまうと難しい問題が生じてこよう。それを無視して見直すというわけにはいかない。新しい事態に対応するという問題が生じよう。
- 基本的には、各大学からの回答をもとに、修正する方向での検討を継続して行い、実際に教養審の諮問に具体的にどう対応するかは来年の春以降のことになるのではなからうか。
- 報告書(案)は大幅に書きかえる方向でなく、何らかの形で無理なく手を入れられるところは修正をし、またアンケートの集計結果も添付し、この時点での一つのまとめとして報告することにはどうか。そして、免許制度の改革に伴う問題については、その問題の生じた段階であらためて検討したらどうか。
- 今回の案では、文章が不十分で疑問や誤解を招いた箇所もあるが、これについては当委員会の考え方を補足説明することは可能である。しかし、物の考え方や立場の相違から生じた批判的意見もあるわけで、それらの意見についてはどのように対処したらよいのであ

らうか。例えば、具体的に「専門性の表示」の箇所というと、詳しく専門性の表示をする」と採用されにくくなるという指摘がある、しかし一方で、出来るだけ専門性のきちんとした教師を養成してほしいという要望もある。高校でも中学でもよいが、それに対応した専門性を持った者を養成するという立場をとれば当然採用時は厳しくなろう。当委員会としてはどちらかの立場をとらざるを得ない。その際、当委員会として専門性の表示をきちんとした方がよいという立場をとるか、とらないかによって修正の仕方も異なってくることになる。

また、物の考え方にしても筋道があるので、部分的に取り入れることは困難である。確かに説明不十分の箇所は補足しなくてはならないが、物の考え方の違いについては、批判的意見があったという形でその紹介は出来るが、それに答えるのは難しいし、答えようとすると反論になってしまう。これは、国大協の報告書という性質からみてどのように取扱ったらよいのか。

- 基本的には、案の文章は極力生かし、説明不足で誤解の生じている箇所は補足説明し分かり易くする、また物の考え方の相違等については、反論という形でなく、こういう立場のこういう考え方があるという形で記載するのが適当であろう。なお、著しく批判を受けているものについては見直すことも含め検討する必要がある。
- アンケート回答の処理についてであるが、私の分担した「現行免許制度改正の諸案について」のところ、教養審諮問に対する国大協としての意見表明・態度表明を要望した回答があった。これは最後の設問の中で処理ね

がいたい。

概ね以上のような意見交換ののち、委員長より次のように述べられ、本日の協議を終了した。

各大学からの意見は、本報告書にどう反映させるか、今後継続して検討を進め、一応来年度の総会を目途に本報告書を取りまとめたい。また免許制度改革の問題は、今後の推移を見守りつつ検討を重ねることにした。

教員養成制度特別委員会

日 時 昭和58年12月5日(月) 14:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 井沢委員長

石井、岩下、伊藤、須甲、椎名、阿部、丸井、
田浦、池田、川端、坂上、釘宮、岡本各委員
山田専門委員

井沢委員長主宰のもとに開会。
議事に入るに先立ち委員長より、新たに委員に就任された次の各委員の紹介があった。

石井 久委員(北海道教育大学長)

丸井 文男委員(愛知教育大学長)

池田 芳次委員(和歌山大学長)

川端 博委員(京都教育大学長)

前田 嘉明委員(鳴門教育大学長)

坂上 英委員(愛媛大学長)

釘宮 保雄委員(大分大学長)

〔議 事〕

1. 今後の検討課題について

初めに委員長より次のように述べられた。
本日は、当委員会が今後取り組むべき課題についてご協議いただくわけであるが、その前に本委員会がこれまでに行ってきた審議の経過について概略ご説明したい。

本委員会では一昨年4月以降、教員免許制度・資格制度を中心とした「大学における教員養成——教員養成制度充実のための課題——」についての調査研究を進めてきた。そして去る6月総会の際にこの報告書(案)を提出し、これを各大学に送付して意見を求めたうえ最終報告を

まとめることのできた。それで早速、この報告書(案)の中で一番問題となると思われる免許制度のことを取り扱った第二章の箇所について、問題点と思われるところを指摘しながら各大学へアンケート調査を行った。

それに対する各大学からの回答が9月中旬に集まったので、その集計を行って、それを過般の11月総会に提出した。それと同時に、この資料を、当時教員免許制度・教員養成制度等についての答申をまとめつつある教育職員養成審議会(以下「教養審」という。)にも提出し、審議の参考に資せられるよう要望した。

先にも述べたように、この調査研究は教員養成の基本的考え方を究明する目的で2年ほど前から検討を始めたものであるが、この報告書(案)がまとまる時点で、たまたま教養審への諮問が行われ、先般(11.22)これの答申が出されるという仕儀となった。この答申の内容と本委員会の報告書(案)の考え方には若干のずれがあり、また各大学からこの報告書(案)に対する意見にも賛成と批判があるので、この報告書(案)の最終まとめをどのようにするかということが、一つの問題である。

それといま一つは、今度出された教養審の答

申には実施上の問題点もあるようなので、その問題点を整理し検討する必要もあると思われる。それで今日は、以上の2点についてご協議いただきたいと思う。

以上の経過報告があったのち、協議に入った。

(1) 報告書のまとめについて

このことについて岩下委員より、この報告書(案)を作成するに至った経過と、この報告書(案)についてのアンケート結果及び教養審の答申を踏まえての最終報告のまとめ方について、小委員会の意見を踏まえ次のように説明があった。

今回の報告書(案)は、本委員会が先に(55年11月)発表した「大学における教員養成——一般大学・学部と大学院の現状と問題点——」という報告書を作成した際に、各大学から、教員免許の問題について更に検討すべきであるとの意見があったので、その問題を煮つめるため、56年4月以来2年に亘って小委員会を中心に教員免許制度・資格制度の問題について見直しの検討をすすめて取りまとめたものである。ところが、この報告書(案)がまとまる段階で、たまたま教養審から、教員免許制度・教員養成制度等の改正の答申が出されるような情勢となった。これは、当委員会がこの報告書(案)について各大学にアンケート調査をしようとしていた矢先のことであり、このアンケート調査をどのように行ったらよいか少し迷ったのであるが、当委員会としては教養審の答申を横目に見ながら既定方針に従ってアンケート調査を実施した。このアンケート調査の結果については、過般の11月総会の際に委員長より報告したとおりである。

一方、教養審の方では答申案がまとめられたが、その中身についてわれわれの考えと若干のずれがある。例えば免許状の種類とか免許基準の引上げとかについて見解の相違がみられる。それで、今回のアンケート結果にみられる大学側の意見を審議の参考にして貰うため、これを教養審に提出した。

今日までの経過は概ね以上のようなことであるが、この報告書の最終まとめを行うに当たっては上述の事情等を勘案し、去る6月総会の際に提出した報告書(案)を本文として、その末尾に、今回のアンケート調査による各大学からの意見を付け加えるというかたちで報告書としてまとめることにしてはどうかと考えている。そうして本文のところも、修正すべきところについてはこれを修正して国大協がこれまで検討してきた「大学における教員養成」についての考え方に一応の締め括りをしたいと考えている。また、この報告書のまとめが、たまたま教養審の答申とぶつかったことからくる誤解を解くための補足を付加することも必要かと考える。

なお、教養審の答申については、改めてこれを慎重に検討し、問題点をはっきりと整理して要望書を提出することにしてはどうかと考えている。

以上のような説明があったのち、委員長より次のような提言があり、了承された。

報告書のまとめについては、只今の岩下委員の説明のとおり、今回のアンケート結果を加え、補充すべき点は補充して取りまとめ、国大協としての「大学における教員養成の問題」の調査研究の締め括りをしたいと思う。なお、今般の教養審の答申に関わることは、この報告書とは切り離して別途にその対応を考えることに

したい。

(2) 教養審の答申について

このことについて委員長より次のように述べられた。

今回教養審より、お手許に配付してある資料のとおり答申が出されたが、これについては、教員養成にたずさわる大学としては実施上のいろいろな問題点があるものと思われる。そこで、まずそれらの問題点を整理し検討して、文部当局に対し、疑問な点を質すとか、希望意見を述べるなどの対応が必要であると思うがいかがであろうか。

これについて次のような意見の交換があった。

○ 教養審の中でも、この案についてはいろいろな議論があったが、結果としてはこのような形でまとまった。しかし、これにはかなり無理な点があり、従って実施される段階になると、いろいろな問題が起こることであろうと予想される。

そこで、現実に答申が出されたのであるから、できるだけこれに合わせていかなければならないと思うが、これに伴う実施上の問題点の指摘は、国大協としてもはっきりしておくべきであり、今後その運営の中で改善すべきところは修正してもらうべきであると思う。

教養審でも、この答申では教員養成制度の外側の枠組だけをこしらえたものであり、その中身についてはこれから専門委員会を設けて検討に入るといった状況である。

○ 省令として具体化する際いろいろな問題があるので、専門委員会で検討する時、国大協と

して一応このような問題点があるということを指摘し、要望として提言しておくべきであろう。

○ この答申が、そのとおりに実施されるというのであれば、当然行財政措置の裏付けがなければ無理であると思う。ところが、この答申の中ではそのようなことについて何も触れていない。

○ 法律で形だけは整うが、大学では形式よりも中身の方が重要である。実質をよくするためには行財政の裏づけが必要である。

○ 答申に対する要望をどのような形にするかということ先程の小委員会でも議論したが、そこでは、行財政措置の問題と同時に、良い教師の資質というものが、果たしてこの答申の考え方で達成できるかという原理的な問題も論じられた。

○ 教養審の委員の多くは一般大学・学部の教官であるため、議論の主となるところは大学・学部の教員養成の問題であり、初等教育の問題はあまり突っ込んだ議論にはならなかった。しかし、教員養成という全体からみれば、初等教育の問題も決して軽んぜられてよい問題ではない。小学校や中学校の校長会議などでは、教科の指導ということよりも教官の資質ということが盛んに論ぜられている。一方、高等学校の校長会議などでは、小・中学校とは意見が少し違っていて、やはり教師としては教科が強くなくては困るという意見のようである。このようなことから、理想的な改正ということになり得るためには、ただ単に免許制度のことだけを手直しするのではなく、現在の教育制度全体を見直して考える必要があると思われる。

○ 免許制度の改正で一番問題になるところ

は、今まで一番議論の少なかった小学校教員のところにあるのではないかと思われる。特にこの答申の中の免許基準では、教育系大学の現状では複数の免許状が取りにくくなるという点と、単位取得が200単位以上の要求となり学生に負担が過重となるという点に問題がある。

これには、単位の読み替えの問題も出てくるようであるが、それも含めて小学校教員の基準のところはもう少しきちんとすべきであると思う。

- 教育系大学の卒業生が就職する場合、現在の状況では、小学校教員の免許状だけでは心細く中学校教員の免許状も取っておく方が安心のようである。ところが、このように複数の免許状を取るには、180単位以上の単位を取得しなければならないことになる。
- 今度のような改正基準では、よほどの読み

替えをやらなければ複数の免許状を取るということは困難である。しかし、単位の読み替えを多くやればやるほどその中身は薄っぺらとなって形骸化してくる結果となる。このように、実際の問題のところ今度の改正案には問題がある。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のように述べられた。

本日は、教養審の答申についていろいろご意見をいただいたが、国大協としてこの答申に対し、この際何か意見を申し述べておくべきであると思う。それで、この問題について更に小委員会において本日の意見などを踏まえながらよく検討して、一応の要望案をまとめたうえ改めてご審議を願うことにしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第73回総会国立大学協会事業報告

(注) 第72回総会より今総会前まで

1. 諸 会 合 (67回)

(1) 第72回総会

58. 6. 21 (火) 第1日
6. 22 (水) 第2日

(2) 事務連絡会議

58. 6. 23 (木) 幹事会
6. 24 (金) 第39回事務連絡会議

(3) 理 事 会

58. 6. 21 (火)
10. 26 (水)

(4) 常置委員会 (35回)

1) 第1常置委員会 (大学の組織・制度, 研究・教育体制)

(主要審議事項) 第2臨調における「国立大学の学部等の再編整理」の指摘を契機として、国大協の自主的立場から「国立大学のあり方」について検討することになり、本年1月「大学のあり方の検討小委員会」が設置され、その後メンバーを拡充して4月より本格的な検討に入り、今日まで6回の審議を重ね問題点の集約を行っている。

その間、親委員会を3回に亘り開催し、小委員会の審議経過の報告を受けてその内容について討議するとともに今後の進め方について協議した。

そのほか、第2次ベビーブームによる学生数の変動の対応の問題、放送大学の設置に伴う国立大学との関わりの問題等について審議した。

(委員会開催状況)

58. 6. 22 (水) 常置委員会
7. 20 (水) 小委員会
9. 9 (金) 小委員会
10. 3 (月) 小委員会
10. 17 (月) 常置委員会
11. 1 (火) 小委員会

2) 第2常置委員会(学科課程, 入学試験等)

(主要審議事項) 昭和54年12月以降検討を続けてきた「高等学校学習指導要領改訂に伴う昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等」に関する“最終まとめ”を昨年11月総会に提出した以後, これに関連する「出題範囲」および「旧課程による高校卒業者の経過措置」等の問題について検討し, 本年6月をもってその作業が一段落した。

一方, これと並行して, 本年1月より, 共通入試制度の改善方策について, 主として「試験実施期日の繰り下げ」「自己採点方式の見直し」「試験科目数の軽減」「推薦入学の枠の拡大」「2次募集の拡大」等の諸問題について検討を続け, そのうち「試験期日の繰り下げ」を優先課題としてその改善構想の取りまとめを行った。

そのほか, 昭和59年度の共通第1次学力試験の実施方法について検討を行い, また「国立大学入学者選抜に係る資料の交流及び公開に関するガイドライン試案」(原案は入研協作成)をとりまとめて, これに対する意見について各国立大学に照会を行った。

(委員会開催状況)

58. 6. 22 (水)	常置委員会
7. 11 (月)	打合せ会
9. 27 (火)	打合せ会
9. 27 (火)	拡大小委員会
10. 6 (木)	常置委員会
10. 13 (木)	打合せ会
11. 14 (月)	打合せ会
11. 15 (火)	常置委員会

3) 第3常置委員会(学生の厚生補導)

(主要審議事項) 昨年11月総会において, 常置委員会の組織替えが決定され, 本年6月総会を機に従来の第3常置委員会(「学生の補導」の問題を担当)と第4常置委員会(「学生の厚生」の問題を担当)が合併され, 新第3常置委員会(「学生の厚生補導」の問題を担当)が設置されることになったので, その直前に, これまで本委員会が審議してきた問題を整理し, 重点事項を絞って今後の検討課題を設定し, これを新委員会に申し送ることにした。

その重点事項として「学生の生活指導・相談について」と「育英奨学制度について」の二つの検討課題が取り上げられたが, たまたま文部省の「育英奨学事業に関する調査研究会」の“今後における育英奨学事業の在り方について”の報告(58.6.28)が出されたこともあり, この育英奨学の問題を先議することとし, “報告”の内容を検討してこれに対する意見と要望を取りまとめ, これを10月5日に文部大臣宛提出した。

次に, 最近問題化してきた“大学生の無気力化”への対応として取り上げられた「学生の生活指導・相談」の課題については, 大学における教育指導のあり方全般に関わる問題でも

あり、この問題に取り組む前提として「大学における厚生補導の在り方」の問題から検討を始めることにした。

また、勤労学生控除制度の廃止の方針を税制調査会の中間報告が示していることに對し、これの存続と改善を求める要望書を作成し、関係方面に提出することになっている。

一方、大学卒業予定者のための就職事務の開始時期等の問題（いわゆる「就職協定」の問題）に關し、この「協定」の維持・遵守の徹底を図るため、就職問題懇談会（国公立大学・高専11団体で構成）と連携をとりつつ検討を行った。

（委員会開催状況）

58. 6. 22（水）	常置委員会
7. 7（木）	常置委員会
8. 12（金）	小委員会
9. 16（金）	小委員会
9. 16（金）	常置委員会
11. 8（火）	常置委員会

4) 第4常置委員会（教職員の待遇改善）

（主要審議事項）本委員会は、本年6月、旧第4常置委員会（「学生の厚生」の問題を担当）が第3常置委員会と合併されて空席になったあとに、第6常置委員会（「大学財政」の問題を担当）の担当事項の中の「教職員の待遇改善」の問題を専門に検討する委員会として新たに設置された。

新委員会として独立するに際し、今後の審議事項として「国立大学教官の待遇改善」「助手の待遇改善」「研究技術専門官制度の創設」「国立大学事務職員の待遇改善」「教官のサバティカルイヤーの導入」等の諸問題が取り上げられたが、当面の課題として、例年関係方面に提出している「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を取りまとめることとし、去る6月総会の承認を経て、6月29日にこれを文部大臣及び人事院総裁に提出した。

また、国家公務員の給与に関する人事院勧告が、昨年度の実施見送りに引続き本年度の勧告もその完全実施が危ぶまれる状況にあるのに鑑み、これの完全実施を要望することとし、その要望書を作成して10月4日に関係各省庁宛これを提出した。

そのほか、人事院が60年度実施を用途に進めている国家公務員の給与ならびに処遇の見直し策定の機に、本委員会が予てから推進を図ってきた「研究技術専門官制度」の趣旨が取り入れられるよう折衝を重ねた。

（委員会開催状況）

58. 6. 22（水）	常置委員会
7. 18（月）	小委員会
8. 29（月）	小委員会

9. 21 (水) 常置委員会
11. 7 (月) 小委員会

5) 第5常置委員会(大学間の協力)

(主要審議事項) 国際交流の活発化に伴い本委員会として関係する事項も多岐となったが、当面の重要課題として、最近頃に社会的関心が高まってきた留学生問題を取り上げることとし、これの本格的検討を行うため「留学生問題検討小委員会」を設置し、10月より活動を開始した。

また、例年実施している外国学長の招致について、本年度はニュージーランドより2名の学長を11月下旬に招待する計画で、目下その具体的準備を進めている。

さらに、文部省からの申し入れを受けて、外国人教師・講師及び在外研究員制度の弾力化の問題について検討を行った。

なお、これまで検討を続けてきた「国内大学間の交流」及び「海外の特定大学との国際学術交流」の問題も引続き検討を行うことにしている。

(委員会開催状況)

58. 6. 22 (水) 常置委員会
8. 2 (火) 打合せ会
9. 8 (木) 常置委員会
10. 17 (月) 小委員会
11. 15 (火) 常置委員会
11. 15 (火) 小委員会

6) 第6常置委員会(大学財政、学費問題)

(主要審議事項) 本委員会は従来、大学財政に関連して予算問題のほか、定員問題、教職員の待遇改善問題、学費問題等を担当してきたが、本年6月の委員会の改組により、教職員の待遇改善問題は第4常置委員会の担当事項となり、専ら大学財政に関する問題を取り扱うことになった。

この改組に際し、当面の検討課題として、特別会計制度のあり方、授業料問題、文科系学部の研究費の問題、若手研究者の活性化の問題、定員削減の対応等の諸問題を取り上げることとし、差し当たって、値上げの動きがある国立大学の授業料問題を重点事項として取り上げることとした。

そのほか、昭和59年度概算要求について文部省側より説明をきき、意見交換を行った。また、技能・労務職員等の補充問題について協議した。

(委員会開催状況)

58. 6. 22 (水) 常置委員会

- 8.17 (水) 小委員会
- 10. 3 (月) 常置委員会
- 11.14 (月) 小委員会

(5) 特別委員会 (19回)

1) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 学術審議会の「今後における学術情報システムの在り方について」の答申 (55.1) をうけて「学術情報センター」の設置が進行中であるが、同センターの実動化に伴う大学図書館の対応について討議し、今後の図書館のあり方について総合的なビジョンを確立することを当面の課題として、小委員会においてその詰めの作業を行っている。

また、文化庁より「著作権の集中的処理に関する調査研究協力者会議」の“中間まとめ”に対する意見を求められたので、これに対する意見をまとめて9月5日にこれを提出した。

(委員会開催状況)

- 58. 7.21 (木) 小委員会
- 11. 4 (金) 小委員会
- 11.15 (火) 特別委員会

2) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 一昨年4月以降検討を続けてきた教員免許制度・資格制度を中心とした「大学における教員養成——教員養成制度充実のための課題——」の調査研究の中間報告がまとまったので、これを去る6月総会に報告したのち、各国立大学に送付してこれに対する意見を求めた。この回答を基に更に検討を行い、来年6月総会に最終報告を提出する予定としているが、今回の回答結果をまとめた資料を、目下「教員養成及び免許制度の改善」を審議中の教育職員養成審議会に提出し、これを参考に慎重審議されるよう要望することになっている。

(委員会開催状況)

- 58. 6.23 (木) 特別委員会
- 9.13 (火) 打合せ
- 10. 4 (火) 小委員会
- 10.25 (火) 小委員会
- 10.25 (火) 特別委員会

3) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) 前回まとめ調査報告書「——アンケート調査結果を中心とした——教養課程教育の実状」(55.11) の中に提起されている問題をさらに検討して、教養課程のあり

方について一定の方向づけをするべく審議を行っている。

その検討の資とするため、「教養課程に関するアンケート調査」（本特別委員会委員が所属する大学に対して行い、当該校の卒業生を対象とする個人調査）を計画し、近く実施する予定である。

一方、これと並行して、教養課程についての検討を進めることにしている。

（委員会開催状況）

58.10.7（金）	小委員会
10.12（水）	打合せ会
10.25（火）	特別委員会
11.8（火）	打合せ会

4) 医学教育に関する特別委員会

（主要審議事項） 第2臨調の第2部会の指摘事項の中にある「国立大学の学部等の再編整理」の問題に関連し、いわゆる“医師過剰”の問題とも合せて、国立大学の医学部のあり方について掘り下げた検討を行っている。

また、厚生省において進めている「医師国家試験の改善」の問題、大学附属病院の診療費のあり方の問題についても審議した。

（委員会開催状況）

58.10.12（水）	特別委員会
-------------	-------

5) 大学院問題特別委員会

（主要審議事項） 本委員会は、昨年11月に「大学格差問題特別委員会」を改組して、大学院の拡充整備の問題を中心に審議する委員会として新たにスタートすることになった。爾後、大学院の組織等の問題について、文部省関係官、「大学院問題調査研究会議」関係者とも連携をとりつつ審議を進めている。また、いわゆる旧設大学の大学院における独自の問題について別個に検討を始めることにし、そのため小委員会を設置することとした。

（委員会開催状況）

58.7.7（木）	連絡懇談会
9.5（月）	特別委員会
11.15（火）	特別委員会

6) 入試改善特別委員会

（主要審議事項） 大学入試の問題については、第2常置委員会で当面の諸問題について審議を行っているが、最近共通入試についての世間の批判が高まってきたので、これへの対応のため、この入試方法を根本より再検討して問題の所在を明らかにするとともに、適切な

大学入試のあり方について検討する審議機関を新たに設けることになった。

この方針に基づき本特別委員会が設置され、第2常置委員会との連携の下に審議を進め、2～3年後を目途に検討結果をまとめることになった。

本特別委員会は7月中旬に第1回の会合を開いたのち3回の審議を行い、問題点を絞りつつ検討を進めている。

(委員会開催状況)

- 58. 7. 12 (火) 特別委員会
- 9. 28 (水) 特別委員会
- 11. 1 (火) 特別委員会

(6) 特別会計制度協議会 (1回)

(主要審議事項) 文部省と国大協との間で国立大学の予算問題について協議するために設けられた本協議会を10月中旬に開催し、「懇談会」の形式で、来年度の概算要求に関する事項のほか、当面の諸問題(昭和61年度以降の高等教育の計画的整備、大学入試の改善、大学院の改善充実、教員養成と免許制度の改善、留学生問題、学術審議会の審議状況等)について文部省側より説明をきき、意見交換を行った。

(協議会開催状況)

- 58. 10. 17 (月) 懇談会

(7) その他の諸会合 (6回)

- 58. 6. 21 (火) 就職協定遵守委員会
- 7. 25 (月) 就職協定遵守委員会
- 10. 5 (水) オランダ学長団との懇談会
- 10. 11 (火) 入試問題についての懇談会
- 10. 20 (木) 日教組大学部との会見
- 11. 9 (水) 国公立大学入試問題連絡協議委員会

2. 要望書その他の諸活動 (8件)

対外的諸活動

- 58. 6. 29 去る6月総会において決議された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を文部大臣及び人事院総裁に提出した。
- 58. 10. 4 昨年度の人事院勧告の実施見送りに引続き、本年度の勧告もその完全実施が危ぶまれる状況にあるのに鑑み、人事院勧告制度の本旨からこれらの完全実施を行われたい旨の要望書を作成し、これを文部大臣はじめ総理府総務長官、行政管理庁長官、大蔵大臣、労働大臣、人事院総裁あてそれぞれ提出した。

58.10.5 第2臨調の答申において育英奨学事業の見直しが提言されたのを受けて、文部省の「育英奨学事業に関する調査研究会」が“今後における育英奨学事業の在り方について”の報告をまとめたので、同報告に対する意見と要望を取りまとめ、これを文部大臣に提出した。

●各国立大学への意見照会等

58.6.21 教員養成制度特別委員会では、予て審議中の「大学における教員養成——教員養成制度充実のための課題——」についての「中間報告」がまとまったので、これに対する意見を徴するため、各国立大学長に対し委員長よりこの旨依頼した。

58.6.22 第2常置委員会では、「国立大学入学者選抜に係る資料の交流及び公開に関するガイドライン試案」（原案は国立大学入学者選抜研究連絡協議会が作成）がまとまったので、これに対する意見を徴するため、各国立大学長に対し委員長よりこの旨依頼した。

●資料・連絡強化等

58.6.30 去る6月総会において決議された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を文部大臣及び人事院総裁に提出したことに関し、事務局長名をもって各国立大学長あて報告した。

58.10.7 人事院勧告の完全実施を求める要望書を関係方面に提出したこと、及び育英奨学事業の改善と充実に関する要望書を文部大臣あて提出したことに関し、会長名をもって各国立大学長あて報告した。

58.10.14 第2常置委員会では、各国立大学が「昭和60年度以降の大学入試」について検討する際の参考に資するため「新学習指導要領による高等学校教科書」の斡旋を行うことにした旨、委員長名をもって各国立大学長あて通知した。

3. 要望書の受理

受付日	提出団体等	要望事項	関係委員会
6.17	日教組・日高教	共通1次及び2次試験の抜本的改善について	第2常置総会
6.21	日教組大学部	総会宛要望書	総会
7.6	全国大学院生協議会	育英奨学金制度、大学・大学院の整備、研究者養成等	第3・第6常置大学院特別委
7.14	国立11大学経済学部・経営学部長会議	社会科学の研究と教育に関する振興策について	第1常置図書館特別委
7.14	金沢大学経済学部教授会	国立大学教官等の待遇改善について	第4常置
7.14	第33回国立大学工学学部長会議	予算の増額、大学院博士課程の設置促進等	第1・第6常置大学院特別委

7. 14	国立農水産関係大学学部長協議会	学生実地指導旅費の増額，附属農場・演習林に関する要望	第1・第4・第6各常置
7. 19	全国珠算教育連合会	教育職員免許に関する要望書	教員養成特別委
7. 22	大阪市立大学	育英奨学事業について（学長談話）	第3常置
7. 22	第44回国立大学理学部長会議	大学院の拡充整備，設備更新費・学生実地指導旅費の増額等	第1・第6常置
8. 10	国立大学一般教育担当部局協議会	教官定員増，事務組織の整備，一般教育研究短期在外研究員等	第5・第6常置 教養課程特別委
9. 7	島根県公立高等学校長協会	共通1次試験場の指定変更について	第2常置
9. 20	反大学入試センター	共通第1次試験の改善について	第2常置，入試改善特別委
10. 4	第31回中国・四国地区大学一般教育研究会	一般教育の改善・改革について	第1・第6常置 教養課程特別委
11. 7	産業教育振興中央会	推薦入学制の採用・拡大等について	第2常置
11. 8	全国大学院生協議会	育英奨学制度・授業料・OD問題等	第1・第3・第6常置 大学院特別委

4. 刊 行 物

58. 8 会報第 101 号

58. 11 会報第 102 号

● 諸 会 合

昭和58年10月～12月

- | | | |
|------------|-------|-------------------|
| 10月3日 (月) | 13:30 | 第6常置委員会 |
| | 13:30 | 大学のあり方の検討小委員会 |
| 10月4日 (火) | 9:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| 10月5日 (水) | 16:00 | オランダ国大学関係調査団との懇談会 |
| 10月6日 (木) | 15:00 | 第2常置委員会 |
| 10月7日 (金) | 15:00 | 教養課程に関する特別委員会小委員会 |
| 10月12日 (水) | 14:00 | 医学教育に関する特別委員会 |
| | 15:00 | 教養課程に関する特別委員会打合せ会 |
| 10月13日 (木) | 10:30 | 第2常置委員会打合せ会 |
| 10月17日 (月) | 13:30 | 留学生問題検討小委員会 |
| | 14:00 | 第1常置委員会 |
| | 16:00 | 文部省首脳との懇談会 |
| 10月20日 (木) | 15:30 | 日教組との会談 |
| 10月25日 (火) | 9:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会 |
| | 13:30 | 教員養成制度特別委員会 |
| | 13:30 | 教養課程に関する特別委員会 |
| 10月26日 (水) | 14:00 | 理事会 |
| 11月1日 (火) | 13:30 | 大学のあり方の検討小委員会 |
| | 14:00 | 入試改善特別委員会 |
| 11月4日 (金) | 13:30 | 図書館特別委員会小委員会 |
| 11月7日 (月) | 14:30 | 第4常置委員会給与問題小委員会 |
| 11月8日 (火) | 13:30 | 第3常置委員会 |
| | 16:00 | 教養課程に関する特別委員会打合せ会 |
| 11月9日 (水) | 13:30 | 国公立大学入試問題連絡協議委員会 |
| 11月14日 (月) | 11:00 | 第6常置委員会大学財政小委員会 |
| 11月15日 (火) | 11:00 | 第2常置委員会打合せ |
| | 14:00 | 第2常置委員会 |
| | 13:30 | 第5常置委員会 |
| | 13:30 | 図書館特別委員会 |
| | 16:30 | 大学院問題特別委員会 |
| | 16:30 | 留学生問題検討小委員会 |
| | 10:30 | 就職問題懇談会 |

- 11月16日 (水) 10:00 第73回総会
18:00 幹事会
- 11月17日 (木) 10:00 第40回事務連絡会議
- 11月30日 (水) 13:00 第1常置委員会小委員会
- 12月1日 (木) 14:00 入試改善特別委員会
- 12月2日 (金) 16:00 ニュージーランド国大学長との懇談会
- 12月5日 (月) 10:00 教員養成制度特別委員会小委員会
14:30 教員養成制度特別委員会
- 12月6日 (火) 13:30 高校側との入試問題についての会談
- 12月7日 (水) 10:00 大学院問題特別委員会小委員会
- 12月9日 (金) 9:30 大学のあり方の検討小委員会
- 12月12日 (月) 14:00 第1常置委員会
- 12月26日 (月) 15:00 第4常置委員会打合せ会

要 望 書 等

勤労学生控除制度について（要望）

昭和58年11月16日
国立大学協会会長
平野 龍一

先般、税制調査会より中間報告が政府に提出され、この中で「勤労学生控除制度について、勤労学生の生活の実情も変わっていること等からみれば、既にその存在意義はなくなったものと考えられる」と述べ、この制度の廃止を示唆している。このことについて、国立大学協会としては、勤労学生の教育の機会均等を図る見地から、深い懸念を抱くものである。

そもそも、勤労学生控除制度は、働きながら勉学に励んでいる勤労学生に対し、その修学に伴う経済上の負担を軽減し、修学を奨励援助するため、税の軽減措置を講じたものであって、昭和26年度の創設以来、わが国の勤労青少年の勉学意欲の高揚に果たしてきた役割は大きい。

今日、学生全体の生活程度は向上しているとはいえ、なお苦しい生活条件の中で勉学に励んでいる勤労学生の数は、大学・短期大学で6万人の多数にのぼっている。また、その家庭の年間収入、家庭からの仕送りにおいて、一般学生に比べて困難な経済的條件のもとに置かれている。

幾多の困難を克服して勉学を続けている学生に対し、税制の面からその修学を奨励する勤労学生控除制度の存在意義は、今日においても薄れていないばかりでなく、近年における学生生活費の上昇からみれば、その収入限度額や控除額を上げることが必要であると考えられる。

このような理由により、当協会としては、勤労学生控除制度を存続するのみならず更にその改善を図るよう強く要望する。

（要望書提出先；文部大臣，大蔵大臣，自治大臣，税制調査会会長）

教員養成制度並に免許制度改正について（要望）

教育職員養成審議会会長
中川 秀 恭 殿

昭和58年11月16日

国立大学協会会長
平野 龍一

当協会の教員養成制度特別委員会によるアンケートの調査結果が別添のとおりまとまりました。

つきましては、貴審議会のご審議に際してご参考としていただき慎重にご審議下さいますようお願いいたします。

国立大学の授業料の改定について

要望書の提出について

各国立大学長殿

国立大学協会会長

平野 龍一

昭和59年度の子算編成に当たり、国立大学の授業料の増額改定を図る意図がある由仄聞いたしましたので、これの学生生活に及ぼす影響に鑑み、急遽その対応について両副会長及び第6常置委員会委員長と協議し、取急ぎ関係方面に国立大学側の意向を伝え善処方を求めることといたしました。

よって、予て第6常置委員会で検討中の素案を基に要望書を至急取りまとめ、去る1月18日、事務局長がこれを携えて大蔵省及び文部省を訪ね、両省大臣以下各関係官にこれを提出いたしました。

以上、国立大学授業料の問題に関し緊急に処置いたしましたので、同要望書の写を添えここに報告いたします。

国立大学の授業料の改定について（要望）

昭和58年1月17日

国立大学協会会長

平野 龍一

政府においては、財政再建と行政改革に真剣に取り組まれていることに敬意を表するものがありますが、明年度の子算編成に当たり国立大学の授業料を大幅に増額改定する意図があると伝えられていることについては国立大学協会としては強い危惧の念を表明せざるを得ません。

国立大学の授業料については、既に昭和54年12月18日付けの要望書等において、繰り返し要望しておりますように、教育の機会均等の原則を実現するためにできるだけ低廉であることが望ましく、また国と社会を最大の受益者とする国立大学の教育にとって単純な受益者負担の原則の適用やコスト主義に基づく専門分野間格差の導入などは認められないこととあります。しかも近年の授業料と入学料との隔年交互の増額改定により国立大学の授業料は私立大学の授業料の半額程度にまで達しており、単なる財政収入の増の観点からその引き上げが図られてはならないことも既に指摘し要望してきたところであります。

政府におかれては、われわれの意のあるところを賢察せられ、国立大学の授業料の取扱いについては十分慎重を期せられて、教育の機会均等の原則の実現に努力されるようここに重ねて強く要望いたします。

（要望書提出先；文部大臣，大蔵大臣）

共通一次試験の改革——中曽根総理に言ったこと

国立大学協会会長
平野 龍一

中曽根総理と国大協役員との会談の内容についての毎日新聞の報道（1月28日朝刊）は、間接取材のためもあってか、正確とはいえない。とくに私が「国立大学は秀才が必要」と言ったというのはいただけない。

会談のはじめ、総理の挨拶の後、私は「施政方針演説」と称して次の四つのことを述べた。

- (1) 共通一次試験については、この試験で学力を判定し、二次試験では、クラブ活動の状況などをみて、受験生の人物を判定すべきだという意見もある。また、ハーバード大学などでは、受験生の人柄・環境などについてかなり綿密な調査を行って合否を判定しているが、わが国でもそうすべきだという人もある。たしかにハーバード大学のような私立大学で、しかもアメリカ社会の指導者を養成しようとしているところでは、このようなやり方も許されるだろう。しかし国立大学では受験生の「人物」にまで立ち入って調査し、望ましい人間像に合った者を合格させるのは適当でなく、せいぜい学力のテストにとどめるべきではなかろうか。だから東大生は秀才だとはいえても、東大生だから立派な人間だとはいえない。受験生にとっても、学力だけならとにかく、人間として劣っているから不合格だと言われたのでは救がないではないか。

こういうことを言ったのが、「国立大学には秀才が必要」と言ったと報道されたのである。

- (2) 入試というものは、その欠点を直そうとして改革すると他の欠点が出てくることが多い。難問・奇問が多いという欠点を改めるために共通一次試験が採用されたが、現在指摘されているように、いろいろな問題点が出てきた。しかも、(1)に述べたような点についても十分の詰めがなされないまま、入試改革の声におされて採用に踏み切ったうらみがある。同じ過ちを繰り返してはならない。入試改革は、総理がはじめの挨拶で述べられたように「慎重に思いつきでなく」やらなければならない。
- (3) 入試改革は、大学問題さらには学歴社会の問題の一環として検討する必要がある。入試だけをとりあげ、入試いじりをして問題も解決しない。
- (4) 国大協では昨年春、入試改善特別委員会を設け共通一次試験の抜本的な検討をしている。今のところ来年の三月末までに改革案をまとめてもらうつもりである。総理が言われる「慎重で思いつきでない入試改革」をするためには、少なくともこれくらいの期間は必要である。他方、第二常置委員会では共通一次試験の部分的改訂を検討し、順次実施することにしている。

このあとユーモアを交えて一時間くらい議論が続いた。その報道にも、いろいろと不満があるが、いちいち言うてはきりが無い。ただ、こういう場合には記者の方から共同会見を求めると、筋ではなかろうか。

〔2月3日(金)毎日新聞朝刊「編集者への手紙」欄掲載〕

そ の 他

学長等の異動

○ 学長の異動

(大 学)	(前 任)	(新 任)
福 島 大 学	伊 藤 巳 喜 夫	山 田 舜
東京商船大学	谷 初 蔵	鞠 谷 宏 士
宮 崎 大 学	木 村 正 雄 (事務取扱)	遠 藤 尚

○ 専門委員の委嘱

大学院問題特別委員会	森 亘 (東京大学医学部教授)
	岸 源 也 (東京工業大学大学院総合理工学研究科教授)
	金 森 順次郎 (大阪大学理学部長)
	宮 島 寛 (九州大学農学部長)

寄贈図書

国際交流 アジア民間交流への視点 (国際交流基金)

I D E “I D E 30年のあゆみ” (民主教育協会)

学士会会報 No. 761 (学士会)

一般学部及び大学院の学生が教育職員免許状取得のため教育学部専門教育科目を履修する場合の
取扱いに関する報告書 (香川大学教育学部)

大学時報 第173, 第174 (日本私立大学連盟)

筑波大学の10年 (筑波大学)

民族学博物館要覧 1983 (国立民族学博物館)

創意と交流 (関西学院大学)

クレセント (関西学院大学)

大阪大学史紀要 第3号 (大阪大学)

第6回中国・四国地区国立大学間合宿共同事業報告書 (広島大学)

第8回九州地区国立大学間合宿共同事業報告書 (九州大学・佐賀大学)

一般教育学会誌 58年12月 (一般教育学会)

会報 第50号 (大学基準協会)

大学と学生 211号, 212号, 213号 (文部省)

E S P No. 142 (経済企画庁)

国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会（会長・副会長を含む理事21名，各常置委員長）
- 監事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（大学の組織・制度 研究・教育体制）
 - 第2 “ （学科課程・入学試験等）
 - 第3 “ （学生の厚生補導）
 - 第4 “ （教職員の待遇改善）
 - 第5 “ （大学間の協力）
 - 第6 “ （大学財政・学費）
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会
 - 大学院問題特別委員会
 - 図書館特別委員会
 - 研究所特別委員会
 - 教職員の厚生等に関する特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
- 特別会計制度協議会（国大協会会長ほか5学長，文部事務次官ほか4局・課長）

編集後記

- * この冬、日本列島は峻烈な寒波と稀有な豪雪に見舞われ、各地で被害が続出するという異常な事態を招きました。積雪等によりご苦勞された大学もあられたことと存じ、遅ればせながら一言お見舞いを申し上げます。
- * 本号は掲載会議事録が多い関係から相当大部のものとなりましたが、お目通し頂ければ幸いと存じます。
- * 本号の「巻頭言」には、宮城琉球大学長の“所見あれこれ”を掲載することができました。また西川帯広畜産大学長には、昨秋招待したニュージーランド国大学学長の滞日記録をおまとめ頂きました。公務ご多忙のところご執筆くださった両先生のご厚意に対し深く感謝申し上げます。(R)

冴え返る学費未納の告示板

竜石

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

	昭和59年2月27日	印刷
	昭和59年2月29日	発行 (非売品)
会	報	第103号
		(第34巻第1号 通巻第103号)
編集兼 発行者	石塚龍之進	
発行所	国立大学協会事務局	
	郵便番号 113 (東京大学構内)	
	東京都文京区本郷7丁目3番1号	
	電話 03 (812) 2111 内線 (7950・7951)	
	03 (813) 0647	

印刷・製本 懶文唱堂